

麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱マニュアル (医療機関用)

令和6年3月

宮崎県福祉保健部薬務対策課

このマニュアルは、医師及び薬剤師等が病院、診療所等で疾病の治療上必要な麻薬等を取扱う場合に必要な事項について、麻薬及び向精神薬取締法及び覚醒剤取締法に基づいて説明したものです。

麻薬等の施用・管理及び諸手続き等を行う際に十分活用し、麻薬等の取扱いに間違いのないようにしてください。

なお、文頭の各事項には麻薬及び向精神薬取締法上の該当条項を記載し、文中には、留意事項（*印）及び問い合わせの多い事例（Q&A）の解説を加えていますので、是非、業務の参考としてください。

このマニュアルは、医師及び薬剤師等が病院、診療所等で疾病の治療上必要な麻薬等を取扱う場合に必要な事項について、麻薬及び向精神薬取締法及び覚醒剤取締法に基づいて説明したものです。

麻薬等の施用・管理及び諸手続き等を行う際に十分活用し、麻薬等の取扱いに間違いのないようにしてください。

なお、文頭の各事項には麻薬及び向精神薬取締法上の該当条項を記載し、文中には、留意事項（*印）及び問い合わせの多い事例（Q&A）の解説を加えていますので、是非、業務の参考としてください。

目 次

[麻薬]

I 麻薬取扱者免許と事務手続

1 診療施設に必要な麻薬取扱者免許	
(1) 麻薬施用者免許	1
(2) 麻薬管理者免許	1
2 麻薬取扱者免許の申請・諸届	
(1) 麻薬取扱者免許申請	2
(2) 免許証の記載事項変更	2
(3) 業務廃止	4
(4) 免許証の返納	4
(5) 免許証の再交付	4
(6) 麻薬診療施設でなくなった場合	5
(7) 麻薬管理者を変更した場合	5
(8) 麻薬管理者（施用者）の届（年間届）	5
(9) 麻薬中毒者診断届	6
(10) 麻薬中毒者転届届	6

II 麻薬の施用・交付・処方せんの交付

1 麻薬を処方する際の注意事項	7
2 診療録（カルテ）への記載	8
3 麻薬処方せんの記載	9

III 麻薬の管理

1 譲受（麻薬の購入）と譲渡（患者への交付）	
(1) 麻薬卸売業者からの譲受	10
(2) 譲渡	11
(3) 患者等からの施用する必要のなくなった麻薬の譲受	11
2 麻薬の保管	11
3 麻薬帳簿	
(1) 設置及び保存	12
(2) 記載事項	12
(3) 記載上の注意事項	12
4 麻薬の廃棄	
(1) 麻薬廃棄届	14
(2) 調剤済麻薬廃棄届	14
(3) 麻薬注射剤等の施用残液の廃棄（施用に伴う消耗）	15
(4) 麻薬貼付剤の施用後の廃棄	15
5 麻薬の事故届	15

IV その他（携帯輸出・輸入、立入検査、服薬指導）

1 携帯輸入・携帯輸出	17
2 立入検査	
(1) 立入検査の目的	17
(2) 立入検査証の確認	17
3 服薬指導	17

参考資料

麻薬帳簿の記載方法	19
病院内における麻薬注射剤の取扱い	27
病院内における麻薬内服剤等の取扱い	35
病院内における入院患者持参麻薬の取扱い	38
医療用麻薬一覧	42
医療用麻薬廃棄等フローチャート	44
医療用麻薬廃棄方法	51
申請書等の記載上の注意	58

[向精神薬]

I 向精神薬とは	74
II 向精神薬を取り扱う場合の注意事項	
1 譲受	74
2 譲渡	75
3 保管	75
4 廃棄	75
5 事故の届出	75
6 記録	76
7 立入検査	77
8 携帯輸入・輸出	77
9 塩酸メチルフェニデート製剤の流通管理	77
10 モダフィニル製剤の流通管理	79
11 ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の流通管理	80
III 向精神薬一覧	81
資料	
向精神薬事故届様式	88

[覚醒剤原料]

I 医薬品である覚醒剤原料とは	89
II 覚醒剤原料に関する禁止及び制限事項	
1 譲受	90
2 譲渡	90
3 所持	91
4 使用	91
II 覚醒剤原料に関する禁止及び制限事項を取り扱う場合の注意事項	
1 譲渡証及び譲受証	92
2 保管	92
3 廃棄	92
4 事故の届出	93
5 医療機関を廃止した場合等の手続き	93
資料	
覚醒剤原料譲渡証様式	94
覚醒剤原料譲受証様式	95
覚醒剤原料廃棄届書様式	96
交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届書様式	97
交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書様式	98
覚醒剤原料事故届書様式	99
業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書	100
業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書	101
業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書	102

麻 薬 事 務 手 続 一 覧

申請・届出の種類等	添 付 書 類	参 考 事 項
※麻薬施用者（管理者） 免許申請書	① 診 断 書 ② 医師、歯科医師、獣 医師又は薬剤師の免許 証の写し。（免許証の 裏書きがある場合は、 * 原本との照合が必 要ですので、原本も お持ちください。	手数料3,900円 （令和6年4月1日現在）
麻薬施用者（管理者） 免許証返納届	免 許 証	15日以内に提出
麻薬施用者（管理者） 免許証記載事項変更届	免 許 証	15日以内に提出
麻薬施用者（管理者） 免許証再交付申請書	紛失理由書 又は き損した免許証	手数料2,700円 （令和6年4月1日現在） 15日以内に提出
※麻薬施用者（管理者） 業務廃止届	免 許 証 * 残余麻薬届の提出が 必要な場合があります。	15日以内に提出
残余麻薬届		15日以内に提出
麻薬譲渡届		麻薬診療施設でなくなり、県 内の麻薬営業者等に所有麻薬を 50日以内に譲渡した場合。15日 以内に提出
年間届（麻薬受払届）		麻薬管理者（施用者）が毎年 9月30日現在で作成し、同年11 月30日までに提出
麻薬廃棄届		麻薬を廃棄する前に提出 帳簿及び印鑑を持参し、来所 すること。
調剤済麻薬廃棄届		麻薬を廃棄後30日以内に提出
※麻薬事故届		速やかに提出
※麻薬中毒者診断届 ※麻薬中毒者転届		速やかに提出

* 申請書・届の提出部数は、※印が各2部で、その他及び添付書類は各1部です。

（参考書類）

- 1 麻薬譲受証（記載例）
- 2 麻薬譲渡証（記載例）
- 3 麻薬引継確認書（記載例）

I 麻薬取扱者免許と事務手続

病院、診療所、歯科診療所、飼育動物診療施設（以下「診療施設」という。）で麻薬を取扱うには、麻薬取扱者の免許を取得することが必要です。ここでは、麻薬取扱者のうち、診療施設で必要な麻薬施用者・麻薬管理者免許の申請方法と、免許取得後の諸届等の事務手続について説明します。

1 診療施設で必要な麻薬取扱者免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

(1) 麻薬施用者免許

医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）が、疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用若しくは施用のため交付又は麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を交付するためには麻薬施用者免許が必要です。

麻薬施用者免許には次のような特徴があります。

- ① 個人に与えられる免許であること。（免許人以外は麻薬を取り扱えません。また、他人に貸与できません。）
- ② 免許証に記載された診療施設以外では麻薬の施用ができないこと。（免許証に主として診療に従事する施設以外の従として診療に従事する麻薬診療施設（以下、「従たる施設」）の記載があれば、複数の当該診療施設で麻薬の施用ができます。ただし、この場合従たる施設には麻薬管理者が設置されている必要があります。）
- ③ 免許証に麻薬を施用できる診療施設を追加するには届出を行う必要があること。
- ④ 都道府県知事ごとの免許であるので、都道府県を異にする2か所以上の診療施設で麻薬施用者になるためには、それぞれの都道府県知事から免許を受けなければならないこと。

(2) 麻薬管理者免許

麻薬施用者が2名以上いる診療施設では、原則常勤の薬剤師又は医師等の中から、その診療施設の麻薬を業務上管理する「麻薬管理者」を置かなければなりません。

この場合、麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいませんが、麻薬の実質管理を考えると、薬剤師がいる診療施設では麻薬管理者には薬剤師を当てることが望まれます。

また、麻薬管理者は、都道府県知事ごとの免許を受けなければなりません。

なお、麻薬施用者が1名だけの診療施設では麻薬管理者を置く必要はありませんが、麻薬施用者自ら麻薬の管理等（麻薬管理者の全ての業務）を行わなければなりません。

* 処方せんの交付のみを行っている麻薬診療施設で麻薬を所有していない場合においても、麻薬施用者が2名以上いる場合、麻薬管理者を置かなければなりません。

Q 1 私は、A大学病院の〇〇科の医局長で麻薬施用者の免許を受けています。この場合、部下の〇〇科の医局員である他の医師は麻薬施用者でなくても患者に麻薬を施用することができますか。

A 1 麻薬施用者の免許を取得していない医師は、麻薬の施用はできません。麻薬を施用し、施用のために交付し、又は麻薬処方せんを交付する者は、すべて麻薬施用者の免許を取得しなければなりません。

なお、当該麻薬診療施設の麻薬施用者の直接かつ具体的な指示の下、その補助者として麻薬を患者に与薬することは差し支えありませんが、当該麻薬の取扱いに関する責任は、全て指示をした麻薬施用者にあります。また、麻薬施用者の免許を受けていない医師が麻薬施用に関与することは、法令の趣旨から望ましくありませんので、補助者の医師も麻薬施

2 麻薬取扱者免許の申請・諸届

(1) 麻薬取扱者免許申請

麻薬施用者・麻薬管理者（以下「麻薬施用者（管理者）」という。）免許の申請は、次のとおりです。

- 申請書類等：麻薬施用者（管理者）免許申請書・・・・・・・・・・2部
診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）
（精神の機能の障害の有無及び麻薬中毒者（麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者をいう。）又は覚醒剤の中毒者ではない旨）
・・・・・・・・・・1部
医師等又は薬剤師の免許証（前年に引き続き免許を受けようとする者は不要）
* コピーをとり原本は、その場で返却します。
病院又は診療所の開設届の写し・・・・・・・・・・1部
* 施設の開設届の写しを添付する必要があるのは、新規に麻薬診療施設になる場合のみです。
新たに麻薬を取り扱う施設の場合は施設の平面図及び麻薬保管庫の立体図（院外処方のみ場合は不要）・・・・・・・・・・1部
手数料 3,900円（令和5年4月1日現在）
申請先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- * 申請時に病院・診療所等の開設状況について、説明を求める場合があります。特に、新設や移転の場合は、麻薬保管庫（かぎをかけた堅固な設備）の配置状況について確認をします。（「麻薬の保管」の項参照）
* 免許の有効期間は、免許を受けた日からその日の属する年の翌々年の12月31日までです。継続して麻薬の取扱いをする場合には3年ごとに新しく免許を受けなければなりません。
新しく免許を受けなければ、有効期間満了後は麻薬の取扱いができなくなり、不法所持及び施用した場合は無免許施用になります。このため、捜査及び処分の対象となることもありますので十分注意してください。

Q2 私は在日外国人の医師ですが、病院では、通称名（日本名）を用いていますので、麻薬施用者免許証の氏名も通称名での発行を希望しますが、可能でしょうか。

A2 麻薬施用者免許証の氏名欄には、本名を記載することとなりますが、外国人登録証に通称名（日本名）の記載がある場合は、本名に加えて（ ）書きで通称名を記入することができます。

(2) 免許証の記載事項変更（法第9条）

- ① 麻薬施用者免許証の記載事項（麻薬業務所（診療施設）の所在地・名称、麻薬施用者の住所・氏名）に変更が生じたとき又は麻薬施用のための従たる施設を追加・削除したときは、次により「免許記載事項変更届」を提出し、免許証の書き替えを行わなければなりません。
- ② 麻薬管理者免許証の記載事項（麻薬業務所（診療施設）の名称、麻薬管理者の住所・氏名）に変更が生じたときは、次により「免許記載事項変更届」を提出し、免許証の書き替えをしなければなりません。
- 提出書類：麻薬施用者（管理者）免許証記載事項変更届・・・・・・・・・・1部
麻薬施用者（管理者）免許証
氏名の変更の場合は、氏名が変わったことを証明する書類（戸籍抄本等）
病院又は診療所の開設届の写し・・・・・・・・・・1部

- * 施設の開設届の写しを添付する必要があるのは、原則として、移転、開設者変更又は初めて麻薬を取り扱うことになった施設を追加する場合のみ

届出期限： 変更後15日以内

届出先： 管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- * 届出時に病院・診療所等の開設状況について、説明を求める場合があります。
- * 麻薬施用者が麻薬業務所を変更する際、15日以内に免許の書き換えを行わずに変更後の業務所で麻薬を施用することは、処分の対象となることもありますので、十分注意してください。
- * 県外の業務所に転勤等の場合は、記載事項変更ではなく、本県で業務廃止の手続きを行わなければなりません。なお、転勤後の業務所で麻薬の施用等を行う場合は、管轄する都道府県知事の免許が必要です。
- * 麻薬管理者については、勤務する診療施設を変更する場合、診療施設が移転する場合又は診療施設の開設者が変わる場合（法人⇄個人、親⇄子）等は、県内であっても、一旦業務廃止を行った上で新規に麻薬管理者免許を申請しなければなりません。
- * 市町村合併、地番変更等により単に住所表記が変更になった場合は、記載事項変更届は必要ありません。

Q 3 私は県内のB病院を麻薬業務所とする麻薬施用者免許を持っているAです。来月から県内にA医院を開業し、そこでは私一人が麻薬を施用しようと考えています。B病院の方は週1回勤務し、麻薬も今までどおり施用したいと思います。この場合どのような手続が必要ですか。

A 3 「麻薬施用者免許証記載事項変更届」により、麻薬業務所をB病院からA医院に変更し、更にB病院を従たる施設として追加する手続を行ってください。

提出書類：麻薬施用者免許証記載事項変更届
麻薬施用者免許証

（B病院が保管している場合は、B病院からもらってください。）

- * 記載事項変更後の麻薬施用者免許証の写しはB病院の麻薬管理者に提出してください。
- * B病院に麻薬管理者が居ない場合はB病院を従たる施設としては追加できません。なお、A医院は、麻薬施用者が一人のみの麻薬診療施設なので、麻薬管理者を置く必要はなく、Aさん自らA医院で所有する麻薬を管理しなければなりません。（「Ⅲ麻薬の管理」の項参照）

Q 4 私は県内のC病院に勤務している麻酔科医ですが、非常勤で県内のD病院にも勤務することになりました。C病院では、麻薬施用者免許を取得していますが、D病院についても手続が必要ですか。

A 4 D病院に麻薬管理者がいる場合は、「麻薬施用者免許証記載事項変更届」により、麻薬業務所にB病院を従たる施設として追加する手続を行ってください。

なお、D病院に麻薬管理者がいない場合は、麻薬管理者を設置するまでは手続は不可能であり、D病院での麻薬の施用はできません。

Q 5 私は、麻薬施用者ですが、婚姻に伴い苗字が変わりました。しかし、夫婦別姓で診療所内では旧姓を使用したいので、麻薬処方せんも旧姓の

A 5 医師は医師法施行令第5条第1項の規定により、医籍の登録事項に変更を生じたときには、30日以内に医籍の訂正を申請することになってますが、医師免許証の書換えは医

ままで氏名を記載したいと考えてます。

この場合、麻薬施用者免許証の記載事項変更は必要ですか。また、麻薬処方せんの氏名は旧姓のまま記載してもよろしいですか。

師法施行令第8条第1項の規定により義務化はされておらず、同医師が医師免許証の書換えを行わないまま旧姓を用いて一般処方せんを発行することは可能です。

一方、麻薬施用者免許証に関しては、戸籍上姓が変わることにより麻薬施用者免許証の記載事項に変更が生じていますので、麻薬及び向精神薬取締法第9条第1項の規定により、15日以内に免許証の記載事項の変更を届出る義務があります。その際には、同医師が発行する一般薬を含めた全ての処方せんに混乱が生じないように、処方せんに記載する氏名を統一する必要がありますので、新たに交付する麻薬施用者免許証に旧姓を()書きで併記します。このような手続きを行えば、麻薬処方せんの氏名を旧姓のまま記載しても差し支えありません。

* 医師免許証を書換えていた場合は、旧姓の併記はできません。

* 通称の使用はできません。

(3) 業務廃止（法第7条）

麻薬施用者（管理者）が麻薬に関する業務を廃止したり、その前提となる資格を失った場合（医師免許等の取消し等）は、次により「業務廃止届」を提出しなければなりません。

提出書類：麻薬施用者（管理者）業務廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部
麻薬施用者（管理者）免許証

届出期限：業務廃止後15日以内

届出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

* 麻薬施用者（管理者）が死亡した場合の「業務廃止届」は、相続人など届出義務者が届け出てください。

* 以下の場合においては、業務廃止の手続きのほかに「(6)麻薬診療施設でなかった場合」の手続きも必要となります。

- ・ 診療施設に麻薬施用者が一人もいなくなった場合
- ・ 診療施設が県内の他の場所に移転する場合
- ・ 診療施設の開設者が変更になる場合（例：個人⇔法人、親⇔子）

(4) 免許証の返納（法第8条）

麻薬免許の有効期間が満了した場合、麻薬免許を取り消された場合又は再交付後に紛失していた免許証を発見した場合は、次により「免許証返納届」を提出しなければなりません。

提出書類：麻薬施用者（管理者）免許証返納届・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
麻薬施用者（管理者）免許証

届出期限：期間満了又は医師等の免許取消し後15日以内

届出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

(5) 免許証の再交付（法第10条）

麻薬免許証を紛失したり、き損した場合は、次により「免許証再交付申請書」を提出し、麻薬免許証の再交付を受けなければなりません。

提出書類等：麻薬施用者（管理者）免許証再交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・1部
麻薬施用者（管理者）免許証（き損の場合）

紛失理由書（紛失の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

手数料 2,700円（令和5年4月1日現在）

申請期限：紛失又はき損後15日以内

申請先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- * 免許証が再交付された後に紛失した免許証を発見した場合は、(4)の手続により、15日以内に発見した免許証を返納しなければなりません。

(6) 麻薬診療施設でなくなった場合（法36条）

診療施設が次の事例に該当する場合は、麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する診療施設をいう。）ではなくなります。麻薬診療施設でなくなった場合には、15日以内に業務廃止及び所有する麻薬の数量等の届出をしなければなりません。

また、所有する麻薬は、必ず50日以内に廃棄又は譲渡の手続きが必要です。

さらに、廃棄又は譲渡の日から15日以内に届出をしなければなりません。

- ① 保健所に診療施設の廃止届を提出した場合
 - ・ 診療施設を廃止又は移転した場合
 - ・ 診療施設の開設者が死亡又は開設する法人が解散した場合
 - ・ 診療所の開設者を変更（個人⇄法人、親⇄子等）した場合
- ② 麻薬施用者が一人もいなくなった場合

提出書類：麻薬施用者（管理者）業務廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

残余麻薬届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

麻薬廃棄届（麻薬を廃棄する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

麻薬譲渡届（麻薬を譲渡した場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

- * 麻薬診療施設でなくなると、50日を超えて麻薬を所持することができません。その後は不法所持となりますので、50日以内に所有する麻薬について廃棄又は県内の麻薬取扱者に譲り渡す等の処理を行わなければいけません。
- * 残余麻薬届は、麻薬を所有していなかった場合も提出する必要があります。
- * 麻薬診療施設の開設者が死亡又は開設する法人が解散した場合の届出は、相続人など届出義務者が行うことになります。

(7) 麻薬管理者を変更した場合（行政指導事項）

麻薬管理者を変更した場合は、適正な麻薬管理のために、現に有する麻薬の種類及び数量等を正確に引継ぐとともに、麻薬の所有者である麻薬診療施設の開設者等の確認を受けてください。（麻薬引継確認書）

また、麻薬引継確認書の写しを管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）に一部提出してください。

- * 新たに麻薬管理者となる者は、管理者を交代する日までに免許を取得する必要があります。

(8) 麻薬管理者（施用者）の届（年間届）（法第48条）

麻薬管理者（施用者）は、毎年11月30日までに、次の事項を宮崎県知事に届け出なければなりません。

- ① 前年の10月1日現在に所有していた麻薬の品名・数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り受けた麻薬の品名・数量
- ③ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に施用又は施用のために交付した麻薬の品名・数量
- ④ その年の9月30日現在に所有する麻薬の品名・数量

提出書類：麻薬年間届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

届出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- * 届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても「所有なし」と届出する必要があります。
- * 年間届に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、速やかに年間届訂正願を提出して下さい。

(9) 麻薬中毒者診断届（法第58条の2）

医師（麻薬施用者免許の有無は問いません。）が、患者を診察した結果、麻薬・大麻・あへんの慢性中毒者（医療中毒を含む。（以下「麻薬中毒者」という。））と診断した場合は、次により「麻薬中毒者診断届」を提出しなければなりません。

提出書類：麻薬中毒者診断届・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

届出期限：診断後速やかに。

届出先：患者の居住地（長期入院患者の場合は入院先の所在地）が宮崎県内の場合は管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）。

県外の場合は該当する都道府県薬務主管課

- * 麻薬中毒とは、麻薬（ヘロイン、モルヒネ、コカイン等）、大麻又はあへんの慢性中毒であり、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。
- * 麻薬を常用して通常2週間を超えるときは、麻薬に対する精神的身体的依存を生じる可能性が高いと言われておりますが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となるときの一応の目安であり、緩和医療等の目的で、医療用麻薬を適正に施用している場合には中毒にならないとの学会等での報告があります。したがって、患者が麻薬中毒であるか否かの診断は、単に施用期間の長短によって診断することのないよう留意してください。
- * がん等の疾病治療のため麻薬を施用した患者を麻薬中毒者と診断した場合は、上記診断届に＜医療用＞と記入した上で届け出てください。

(10) 麻薬中毒者転届届（法第58条の2）

麻薬中毒者診断届（医療用）に係る患者が、死亡、治癒又は転医した場合は、「麻薬中毒者転届届」を次により提出しなければなりません。

提出書類：麻薬中毒者転届届・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

届出期限：麻薬中毒者の死亡、治癒又は転医後速やかに

届出場所：麻薬中毒者診断届を提出した行政機関

II 麻薬の施用・交付・処方せんの交付

ここでは、麻薬を患者に処方する際の一般的注意事項と、診療録・麻薬処方せんの記載上の注意事項について説明します。

1 麻薬を処方する際の注意事項（法第27条、第30条、第33条）

麻薬を患者に施用、施用のために交付又は麻薬処方せんを患者に交付する際には次の事項に留意する必要があります。

- (1) 疾病の治療以外の目的で麻薬を施用又は施用のため交付することはできません。ただし、次の場合は、例外的に疾病の治療と認められています。
 - ・ 人工妊娠中絶手術を行う場合
 - ・ 産児制限の目的で、避妊用リングを挿入する場合
 - ・ 美容上の目的で、隆鼻、二重まぶたの整形等の手術を行う場合
 - ・ 十二指腸ゾンデを挿入する際、咽喉にコカイン液を塗布する場合
- (2) 麻薬中毒症状の緩和又はその治療の目的で、麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。
- (3) 政府発行の証紙で封がされているままの麻薬は、施用のため交付することはできません。
- (4) 当該麻薬診療施設で管理されている以外の麻薬を施用又は施用のため交付することはできません。
- (5) 患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護にあたる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で家族等に確認してください。さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。
- (6) 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものとする必要があります。（ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。）
また、交付した患者に対し、患者の居宅での保管方法、保管場所等について適切な指導をしてください。（他の物と区別して保管する・直射日光を避けて保管する等）
- (7) 麻薬注射剤をアンプルのまま患者に交付することは避けてください。
- (8) アンプル入りの麻薬注射剤を分割して2人以上の患者に施用することは避けてください。
また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分け連続して施用する場合であっても管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプルは麻薬管理者に速やかに返納しなければなりません。（施用残液の処理については、(3) **麻薬注射剤等の施用残液の廃棄** の項参照）。
- (9) ケタミン等の大容量のバイアル製剤については、アンプル製剤と異なり、同一バイアルに入れられた麻薬を管理面、衛生面等に問題がなければ、複数の患者に施用しても差し支えありませんが、その際には、実際に施用した数量を患者ごとに診療録及び麻薬帳簿に記載する必要があります。また、当該麻薬にアンプル製剤がある場合は、可能な限りアンプル製剤を使用するようにしてください。
- (10) 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、病棟において同一の入院患者等に分割して施用することは差し支えありません。ただし、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。その場合の施用残については、麻薬管理者へ速やかに

返納してください。「施用に伴う消耗」として麻薬管理者が他の職員立会いの下で廃棄することになります。

(11) 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10%散(水)、1%散(水)、坐剤等を調整することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載(「倍散・倍液の予製」の項参照)が必要となります。

(12) 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便などを考慮して医師が決める事項ですが、麻薬を施用し始めてから最初の2、3週間や、患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。

また、入院患者に投与する内服液剤の場合には、一応の目安として、腐敗、雑菌混入、変質などの衛生上、品質上の問題から、1週間以内が適当です。

* 保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療養担当規則」という。)では、外来患者に交付する薬剤について、投与期間に上限が定められていますので御留意ください。

(13) 入院患者への麻薬注射剤の処方については、1日ごと又は1施用ごとの処方としてください(深夜から早朝に日がまたがる場合にはこの限りではありません。)

(14) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は当該患者の麻薬施用者と相談の上、交付した麻薬を病棟看護師詰所等(専用の堅固で固定された麻薬保管庫)で保管、管理するよう指示する必要があります。

(15) 転院等で入院患者が、他の施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際は、麻薬管理者は麻薬の種類及び数量を把握の上、帳簿に記載する必要があります。

また、当該患者に対しては持参してきた麻薬を継続施用することが出来ますが、継続施用しない場合は、受け入れた麻薬を廃棄し、調剤済麻薬廃棄届により届け出なければなりません。(廃棄手続きは、(2) **調剤済麻薬廃棄届** の項参照。)

2 診療録(カルテ)への記載(法第41条)

麻薬施用者が麻薬を施用、施用のため交付又は麻薬処方せんを交付したときは、医師法又は歯科医師法(以下「医師法等」という。)の規定による診療録に次の事項を記載しなければなりません。

- ・ 患者の氏名、性別、年齢、住所
- ・ 病名及び主要症状
- ・ 麻薬の品名及び数量
- ・ 施用又は交付年月日

なお、記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。

(1) 注射剤については、実際に施用した数量をmL単位で記載すること。

* 1Aではなく、0.5mLとか0.7mLなどと記載

(2) 保険点数のみの記載では、麻薬の品名及び数量を記載したことになりません。

(3) 同一の麻薬処方を継続する際は、2回目以降についても略記号等(例えば、d.o、前同、〃)で記載せず、品名及び数量を明確に記載しなければなりません。

(4) 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名(リンコデ、塩モヒ程度)のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありません。ただし、麻薬の品名及び数量の記載のない院内約束処方等で記載してはなりません。

* 「鎮咳1号(リン酸コデイン60mg)」程度の記載であれば差し支えありませんが、「鎮咳1号」のみの名称記載は不適當です。

(5) 診療録の記載については、処方及び施用した麻薬の品名及び数量に、朱色の下線を引くか、「麻」と朱書きする等、麻薬の施用がすぐに判るようにすることが望まれます。なお、施用した麻薬の品目及び数量を記載した書面(施用票の写し等)を添付しても差し支えありません。

(6) 塩酸モルヒネ坐剤、硫酸モルヒネ錠、デュロテップMTパッチ等の複数の規格がある製剤を施用した場合には、何mgのものを何個施用したかが分かるように記載する

必要があります。

- (7) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることが出来ますが、その際、服用状況等を随時聴取し、診療録等に記載するようにしてください。
- (8) 転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、その麻薬は、当該患者に継続施用することが出来ますが、その際、診療録等に継続使用の状況を記載するようにしてください。
- (9) 診療録の保存期間は、医師法等により5年間と定められています。

Q 6 入院患者に麻薬を施用する場合、麻薬の施用に関する記録を看護記録や体温表に記載しても良いでしょうか？

A 6 麻薬を施用した場合は、法第41条の規定により、診療録（カルテ）へ施用の記録を記載しなければならないことになっています。この施用の記録は、診療録本体と一体化して保管されていれば、看護記録や体温表に記載されていても差し支えありません。

3 麻薬処方せんの記載（法第27条）

麻薬処方せんには、麻薬施用者が自らの責任で次の事項を記載する必要があります。

- (1) 患者の氏名、年齢（生年月日でも可）
- (2) 患者の住所
- (3) 麻薬の品名、分量、用法用量
- (4) 麻薬施用者の記名押印又は署名（署名の場合は押印は不要ですが、自筆でない場合は署名した人が無免許施用となる可能性があります。）
- (5) 処方せんの使用期間
- (6) 処方せんの発行年月日
- (7) 麻薬施用者免許番号（3年毎免許を継続取得するたびに変更になります。）
- (8) 麻薬診療施設の名称、所在地

ただし、院内麻薬処方せんは、上記(2)、(5)、(8)の事項を省略することができます。

なお、調剤済みの麻薬処方せんは、医療機関の院内処方せんの場合は、医療法で2年間の保存が義務付けられています。また、院外発行の処方せんの場合は、療養担当規則で処方せんを応需した院外の薬局において3年間の保存が義務付けられています。

- * 麻薬処方せんに約束処方を記載する場合には、次の事項を守る必要があります。
 - ・ 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
 - ・ 院内処方せんの記載のみに用いること。（院外処方せんは不可）
 - ・ 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。

Ⅲ 麻薬の管理

麻薬管理者（麻薬管理者のいない診療施設については、麻薬施用者とする。以下この節について同じ。）は、当該麻薬診療施設において所有する麻薬の管理（譲受・保管・払出し等）を行わなければなりません。したがって院内にある麻薬は、麻薬施用者に渡したものでも患者に適正に施用されるまでは、麻薬管理者が管理をしなければなりません。また、麻薬管理者は当該麻薬診療施設における麻薬施用者免許取得状況の把握も行う必要があります。

1 譲受（麻薬の購入）と譲渡（患者への交付）（法第24条、第26条、第32条）

麻薬の譲受・譲渡については、法律で厳しく規制されています。麻薬診療施設においては、原則として次に掲げる場合以外は、譲受・譲渡はできません。

なお、薬局や麻薬診療施設との賃借は絶対にしてはいけません（同一開設者が開設する麻薬診療施設間においても同様です。）。

(1) 麻薬卸売業者からの譲受

麻薬の譲受は、原則として宮崎県内の麻薬卸売業者からに限られています。

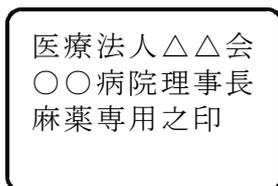
次の事項に十分注意して麻薬を譲り受けなければなりません。

- ① 麻薬卸売業者へ「麻薬譲受証」を交付し、麻薬卸売業者からは「麻薬譲渡証」の交付を受ける必要があります。（麻薬譲受証の提出が、麻薬を譲り受ける前提要件）
- ② 麻薬譲受証には、譲受人（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（管理者がいない施設では施用者）の免許番号及び氏名、麻薬の品名・数量等必要事項を記載し押印しなければなりません。

なお、譲受証に押印する印は原則として開設者の印ですが、法人（一人法人を除く。）で代表者印が常置されていない場合は、代表者印に代わる麻薬専用の印（他の用務と併用する印や、スタンプ印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印との兼用は可。）又は代表者が認めた施設の長の印（個人印は除く。）でも構いません。また、この印は麻薬卸売業者に登録してください。

麻薬譲受証の余白部分には、斜線を引くか以下余白と記載してください。

麻薬専用印の例



麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例



- ③ 麻薬卸売業者から交付を受けた麻薬譲渡証は2年間保存しなければなりません。麻薬譲渡証を紛失又はき損した場合には、麻薬卸売業者から再交付を受ける必要があります。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、速やかに麻薬卸売業者に返納しなければなりません。
- ④ 麻薬を譲り受ける時は、麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか、また、麻薬の容器に政府発行の証紙による封かんがなされているか確認した上で、封を切って現品の数量及び破損等について確認する必要があります。
- ⑤ 譲り受ける麻薬について、麻薬卸売業者立会いの下で破損等が発見した場合は麻薬卸売業者が「麻薬事故届」を提出することになります。
しかし、麻薬を譲り受けた後に破損を発見した場合は、麻薬管理者が「麻薬事故届」を提出しなければなりません。（「麻薬事故届」については、Ⅲの5 麻薬の事故届 の項参照）
- ⑥ 麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じやすいので極力避けてください。

(2) 譲渡

患者に施用のため交付する場合を除き、原則として麻薬を譲り渡すことはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。

ただし、治験薬の譲渡及び不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第11項の規定により、九州厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。この場合には、麻薬譲渡許可申請書を九州厚生局長あてに提出し事前に許可を得ることが必要です。

なお、業務廃止に伴い麻薬を譲り渡す場合については、麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、九州厚生局長の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者（麻薬卸売業者等）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます（(6) 麻薬診療施設でなくなった場合の項参照）。

(3) 患者等からの施用する必要のなくなった麻薬の譲受

麻薬の交付を受けた患者又は患者の家族からは、施用中止又は死亡等の理由により施用する必要のなくなった麻薬を譲り受けることができます。（他の麻薬診療施設又は麻薬小売業者（薬局）から交付された麻薬を含みます。）

① 院外の患者から譲り受けた麻薬は、麻薬診療施設で廃棄しなければなりません。

（この場合の廃棄は、(2)「調剤済麻薬廃棄届」の手続を参照）

② 麻薬診療施設の入院患者に当該施設が施用のため交付した麻薬については、管理面、衛生面に問題がなければ、譲り受けた麻薬を再利用しても差し支えありませんが、当該麻薬に係る保険請求に御留意ください。

（この場合は、「患者からの譲り受け・返納」の項参照）

2 麻薬の保管（法第33条、第34条）

麻薬診療施設では、麻薬管理者が次の事項を守って麻薬を保管し、盗難・紛失等の事故がないようにしなければなりません。

(1) 保管設備

当該麻薬診療施設で管理する麻薬は、診療施設内に設けたかぎをかけた堅固な設備に保管しなければなりません（居住部分は不可）。

① 「かぎをかけた堅固な設備」とは、麻薬専用で金属製の施錠設備のあるものなどをいいます。重量金庫以外の保管庫は盗難防止のため固定するなど容易に移動できない状態にする必要があります。（スチール製のロッカー、事務機の引き出し及び固定されていない手提げ金庫等は不可）。事務機の引き出しに金庫を固定することも不適當です。

宮崎県では、2か所以上でかぎがかかる構造（シリンダー錠とダイヤル錠の組合せが望ましい。）の保管庫の設置をお願いしています。

② 病棟及び手術室等の麻薬保管庫についても、①と同様の取扱いとなります。

③ 麻薬診療施設の麻薬施用者が、院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を所有する予定のない診療施設は必ずしも麻薬保管庫の設置を要しませんが、麻薬を所有する場合は、事前に堅固な設備を設置しなければなりません。

(2) 保管上の留意点

① 麻薬の保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別しなければなりません。麻薬保管庫は、麻薬専用とし、現金及び書類（麻薬帳簿等）等を一緒に入れることはできません。

② 麻薬保管庫の設置場所は、医薬品の管理をしている薬局が適當です。盗難防止を考慮して人目につかず、関係者以外の出入りのない場所を選ぶことが望まれます。

③ 病棟や手術室等、緊急に麻薬を施用する可能性のある場所で、注射剤の定数保管を行う場合は、盗難防止を念頭に置き、保管庫の容量、麻薬使用状況を考慮して保管量を決めてください。なお、定数保管場所は、麻薬管理者から麻薬の仮渡しを受けた責任者の常駐する場所が望まれます。（内服薬・外用薬の定数保管はしないで

ください。)

- ④ 麻薬保管庫は、出し入れの時以外のときには必ず施錠し、かぎの保管にも注意が必要です。(かぎを麻薬保管庫につけたままにはいけません。)
- ⑤ 麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出してください。施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、往診かばんに常時麻薬を入れたままにはいけません。
- ⑥ 入院患者が持参した麻薬を継続施用する際、麻薬施用者は麻薬管理者と相談の上、患者の病状等により病棟等の麻薬保管庫で保管するか、又は患者に保管させるか等を適宜判断してください。なお、患者に保管させる場合は必要最小限の量としてください。また、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して保管方法を助言するなど注意喚起に努めてください。

Q 7 患者の家が遠隔地である場合、往診する際に麻薬を所持したまま途中でホテル等に宿泊しても差し支えありませんか。

A 7 往診に際しては県外等の遠隔地に行く場合があります。往診の途中で宿泊を伴うこともあります。その際、必要があれば、施用のため診療所から麻薬を持参し、ホテル等に宿泊してもかまいません。

ただし、麻薬が入っているかばん等を車の中に放置するなどの行為は絶対に避け、宿泊する部屋に運び入れるなど、常時自己の管理が及ぶようにすることが必要です。

3 麻薬帳簿（法第39条）

(1) 設置及び保存

麻薬管理者は、麻薬診療施設に麻薬に関する帳簿（以下、麻薬帳簿という。）を備え付けなければなりません。麻薬帳簿は、麻薬の取扱いがない場合も備え付ける必要があります。また、使い終わった麻薬帳簿は、最終の記載日から2年間保存しなければなりません。

(2) 記載事項

麻薬管理者は、麻薬帳簿に(3)記載上の注意事項により次の事項を記載する必要があります。

- ① 譲り受けた麻薬（患者から施用中止等の理由により譲り受けた麻薬を含む。）の品名、数量及びその年月日
- ② 譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ（ジオニン）及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
- ③ 施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ（ジオニン）及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量、及びその年月日
- ④ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名及び数量並びに事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）
- ⑤ 廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日

(3) 記載上の注意事項（麻薬帳簿の記載方法 の項参照）

- ① 品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載する必要があります。したがって、原末から倍散、倍液等を予製した場合は、帳簿の別ページ等にそれぞれの口座を設けて記載しなければなりません。
- ② 着脱式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用する場合は、ページを付す必要があります。
- ③ 鉛筆等消えやすいものを使用してはいけません。なお、記載内容の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、そのわきに正しい数字等を書き、訂正した箇所に訂正者（麻薬管理者等）の印を押す必要があります。

- ④ 原則として、譲受け又は譲渡しがあつた都度、次の事項に従つて記入しなければなりません。
- ア 【麻薬卸売業者からの譲受】
- ・ 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した「麻薬譲渡証」に記載された年月日とし、譲渡証の日付と納品日が異なる場合は、納品日を備考欄に記載すること。
 - ・ 購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品番号（製造番号は不可）を備考欄に記載すること。
- イ 【患者等からの譲受】
- ・ 患者に一度交付した後、飲み残し等の理由により返納された麻薬についても帳簿に記載すること。この場合、備考欄に譲り受けた患者の氏名を記載すること。
- また、同日中に複数の患者から麻薬の返納があつた場合は、患者ごとに返納数量が分かるように記載すること。
- ・ 患者から返納された麻薬数量を記載する際には、麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるような方法で記載すること。
 - ・ 返納された麻薬を廃棄処分した場合は、備考欄に廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届の届出年月日を記載し、廃棄の立会者が記名押印又は署名をすること。
- なお、廃棄する麻薬の記録については、別帳簿（麻薬廃棄簿等）を作成すると便利です。
- ウ 【譲渡】
- ・ 麻薬処方せんの交付を受けた者（患者）の氏名又はカルテ番号を備考欄に記載して盗難等のないように管理すること。
 - ・ コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を交付した場合についても同様に記載するか、一日毎の使用量及び残量が確認できるように記載して保管管理の徹底に努めてください。
- ⑤ 定期的に、帳簿残高と在庫現品との確認を行う必要があります。
- * アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散の秤量誤差と認められるものについては、麻薬管理者が他の職員の立会いの下で確認の上、帳簿にこの旨を記載し、訂正することができます。この場合、備考欄に立会者が記名押印又は署名しなければなりません。
- ⑥ 麻薬管理者変更の際は、在庫確認の上、麻薬管理者変更の旨を備考欄に記載し前任者・後任者連名で記名押印してください。
- ⑦ 転院等で入院患者が、他の施設で処方を受けた麻薬を持参してきた時は、麻薬帳簿に受け入れた麻薬の品名及び数量を記載し、残高には加えず帳簿の備考欄に持参した患者の氏名を記入する必要があります。また、持参麻薬専用帳簿を使用する場合も備考欄に持参した患者の氏名を記入する必要があります。
- なお、持参麻薬を同一患者に継続使用するため病棟へ払出す際は、払い出す数量と本人管理・病棟管理の区別を記入する必要があります。
- また、持参麻薬を廃棄する場合は、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印しなければなりません。（記載例は、エ「入院する患者が持参した麻薬の記載例（麻薬帳簿を使用する場合）」及び.オ「入院する患者が持参した麻薬の記載例（持参麻薬専用帳簿を使用する場合）」の項参照）
- ⑧ コカイン水を塗布した場合、帳簿の払出欄は、1日総使用綿棒数、綿球数、滴数又はスプレー回数等を記載する必要があります。「残量」欄は、毎日の記載は不要ですが、毎月15日と月末（常時使用しない施設にあっては月末1回でよい。）には、残量を計算し、前回の残量計量日の翌日から当該計量日まで（例えば4月1日から4月15日まで、4月16日から4月30日まで）の総施用量（mL）を算出し、その施用量及び残量を計量の都度記載しなければなりません。
- なお、倍液の1回予製量は、1か月使用分以下又は50mL以下とし、患者数、施用量等を考慮して、必要最小限の量としてください。倍液の使用に当たっては、なるべく少量に小分けするなど残液の品質劣化の防止、衛生管理を図ってください。

- ⑨ 麻薬の受け払い等の記録については、コンピュータで処理することもできます。ただし、この場合、麻薬専用のシステムとし、定期的に印刷し印刷物を帳簿として保管する等の所定の要件（昭和57年5月31日薬麻第305号通知）を満たすことが必要ですので、注意してください。

4 麻薬の廃棄

麻薬を廃棄しようとする場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、事前に「麻薬廃棄届」を提出し、法第50条の38に規定する保健所職員の立会いのもとに行わなければなりません。

麻薬処方せんにより調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む。）は、廃棄の際の保健所職員の立会いは必要なく、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出しなければなりません。

また、注射剤等の施用残液は、届出の必要はなく、麻薬管理者が他の職員の立会いのもと廃棄することができます。廃棄をする麻薬については、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難な方法により適切に処理する必要があります。（**医療用麻薬廃棄方法** 参照）

(1) 麻薬廃棄届（法第29条）

麻薬廃棄届により、麻薬を廃棄する場合。

廃棄する麻薬の種類：古くなった麻薬、変質・破損等により使用しなくなった麻薬、アンプルカットしたが施用しなかった麻薬（患者の施用として診療録及び麻薬処方せんに記載しない場合）、調剤過誤した麻薬、使用の見込みがなく不要になった麻薬

廃棄の方法：保健所職員の立会いのもと、届け出た方法で行うこと。

提出書類：麻薬廃棄届・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

提出方法：下記届出先に、廃棄する前に提出し、廃棄実施年月日の調整を行うこと。

提出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

* 取扱中に落下等により破損した場合は、別途麻薬事故届が必要です。

(2) 調剤済麻薬廃棄届（法第35条）

調剤済麻薬廃棄届により、麻薬を廃棄する場合。

廃棄する麻薬の種類：麻薬処方せんにより調剤された麻薬

- ・ 入院患者に交付したが、飲み残したり、施用中止になった麻薬
- ・ 外来患者に交付したが、麻薬を施用する必要がなくなったために、患者等から譲り受けた麻薬
- ・ 再入院の際に患者が持参したが、施用しなかった麻薬
- ・ アンプルカットしたが、施用しなかった麻薬（患者の施用として診療録及び麻薬処方せんに記載する場合）ただし、アンプルカット後であっても、配合変化等の誤調製が生じた場合は、調剤した麻薬には該当しませんので、麻薬廃棄届により処理する必要があります。

廃棄の方法：麻薬管理者が、麻薬診療施設の他の職員の立会いのもと、放流等麻薬の回収が困難な方法で行うこと。

提出書類：調剤済麻薬廃棄届・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

提出方法：下記届出先に、廃棄後30日以内に提出すること。

提出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

* 30日以内であれば、その間の廃棄をまとめて1つの届出書で提出してもかまいませんが、個人毎に廃棄した麻薬の種類・数量及び廃棄年月日を記載する必要があります。

ります。

(3) 麻薬注射剤等の施用残液の廃棄（施用に伴う消耗）

麻薬注射剤の施用残液及びIVH（経中心静脈高カロリー輸液）に麻薬注射剤を注入して施用したものの残液は、麻薬管理者が他の職員の立会いのもと速やかに放流等の方法で廃棄する必要があります。この場合は、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

その際は、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払い出したときの備考欄に廃棄数量を記載し、立会者が署名または、記名押印しなければなりません。（ア「注射剤の場合①アンプル製剤の例」の項参照）

(4) 麻薬貼付剤の施用後の廃棄

麻薬貼付剤の施用後（貼付途中で剥がれたものを含む。）のものは、通常の廃棄物として適正に処理する必要がありますので麻薬管理者へ返納するなど各施設の麻薬管理者の指示に従ってください。

5 麻薬の事故届（第35条）

(1) 麻薬事故届

麻薬の事故とは、麻薬が適法な使用、廃棄等を原因とせず、有るべきところから無くなることをいいます。麻薬管理者が管理している麻薬に、滅失（破損、蒸発、流失、焼失等）、盗取、所在不明、その他の事故があった場合は、速やかにその麻薬の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を「麻薬事故届」により、宮崎県知事に届け出なければなりません。

提出書類：麻薬事故届・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

提出期限：事故発生後速やかに

提出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

(2) 留意事項

- ① 麻薬を盗取された場合は、警察へも届け出る必要があります。
- ② アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故及び経過を詳細に記入した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

* ②の取扱いはアンプル剤麻薬注射剤にのみ適用されるもので、アンプルカットした麻薬を混在した輸液や内服剤、貼付剤などの他の剤形の麻薬には適用されません。

- ③ 入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合（患者の責任が明確な場合）には、麻薬管理者は、麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）にその状況を報告してください。また、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、警察にも連絡する必要があります。

- ④ アンプル注射剤の破損でも、ひびが入った程度で失われた麻薬が全くなかった場合は、麻薬廃棄届の扱いになります。

- ⑤ 「麻薬事故届」の事故発生の状況欄に書ききれない場合は、当該欄に（別紙のとおり）と記載し、別紙に事故の詳細を記載し添付してください。

事故事象を特定するために、事故発生日時や具体的な場所、並びに事故に関わった医療関係者等の氏名を明記するとともに、事故の内容（破損、流失、盗取、所在不明等）を明確に記載してください。

なお、事故現場が保持されている注射薬アンプルの破損（流出）等の場合は、証拠物（破損アンプル等）として写真を添付することが望まれます。

Q 8 病院の薬局ですが、1日に塩酸モルヒネ注（10mg）12アンプル（20m） A 8 診療録、麻薬処方せん及び施用票に①②③④の事実が分かるように記載されている

gずつ2時間ごと)という1枚の麻薬処方せんの記載に基づき、同注射剤を病棟に払い出しました。

次のような事例の場合、どのように処理したらよいでしょうか。

- ① 最初の2Aは、全量投与した。
- ② 次の2Aを投与している最中に患者の気分が悪くなり、1. 2mL投与したところで施用を中止した。
- ③ その次の2Aは既に注射筒にセットしてあった。
- ④ 病棟から残りの6Aが未使用分として薬局に返却された。
- ⑤ ④の麻薬を麻薬保管庫に戻す際、薬剤師が2A床に落とし破損流出させてしまい、一部しか回収できなかった。

か、また、空アンプル数が一致しているか確認の上、下記のとおり処理する必要があります。

- ・ 帳簿には①②③の合計6Aを払出しとして記入する。
- ・ ②の施用残液は麻薬管理者が他の職員の立会いの下廃棄し、帳簿備考欄に廃棄数量を記載する。
- ・ ③の2Aは調剤済麻薬廃棄届により処理する。
- ・ ⑤の破損流出の2Aについては、速やかに麻薬管理者が県知事あて「麻薬事故届」を提出し、帳簿には、上記6Aとは別に2Aの払出しとして記載する。

Q 9 病院の薬剤長ですが、院内の薬局で調剤した麻薬に、調剤過誤により容量不足及び異物混入が判明したため、患者から麻薬を回収しましたが、一部を患者が服用してしまいました。この場合、どのような手続きが必要ですか。また、回収した麻薬の代わりに本来調剤すべき麻薬を、新たな麻薬処方せんを発行してもらわずに調剤し患者に交付してよいですか。

A 9 調剤過誤により処方されたものは、処方せんに基づき処方された麻薬ではなく、回収できた麻薬については、麻薬廃棄届による廃棄手続きを行い、回収できなかった麻薬(患者が服用した麻薬を含む。)については、麻薬事故届を提出しなければなりません。

また、単に調剤過誤として新たな麻薬処方せんを発行してもらわずに調剤することはできません。したがって、経過を主治医に説明し、新たな麻薬処方せんを発行してもらってください。

なお、有効期限切れや不良品の麻薬を交付した場合も同様の取扱いとなります。

IV その他（携帯輸出・輸入、立入検査、服薬指導）

1 携帯輸入・携帯輸出（法第13条、第17条）

厚生労働大臣の許可を受ければ、自己の疾病治療の目的で、麻薬を携帯して出国（携帯輸出）又は入国（携帯輸入）することができます。

(1) 手続

申請の手続は、厚生労働省九州厚生局麻薬取締部（郵便番号812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 電話092-472-2331）で行っています。

また、出国の際、相手国側で手続きが必要な場合がありますので、旅行先大使館にも確認してください。

なお、携帯輸出（輸入）は、「自己の疾病治療の目的で携帯して麻薬を輸出（輸入）」する場合に限り厚生労働大臣が許可することとなっており、本人以外の携帯や郵送等は認められていません。

* 主治医であっても、携帯や郵送等は認められていません。

(2) 帰国時の注意

飲み残した麻薬を帰国時に持ち帰る予定がある場合は、あらかじめ「麻薬携帯輸出許可」と同時に「麻薬携帯輸入許可」を受けておく必要があります。

2 立入検査（法第50条の38）

(1) 立入検査の目的

立入検査は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定により、麻薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

ただし、麻薬取締官又は麻薬取締員による立入検査の際に、犯罪行為が発覚した場合は、任意捜査に切り替わることがあります。

(2) 立入検査証の確認

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

Q10 立入検査ではどのような検査が行われるのですか。

A10 立入検査では次のような項目の検査を行い、麻薬業務所において麻薬が適正に管理されているか、また麻薬施用者が適切に麻薬を施用しているかを確認します。

- (1) 麻薬取扱者免許証の確認
- (2) 麻薬帳簿と麻薬譲渡証の照合
- (3) 麻薬帳簿と在庫麻薬の照合
- (4) 麻薬保管状況の検査
- (5) 麻薬処方せん・施用票の記載状況の検査及び麻薬帳簿・麻薬施用者免許証との照合
- (6) 麻薬施用に関する診療録への記載
- (7) 診療録と麻薬処方せん・施用票・麻薬帳簿の照合
- (8) 廃棄・事故の帳簿への記載 等

3 服薬指導

薬剤師は調剤した薬剤を交付するときは、患者本人又はその看護に当たる家族等に必要情報を提供しなければなりません。

調剤された麻薬の服薬指導に当たっては、モルヒネ等は、中枢神経系の運動機能や感

覚機能にほとんど影響を与えない量で、痛覚を低下させること、また薬用量と中毒量の差が大きく、医師の管理下で適正に使用される場合には、麻薬中毒になる危険性が少ないことなど医療上非常に有益であることを十分理解し、服薬指導することが必要です。

【関係法令参考条文】

薬剤師法第25条の2（情報の提供及び指導）

薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的にかつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

麻薬帳簿の記載方法

1 受入（麻薬卸売業者から購入した場合）

① アンプル製剤の例

品名	ペチジン塩酸塩注射液（35mg）			単位	A（1mL）
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			6	前帳簿から繰越し	
R4. 4. 27	40		46	日本卸売(株)〇〇支店 EM-3104~3107	

② バイアル製剤の例

品名	ケタラル注射液500mg			単位	V（10mL）
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 27	10		10	日本卸売(株)〇〇支店 AB-1234 4月29日納品	

- * 「受入」の年月日は麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日とし、譲渡証の日付と納品日が異なる場合は、納品日を備考欄に記載してください。
- * 購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品番号を備考欄に記載してください。
- * 品名は、同一成分でも含量又は濃度が異なる場合は、別に記載する必要があるため、それぞれの口座を設けてください。また、同一成分かつ含量又は濃度が同じの異なる製造販売業者の製品についても、別に記載をお願いします。

2 払出し

- (1) 注射剤については、患者に施用した日をもって払出しとしてください。
- (2) 注射剤以外の錠剤・散剤・水剤・坐剤・貼付剤等については、調剤日をもって払出しとしてください。
- (3) 施用又は施用のために交付した患者の氏名を備考欄に記入してください。

ア 注射剤の場合

① アンプル製剤の例

品名	モルヒネ塩酸塩注射液（10mg）			単位	A（1mL）
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			46	前帳簿から繰越し	
R4. 4. 27		6	40	〇中〇夫（0.6mL廃棄） 立会者〇林〇子	
R4. 5. 7		1	39	破損により0.5mL流出 R4. 5. 9 事故届提出 R4. 5. 9 0.5mL廃棄 立会者〇林〇子	
R4. 5. 10		1	38	〇本〇郎（1.0mL廃棄） 立会者〇林〇子 5.20 調剤済麻薬廃棄届提出	

- * 注射剤については、アンプル単位で記載してください。
- * 施用残液を廃棄した場合は、立会者の氏名及びその廃棄数量をmL単位で備考欄に記載してください。
- * 破損等の場合は、流出量及び事故届の提出年月日を記載して下さい。また、残余麻薬の廃棄を必要とするときは、他の職員1名以上立会の下に廃棄し、立会者の氏名及び廃棄数量を備考欄に記載して下さい。
- * アンプルカット後、患者死亡等で全く施用しなかった麻薬については、薬液廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出し、その旨を帳簿に記載してください。

② 通常のバイアル製剤の例1

品名	ケタラル注射液200mg			単位	V（20mL）
----	--------------	--	--	----	---------

年 月 日	受 入	払 出	残	備 考
R4. 4. 25	5		5	日本卸売(株)〇〇支店 AB-1235 ~1239
R4. 4. 27		1	4	〇中〇夫 (18mL廃棄) 立会者〇林〇子
R4. 5. 10		1	3	〇本〇郎 (20mL廃棄) 立会者〇林〇子 5.25 調剤済麻薬廃棄届提出

③ 通常のバイアル製剤の例2 (バイアルをmLに換算して記載する場合)

品 名	ケタラール注射液200mg			単 位	m L
年 月 日	受 入	払 出	残	備 考	
R4. 4. 25	100		100	日本卸売(株)〇〇支店 AB-1235~1239	5 V
R4. 4. 27		2	98	〇中〇夫	
R4. 5. 10		4	94	〇本〇郎	
R4. 5. 10			80	(施用残14mL廃棄) 立会者〇林〇子	

* 1つのバイアルを複数の患者に施用する場合において、衛生面の確保が担保できない時は、使用途中のバイアルの残液は施用残として処理してください。

* 5月10日の廃棄は、1バイアルから4月27日に2mL及び5月10日に4mL施用した残液の廃棄です。

④ 凍結乾燥した注射剤で水溶液等を用いて希釈し施用する製剤の例

品 名	アルチバ静注用2mg			単 位	V
年 月 日	受 入	払 出	残	備 考	
R4. 4. 25	10		10	日本卸売(株)〇〇支店 AB-0001~0010	
R4. 4. 27		1	9	(濃度50 μ g/mL) 〇中〇夫 (15mL廃棄) 立会者 〇野〇美	
R4. 5. 10		1	8	(濃度80 μ g/mL) 〇山〇代 (15mL廃棄) 立会者 〇木〇子	

* 凍結乾燥した注射剤を生理食塩水等で希釈し施用する製剤を帳簿に記載する場合は、濃度を備考欄に併記するようにしてください。ただし、特定の濃度以外で使用しない場合は、その濃度を品名欄等に()で記載することでその都度備考欄に濃度を記載する必要はありません。

イ 綿棒等で使用する塩酸コカイン液の場合

品 名	1%塩酸コカイン液			単 位	m L (払出欄を除く)
年 月 日	受 入	払 出 (綿棒数)	残 量	備 考	
R4. 6. 15			10	秤量確認 (6/1~6/15 30mL払出)	
R4. 6. 19	50		60	原末から予製	
R4. 6. 23		30本		〇村〇子ほか14名	
R4. 6. 30		10本		〇田〇彦 ほか4名	
R4. 6. 30			15	秤量確認 (6/16~6/30 45mL払出)	

* 払出欄は、1日総使用綿棒数、線球数、滴数又はスプレー回数等を記載してください。
* 残量欄は、毎日の記載は不要ですが、毎月15日と月末(常時使用しない施設にあっては月末1回でよい。)には、残量を計量し記載してください。

また、備考欄には、前回の残量計量日の翌日から当該計量日まで(例えば6月1日から6月15日まで、6月16日から6月30日まで)の総施用量(mL)を算出し、その施用量を記載してください。

* 倍液の1回予製量は、1か月使用分以下又は50mL以下とし、患者数、施用量等を

考慮して、必要最小限の量としてください。

- * 倍液の使用にあたっては、なるべく少量に小分けするなど残液の不良化、不潔化の防止を図ってください。

ウ コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ（ジオニン）の場合

品名 年月日	コデインリン酸塩散10%			単位 g	備考
	受入	払出	残量		
R4. 4. 1			3.5		前帳簿から繰越し
R4. 9. 19	100		103.5		原末から予製
R4. 9. 20		10.5	93.0		○木○郎ほか3名
R4. 9. 22		5.0	88.0		1%散を予製
R4. 9. 23	100		188.0		日本卸売(株)○○支店 FM-3220
R4. 9. 30			188.5		帳簿訂正(+0.5g 秤量誤差、立合者○田○子)
R4. 9. 30			188.5		年間届提出済(22. 10. 15提出)

- * コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ（ジオニン）及びこれらの塩類については、患者ごとに払出した数量を記載する必要はありませんが、施用のあった日は総払出量及び残量を記載してください。
また、倍散を予製した場合には払い出し数量の記載が必要です。
- * 毎年9月30日の残量欄は、秤量し、記入しておくことが「麻薬管理者（施用者）の届（年間届）」の提出に当たり便利です。

エ アヘンチンキの場合

品名 年月日	アヘンチンキ			単位 mL	備考
	受入	払出	残量		
R4. 4. 1			14.3		前帳簿から繰越し
R4. 4. 19		1.2	13.1		○藤○男
R4. 4. 23		0.7	12.4		○村○子
R4. 4. 30			10.0		帳簿訂正(-2.4mL 自然減量 立会者○川○郎)

- * アヘンチンキは滴数で処方することもあります。払出欄は、mLに換算して記載してください。（参考：調剤指針では、標準滴瓶を使用する場合は、45滴で1mLと記載されています。）

オ 貼付剤の場合

品名 年月日	デュロテップMTパッチ4.2mg			単位 枚	備考
	受入	払出	残量		
R4. 4. 1			10		前帳簿から繰越し
R4. 4. 19		3	7		○藤○男
R4. 4. 23		2	5		○村○子 貼付後紛失

- * 貼付し終わったもの、施用途中ではがれたもの及び途中で施用中止したもの(以下「貼付し終わったもの等」という。)は、注射剤の施用残液と同様、病棟から麻薬管理者に返却し、麻薬管理者が回収困難な方法で廃棄してください。ただし、調剤済麻薬廃棄届も帳簿の記載も必要ありません。
- * 貼付し終わったもの等を紛失した場合、麻薬事故届の提出は必要ありませんが、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載し、適正に取り扱うよう注意してください。

カ 坐剤の場合

品名	アンペック坐剤10mg			単位	個
年月日	受入	払出	残量	備考	
R4. 4. 15	30		30	日本卸売(株)〇〇支店 TM-320	
R4. 4. 19		1	29	〇山〇郎 4.20 5mg 廃棄 立会者〇川〇子	

* 分割施用した場合、施用した残りは、麻薬管理者に返納し返納後、麻薬管理者は、他の職員立会いのもと、「施用に伴う消耗」として回収困難な方法で廃棄してください。帳簿の備考欄には麻薬の廃棄数量をmg単位で記載し、廃棄に立会った職員が署名又は記名押印します。この場合麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は、必要ありません。

キ 内服液剤の場合（モルヒネ塩酸塩10%散から調剤する場合）

品名	モルヒネ塩酸塩10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残量	備考	
R4. 4. 1			5	前帳簿から繰越し	
R4. 9. 19		4.2	0.8	〇田〇一	
R4. 9. 29	(89ml)		0.8	返納（〇田〇一） 9.30 モルヒネ塩酸塩水剤89ml（濃度1mg/ml）廃棄 立会者〇川〇子 10.2 調剤済麻薬廃棄届提出	

* 調整された内服液の返納があった場合は（ ）書きで受入数量を記載（残量には加えないため）します。

* 原則として調剤済の内服液剤を廃棄する場合は、未使用分、施用残液にかかわらず全て調剤済麻薬廃棄届の提出が必要です。

3 倍散・倍液の予製

麻薬帳簿は、剤型・濃度別に記載する必要があるため、原末から、倍散・倍液等を予製した場合は、それぞれの口座を設けてください。

(1) モルヒネ塩酸塩末を10%散に予製する場合

品名	塩酸モルヒネ末			単位	g
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			1.5	前帳簿から繰越し	
R4. 4. 27		0.5	1.0	10%散に予製	
R4. 5. 7	5.0		6.0	日本卸売(株)〇〇支店 R0-0256	

* 倍散を予製した場合は、帳簿のページを変え、次のような別口座を設けてください。

品名	モルヒネ塩酸塩10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			2.5	前帳簿から繰越し	
R4. 4. 26		1.2	1.3	〇中〇朗	
R4. 4. 27	5.0		6.3	原末から予製	
R4. 4. 27			5.8	帳簿訂正(-0.5g秤量誤差 立会者〇川〇子)	

R4. 5. 7		1. 5	4. 3	○中○朗
----------	--	------	------	------

(2) コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ（ジオニン）末を1%散に予製する場合

品名 年月日	リン酸コデイン末			単位	g
	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			30	前帳簿から繰越し	
R4. 4. 27		10	20	1%散に予製	
R4. 5. 7		10	10	1%散に予製	

* コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ(ジオニン)については、1%以下の倍散・倍液は麻薬とならないため、予製する場合は予製元の口座からの払出しを記載するだけでよく、1%以下の倍散・倍液の口座を新たに設ける必要はありません。

4 患者からの譲受け・返納

(1) 外来患者又は入院患者から施用中止、飲み残しなどの理由により譲り受けた麻薬についても帳簿に記載しなければなりません。この場合、備考欄に譲り受けた患者の氏名を記載してください。

また、同日中に多数の患者から麻薬の返納があった場合には、患者ごとに返納数量が分かるように記載してください。

(2) 患者から返却された麻薬数量を受入欄に記載する際は、麻薬卸売業者から購入した数量とは区別できる方法で記載してください。

(3) 譲り受けた麻薬を廃棄する場合は、備考欄に次の事項を併せて記載してください。

- ・ 廃棄年月日
- ・ 調剤済麻薬廃棄届の提出年月日
- ・ 廃棄の立会者の署名又は記名押印

(4) 廃棄する麻薬の記録については、別帳簿（麻薬廃棄簿等）を設けて処理した方が便利です。

ア 患者等から返納された麻薬の記載例（麻薬帳簿を使用する場合）

品名 年月日	MS コンチン錠 (10mg)			単位	錠
	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			221	前帳簿から繰越し	
R4. 4. 27		8	213	○橋○子	
R4. 5. 1	(10)			返納 (○藤○朗 (6錠)、○田○夫 (4錠)) 5. 31廃棄 6. 5調剤済麻薬廃棄届提出 立会者○川○子	
R4. 5. 2	(4)			返納 (○橋○子) 5. 31廃棄 6. 5調剤済麻薬廃棄届提出 立会者○川○子	
R4. 5. 2		18	195	○中○彦	
R4. 5. 3	* (6)		201	返納 (○木○夫)	
R4. 5. 16	(8)		201	○田○美持参、入院後施用 (病棟管理)	

* 患者から返納された麻薬数量を受入欄に記載する際には、麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるように、() を付けて記載してください。

* 患者から返納された麻薬を廃棄する場合は、残量に加えないでください。

* 返納された麻薬を再利用する場合（院内で処方された麻薬が入院患者より返納された場合のみ再利用可能）は、受入数量を残量に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を

記入してください。このとき、再利用しない麻薬と区別するために*印を付けてください。

- * 再入院、他の医療機関から転院により患者が持参した麻薬を引き続きその患者に施用する場合は、受入欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残量には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨と患者管理、病棟管理の区別を記載してください。

イ 患者等から返納された麻薬の記載例（麻薬廃棄簿を使用する場合）

品名	MSコンチン錠 (10mg)			単位	錠	廃棄方法	粉碎放流
受入年月日	受入数	廃棄年月日	立会人署名	廃棄届出年月日	備考		
R4. 5. 1	10	R4. 5. 31	○川○子	R4. 6. 5	○藤○朗 (6錠)、 ○田○夫 (4錠)		
R4. 4. 25	4	〃	○川○子	〃	○橋○子		

ウ モルヒネ塩酸塩坐剤等を廃棄する場合（麻薬廃棄簿を使用する場合）

品名	モルヒネ塩酸塩坐剤 (25mg/個)			単位	個	廃棄方法	粉碎放流
受入年月日	受入数	廃棄年月日	立会人署名	廃棄届出年月日	備考		
R4. 10. 25	12	R4. 10. 31	○川○子	R4. 11. 5	○藤○朗		
R4. 10. 25	8	〃	○川○子	〃	○橋○子		

- * 特定の濃度以外で製剤しない場合は、その濃度を「品名」欄に、「塩酸モルヒネ坐剤 (25mg/個)」等と記載し、その都度含量を記載する必要はありません。
- * 塩酸モルヒネ水剤、リン酸コデイン水剤、アヘンチンキ水剤等の水剤、塩酸モルヒネ散剤等の散剤については、「品名」欄に「塩酸モルヒネ水剤」等と記載し、含量を記載する必要はありません。

エ 入院する患者が持参した麻薬の記載例（麻薬帳簿を使用する場合）

品名	オキシコンチンTR錠 (20mg)			単位	錠
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			221	前帳簿から繰越し	
R4. 5. 1	(30)			○山○美持参、30錠病棟に払出 (病棟管理)	
R4. 5. 12	(19)			返納 (○山○美) 19錠 5.13廃棄 5.25調剤済麻薬廃棄届提出 立会者○田○子	
R4. 6. 3	(22)			○川○雄持参、10錠病棟に払出 (本人管理) 6.3廃棄(12錠) 6.25調剤済麻薬廃棄届提出 立会者○田○子	
R4. 6. 11	(8)			返納 (○川○雄) 8錠 6.12廃棄 6.25調剤済麻薬廃棄届提出 立会者 ○木○子	

- * 入院する患者が病院で採用されていない麻薬を持参した場合は、新たにその品目の麻薬帳簿を作成してください。
- * 入院患者が持参した麻薬は、患者に継続使用する場合も必ず麻薬帳簿に記載してください。
- * 患者に継続使用した後、患者死亡、投与変更等の理由で返納された場合も必ず帳簿に記載してください。なお、別の患者には再利用しないで下さい。
- * 廃棄する際は廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出し帳簿にその旨を記載してく

ださい。

オ 入院する患者が持参した麻薬の記載例（持参麻薬専用帳簿を使用する場合）

年月日	薬品名	数量	患者氏名	備考
R4. 4. 25	デューロップ MTパッチ (4.2mg)	持参 10枚	○野○次	病棟管理
		廃棄 3枚		廃棄日5.7 立会者○田○子 5.25調剤済麻薬廃棄届提出
R4. 5. 1	オプソ内服液 (5mg)	持参 10包	○山○一	本人管理
		廃棄 0包		
R4. 5. 12	オキシコドンTR錠 (20mg)	持参 3錠	○木○美	継続施用せず全量廃棄
		廃棄 3錠		廃棄日5.14 立会者○田○子 5.25調剤済麻薬廃棄届提出

5 麻薬廃棄届

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 (10mg)			単位	A (1mL)
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			5	前帳簿から繰越し	
R4. 9. 27		5	0	廃棄 (廃棄届出年月日 (R4. 9. 23)) 立会者○○保健所薬事監視員○山○男 印 ○中○子 印	

- * 年月日欄には、保健所職員の立会のもと、廃棄した年月日を記載してください。
- * 備考欄は、廃棄後、保健所職員が記名押印または署名します。

6 麻薬事故届

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 (10mg)			単位	A (1mL)
年月日	受入	払出	残	備考	
R4. 4. 1			46	前帳簿から繰越し	
R4. 4. 27		6	40	○中○夫 (1.2mL廃棄) 立会者○田○子	
R4. 5. 7		1	39	破損により0.5mL流出 R4.5.9 事故届提出 R4.5.9 0.5mL廃棄 立会者○林○子	

- * 払出欄に事故麻薬の数量を記載し、備考欄に事故の形態及び麻薬事故届の提出年月日を記載してください。
- * 注射剤の破損により、残余麻薬があり、廃棄を必要とする場合は、事故届に詳細に記載の上、麻薬診療施設の他の職員立会のもと廃棄し、備考欄に立会者と廃棄した量を記入してください。
- * 麻薬事故の場合は（破損等を含む）、管理者は必ず事実確認を行ってください。

7 麻薬管理者の変更

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 (10mg)		単位	A (1 mL)
年月日	受入	払出	残	備考
R4. 1. 25	60		60	日本卸売(株)〇〇支店 AB-1245 ~1250
R4. 1. 27		6	54	〇中〇夫
R4. 1. 31			54	麻薬管理者変更 前任者 ◇山◇太 印 後任者 〇谷〇子 印

* 麻薬管理者変更の際は在庫確認の上、麻薬管理者変更の旨を備考欄に記載し、前任者、後任者連名で署名又は記名・押印し、引継ぎが明確になるようにしてください。
なお、ページを変えて記載したり、帳簿を変えて記載してもかまいません。

病院内における麻薬注射剤の取扱い

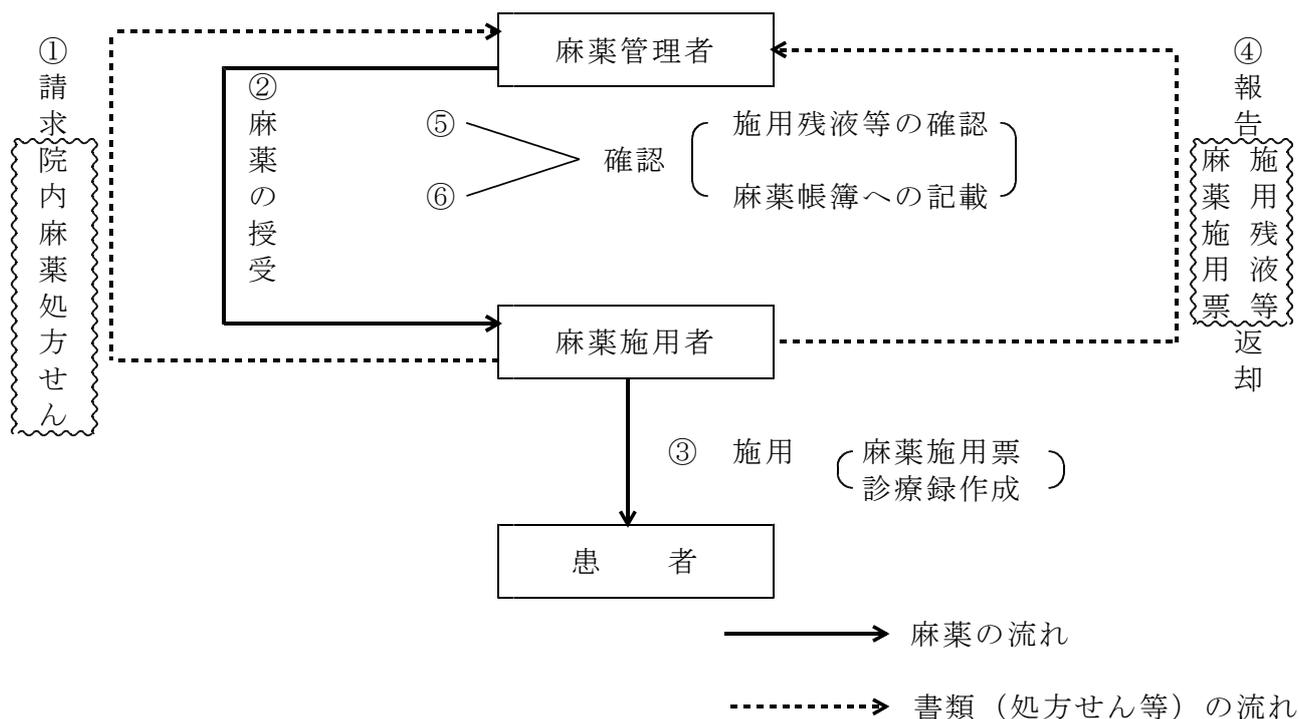
1 原則的な取扱い

病院において麻薬施用者が患者に麻薬を施用する場合は、図1のように麻薬管理者から院内麻薬処方せんにより直接現品を受け取り、患者に施用することが原則です。

(1) 手順

- ① 麻薬施用者は、院内麻薬処方せんを作成し、麻薬管理者に麻薬を請求する。
- ② 麻薬管理者は、院内麻薬処方せんに基づき、麻薬施用者に麻薬を払い出す。
- ③ 麻薬施用者は、患者に麻薬を施用した後、麻薬施用票及び診療録を作成する。
- ④ 麻薬施用者は、麻薬施用票に空アンプル、施用残液及び未使用アンプル（以下「施用残液等」という。）を添えて麻薬管理者に報告する。
- ⑤ 麻薬管理者は、麻薬施用票の記載内容を厳重にチェックし、誤りのないことを確認の上、麻薬帳簿に施用した麻薬の品名、数量及び年月日を記載するとともに、施用残液を放流等の手段により責任をもって処分し、事故防止を図る。
- ⑥ 麻薬管理者は、麻薬施用者に対し院内麻薬処方せん及び麻薬施用票の記載、押印を自ら行うよう周知徹底を図り、麻薬施用票と診療録との照合も定期的に行う。

図1 原則的な取扱い



(2) 院内麻薬処方せん

院内において麻薬施用者が麻薬注射剤を施用する場合は、麻薬管理者との現品の授受を、院内麻薬処方せんによって行うこととし、その様式については、様式(1)を参考にしてください。

院内麻薬処方せんには、次のアからエまでの事項を記載し、麻薬施用者の記名押印又は署名が必要です。(昭和42年9月14日薬麻一第255号通知)

- ア 患者の氏名、年齢（生年月日でも可）
- イ 麻薬の品名、分量、用法、用量

- ウ 麻薬施用者の氏名
- エ 麻薬施用者免許番号

また、上記のほか、発行年月日、麻薬注射剤受領者欄を設け、受領者欄には当該麻薬注射剤を実際に受領した麻薬施用者、看護師が押印又は署名をしてください。

(3) 麻薬施用票（院内麻薬処方せんの複写）

麻薬施用者が麻薬注射剤を施用した後は、速やかに麻薬施用票に記載し、施用残液等を添えて、翌日までに麻薬管理者に報告することとし、その様式については様式(2)を参考にしてください。

また、麻薬施用票には、次の事項を記載し、麻薬施用者の記名押印又は署名をしてください。

- ア 患者の氏名
- イ 麻薬施用者の氏名
- ウ 麻薬施用者免許番号
- エ 施用年月日
- オ 院内麻薬処方せんにより麻薬管理者から交付を受けた麻薬注射剤の品名、数量、施用量、施用残液量、返納者等

2 定数保管麻薬の取扱い

麻薬を薬局のみに保管しておくことが業務遂行上極めて不便な病院や緊急に麻薬を施用する手術室や集中治療室、病棟等に数を定めて麻薬を保管（定数保管）することができます。

定数保管を行う場合は、図2を参考に業務を行ってください。なお、定数保管麻薬は盗難防止を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じて必要最小量にしてください。

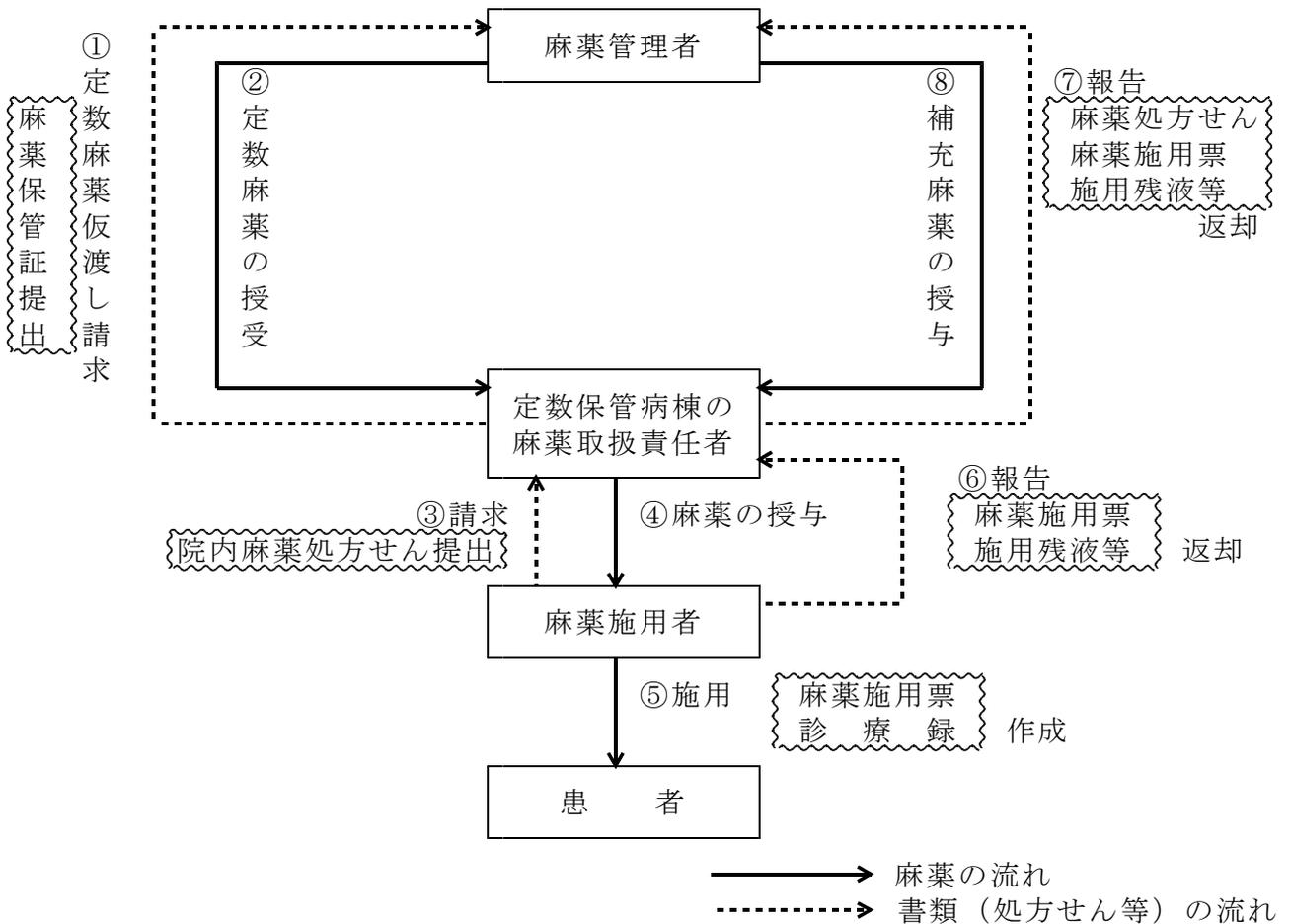
また、その管理は病棟担当責任医師又は看護師長等特定の者が麻薬取扱責任者（仮称）として麻薬管理者に代わって行い、麻薬管理の徹底を図る必要があります。麻薬が適正に施用されるまで管理責任は麻薬管理者にありますので、麻薬管理者は定期的に定数確認等を実施し、事故発生の未然防止に努めてください。

なお、定数保管制をとらない場合も夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師（麻薬施用者）が麻薬の仮払いを受けることができます。この場合、麻薬管理者又は補助者が出勤した後に、施用票等（施用記録）とともに施用残麻薬又は空アンプル等を麻薬管理者に返納してください。麻薬を施用しなかった場合も病棟に置いたままにせず、必ず麻薬管理者に返納してください。

(1) 手順

- ① 麻薬管理者は、麻薬取扱責任者から麻薬保管証等（定数配置願等）を提出させる。
- ② 麻薬管理者は、麻薬保管証に基づいて、麻薬を麻薬取扱責任者に仮渡しする。
- ③ 麻薬施用者は、院内麻薬処方せんを作成し、麻薬取扱責任者に麻薬を請求する。
- ④ 麻薬取扱責任者は、麻薬処方せんに基づいて麻薬を麻薬施用者に払い出す。
- ⑤ 麻薬施用者は、患者に麻薬を施用した後、麻薬施用票及び診療録を作成する。
- ⑥ 麻薬施用者は、麻薬施用票に施用残液等を添えて、麻薬取扱責任者に速やかに報告する。
- ⑦ 麻薬取扱責任者は、麻薬施用票と施用残液等を照合し、未使用アンプルは定数保管用の麻薬保管庫に戻し、院内麻薬処方せん及び麻薬施用票に空アンプル、施用残液を添えて麻薬管理者に報告する。
- ⑧ 麻薬管理者は、麻薬取扱責任者から報告を受けた後は前記1の⑤のとおり処理し、麻薬取扱責任者に補充麻薬を払い出す。

図2 定数保管麻薬の取扱い



(2) 麻薬保管証

定数保管制をとる場合は、麻薬取扱責任者から麻薬保管証(様式(3))を提出させて麻薬を仮渡ししてください。また、数量の変更や麻薬取扱責任者の変更があったときには、麻薬保管証を必ず新たに提出させてください。

(3) 院内麻薬処方せん、麻薬施用票(定数保管用)

定数保管制をとる場合は、麻薬の授受に関与する者の確認欄を設けることが望まれます。(様式(4)、(5))

(麻) 院内麻薬処方せん				No.	
入院	病棟名		発行 年月日	年 月 日	
外来	科				
患者氏名	様			年齢	歳
カルテ番号					
麻 薬 名			数 量		
			A		
麻薬施用者 免許番号	第 号		麻薬施用者 氏名・印	印	
受 領 者	薬 交 付 局 者		麻 薬 管 理 者		

- * 受領者欄等に署名又は押印することとし、他の患者には絶対に使用しないこと。
- * 太枠部分は麻薬施用票に複写して使用したほうが便利ですが、印は各々必要です。

麻 薬 施 用 票				N o .	
入 院	病棟名		施 用 年 月 日	年 月 日	
外 来	科				
患 者 氏 名	様			年 齡	歳
カルテ番号					
麻 薬 名			受領数量	施用数量	未使用アンプル
			A	m L	A
					施 用 残 液
					m L
麻薬施用者 免許番号	第 号		麻薬施用者 氏名・印	印	
受 領 者	薬 交 付 局 者		麻 薬 管 理 者		

* 翌日の 時までに施用残液、未使用アンプル、空アンプルを添えて、本票を麻薬管理者に提出すること。

麻 薬 保 管 証

年 月 日

麻薬管理者 殿

品 名	数 量
	A
	A
	A
	A

上記の麻薬を定数として、 病棟（科）の麻薬保管庫に管理します。

病棟（科）

病棟麻薬取扱責任者

印

様式(4)

(麻) 院内麻薬処方せん (定数保管用)				No.	
入院	病棟名		発行 年月日	年 月 日	
外来	科				
患者氏名	様			年齢	歳
カルテ番号					
麻薬名			数量	A	
麻薬施用者 免許番号	第 号		麻薬施用者 氏名・印	印	
病棟内授受	受領者		麻薬取 責 扱 任 者		
対薬局授受	補充麻薬受領者		補充薬局 麻薬交 薬付 者	麻薬 管 理 者	

- * 受領者欄等に署名又は押印することとし、他の患者には絶対に使用しないこと。
- * 太枠部分は麻薬施用票に複写して使用したほうが便利ですが、印は各々必要です。

麻薬施用票(定数保管用)				No.	
入院	病棟名		発行 年月日	年 月 日	
外来	科				
患者氏名	様			年齢	歳
カルテ番号					
麻薬名			受領数量	施用数量	施用残液
			A	m L	m L
					未使用アンプル
					A
麻薬施用者 免許番号	第 号		麻薬施用者 氏名・印	印	
病棟内授受	返返品・納液者		麻薬取責扱任者		
対薬局授受	残返液納等者		残薬局液受領等者	麻薬管理者	

* 翌日の〇〇時までに院内麻薬処方せん、施用残液、空アンプルを添えて、本票を麻薬管理者に提出すること。

病院内における麻薬内服剤等の取扱い

1 原則的な取扱い

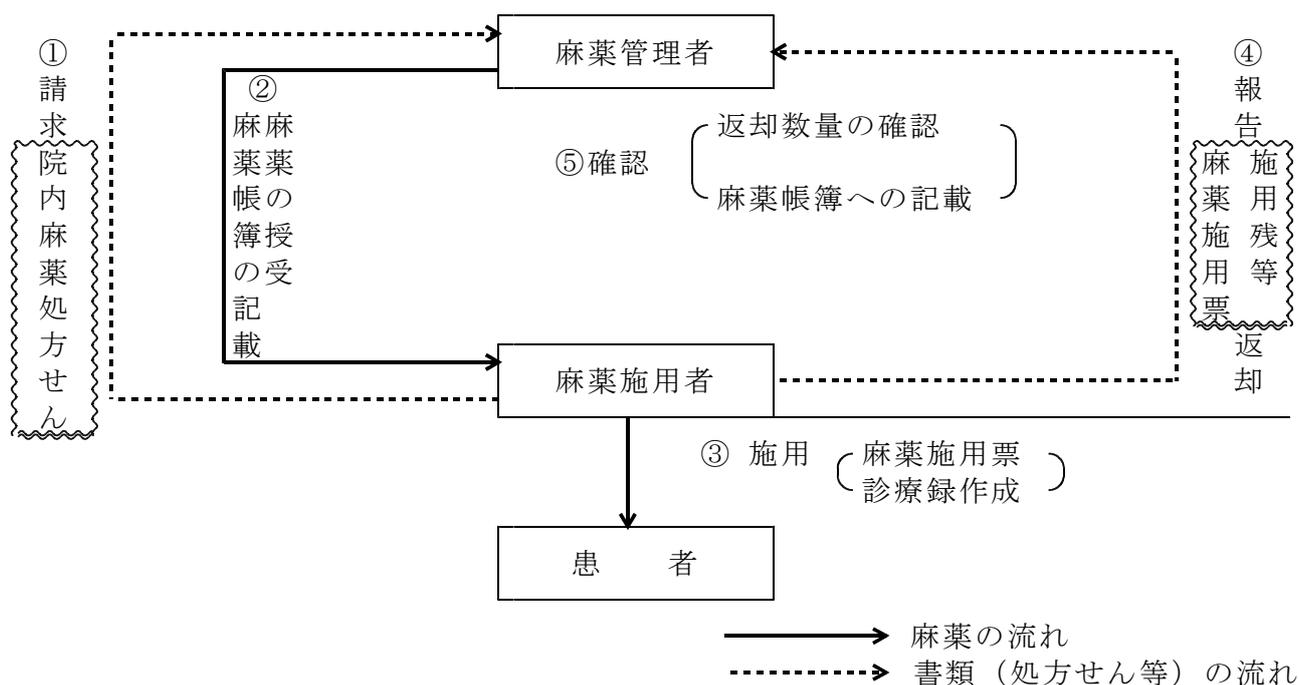
ここで言う「麻薬内服剤等」とは注射剤以外の錠剤、液剤、坐剤及び貼付剤等です。原則的な取扱いは、図1のように注射剤とほとんど変わりありません。しかし、定数保管する場合は、即効性の製剤を緊急用として必要最小限保管するにとどめてください。

また、調剤済の麻薬を病棟で保管する場合も必ず薬局と同様に専用の麻薬保管庫を用いてください。なお、麻薬管理者は調剤した麻薬の施用量を確認する為、注射剤と同様施用票を用いて管理すると便利です。

(1) 手順

- ① 麻薬施用者は、院内麻薬処方せんを作成し、麻薬管理者に麻薬を請求する。
- ② 麻薬管理者は、院内麻薬処方せんに基づき、麻薬施用者に麻薬を払い出し、麻薬の品名、数量、年月日及び患者氏名又はカルテ番号を麻薬帳簿に記載する。
- ③ 麻薬施用者は、患者に麻薬を施用した後、麻薬施用票及び診療録を作成する。
- ④ 麻薬施用者は、麻薬施用票に施用投薬せずに残った麻薬を添えて麻薬管理者に報告する。
- ⑤ 麻薬管理者は、麻薬施用量を確認し、麻薬帳簿に返却された麻薬の品名、数量、年月日及び患者氏名を記載する。再利用する場合は在庫に繰り入れる。再利用しない場合は回収困難な方法で廃棄し、調剤済麻薬廃棄届を提出する。

図1 原則的な取扱い



(2) 院内麻薬処方せん

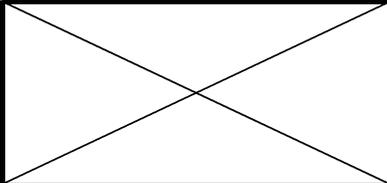
院内において麻薬施用者が麻薬内服剤等を施用する場合は、麻薬管理者との現品の授受を、院内麻薬処方せんによって行うこととし、その様式については、様式(4)を参考にしてください。記載義務事項は麻薬注射剤の場合と同様です。

(3) 麻薬施用票 (院内麻薬処方せんの複写)

麻薬施用者が麻薬内服剤等の施用を終了した後は、速やかに麻薬管理者に報告することとし、その様式については様式(5)を参考にしてください。また、様式を作成する時は、処方せん、施用票(薬局用)、施用票(カルテ添付用)の3枚複写にすると便利です。

① 院内麻薬処方せん							
病棟名				処方 年月日	年 月 日		
患者氏名	様			年齢	歳		
R p .							
中止理由				総払出数			
ここには記入しないこと。							
麻薬施用者 免許番号	第 号			麻薬施用者 氏名・印	印		
交付者	監査者		受領者		麻薬管理者	印	

* 太枠部分は麻薬施用票に複写して使用したほうが便利です

① 麻薬施用票									
病棟名					処方 年月日	年 月 日			
患者氏名	様				年齢	歳			
R p .									
中止理由					総払出数				
与薬記録					与薬記録				
	月日	使用量	時	与薬者		月日	使用量	時	与薬者
1					8				
2					9				
3					10				
4					11				
5					12				
6					13				
7					14				
麻薬施用者 免許番号	第 号			麻薬施用者 氏名・印	印				
交 付 者			監 査 者			受 領 者			
残量			月/日	/	返納者			返納受領者	

病院内における入院患者持参麻薬の取扱い

1 原則的な取扱い

入院する患者が持参した麻薬についても、麻薬管理者が責任を持って管理しなければなりません。

その際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。

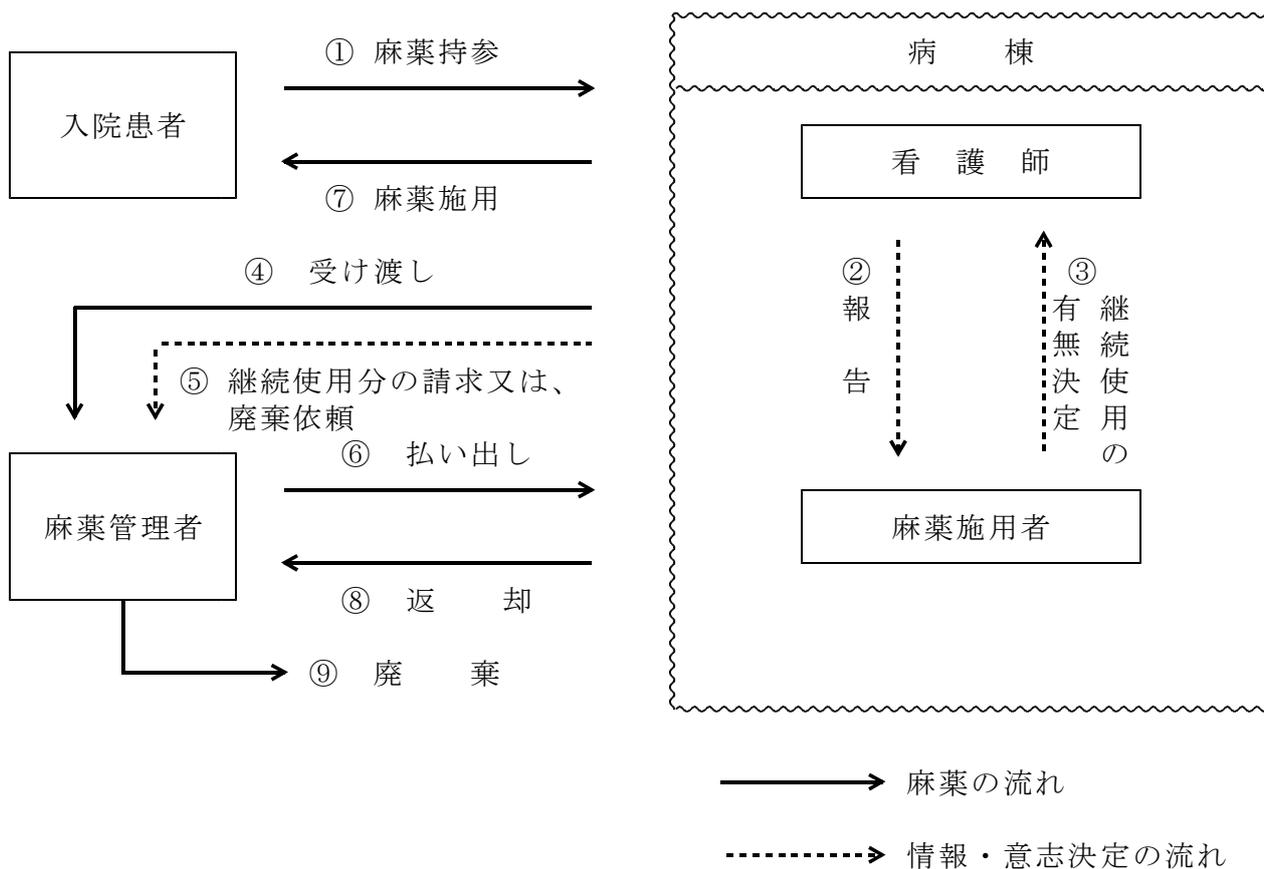
ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。

したがって、図1のように麻薬管理者が持参麻薬を把握できる院内体制を構築する必要があります。また、病棟では診療録（カルテ）記載、薬局では帳簿記載等の手続きが必要です。

(1) 手順

- ① 患者が麻薬を持参して入院した場合、看護師は麻薬施用者にその旨を報告してください。
- ② 麻薬施用者は患者への継続使用の有無を決定し、診療録に記載してください。
- ③ 患者が持参した麻薬を病院が受け取る時は、トラブル防止のためインフォームドコンセントが重要です。また、麻薬管理者は持参薬が麻薬であるか否か疑義を生じた場合、調剤した病院や薬局に照会してください。
- ④ 受け取った麻薬は、必ず病棟から麻薬管理者へ渡してください。麻薬管理者は品名と数量を確認して帳簿に記載してください。また、病棟では品名・数量・持参年月日を診療録に記載してください。
- ⑤ 病棟は麻薬管理者に継続使用分を請求、継続使用しない時は廃棄を依頼してください。
- ⑥ 麻薬管理者は、請求に応じて払い出しを行ってください。その際、病棟に患者の病状を確認した上で、病棟看護師詰所等で保管するか、又は患者に保管させるか等を麻薬施用者と協議の上、適宜判断してください。また、廃棄する場合は、適切に廃棄した後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。
- ⑦ 麻薬施用者は、指示どおりに麻薬が施用された後、診療録に必要事項を記載してください。
- ⑧ 施用投薬せずに残った麻薬は病棟から麻薬管理者に返却してください。
- ⑨ 返却された麻薬は、適切に廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。なお、返却された麻薬は、他の患者には再利用できません。

図1 入院患者持参麻薬の取扱い



- (2) 入院時の持ち込み薬申告書
 患者が持参した麻薬を病棟で受け取る時、書面で記録を残しておくことをお勧めします。また、診療録に添付することで、診療録上の記録としても利用できます。
 (様式(6))
- (3) 院内持ち込み薬管理帳簿
 持参麻薬の取り扱いが多い場合は、持参薬専用の帳簿を設けると便利です。
 (様式(7))

様式（6）

入院時の持ち込み薬申告書（管理品目）

お名前		入院日（持込み日）	月	日
-----	--	-----------	---	---

数量管理の厳しく定められている薬（麻薬）は、入院時に患者さんが院内に持っていらっしゃる数量も病院で把握する必要がありますので、以下の薬、または他の麻薬を入院時お持ちの方はこの用紙に御記入の上、看護師にお渡してください。

また、薬品名がわからない方はお尋ねください。

なお、短期間の入院の場合や、数度の入院の場合も毎回申告し、入院途中に持ち込む場合も申告してください。

*** 品目、数量**

品 目	数 量	品 目	数 量
デュロテップMTパッチ2.1m g	枚	オキシコンチンTR錠5m g	錠
デュロテップMTパッチ4.2m g	枚	オキシコンチンTR錠10m g	錠
デュロテップMTパッチ8.4m g	枚	オキシコンチンTR錠20m g	錠
デュロテップMTパッチ12.6m g	枚	オキシコンチンTR錠40m g	錠
デュロテップMTパッチ16.8m g	枚	アンペック坐剤10m g	個
オプソ内服液 5m g	包	アンペック坐剤20m g	個
オプソ内服液 10m g	包	アンペック坐剤30m g	個
オキノーム散 2.5m g	包	その他()	
オキノーム散 5m g	包	その他()	
オキノーム散 10m g	包	その他()	

*** 院内での使用、管理方法**

院内で継続使用します → 本人管理（紛失盗難にご注意ください。）

ナース管理

院内で使用しません

- ・ 不要な薬は看護師に引き渡してください（ゴミ箱に捨てないで下さい）。薬局で処分します。
- ・ やむをえず院内で保管したい方は、十分紛失等にご注意ください。（不安な方は看護室でも保管いたします。）

院内持ち込み麻薬管理帳簿

年月日	薬品名	数量	患者氏名	備考
		持 参		病棟管理or本人管理
		廃 棄		廃棄日 立会者 調剤済麻薬廃棄届提出日
		持 参		病棟管理or本人管理
		廃 棄		廃棄日 立会者 調剤済麻薬廃棄届提出日
		持 参		病棟管理or本人管理
		廃 棄		廃棄日 立会者 調剤済麻薬廃棄届提出日
		持 参		病棟管理or本人管理
		廃 棄		廃棄日 立会者 調剤済麻薬廃棄届提出日
		持 参		病棟管理or本人管理
		廃 棄		廃棄日 立会者 調剤済麻薬廃棄届提出日
		持 参		病棟管理or本人管理
		廃 棄		廃棄日 立会者 調剤済麻薬廃棄届提出日
		持 参		病棟管理or本人管理
		廃 棄		廃棄日 立会者 調剤済麻薬廃棄届提出日

* ここに記入する廃棄は持ち込み麻薬のみ。院内で調剤された麻薬は各麻薬の帳簿に記入すること。

医療用麻薬一覧

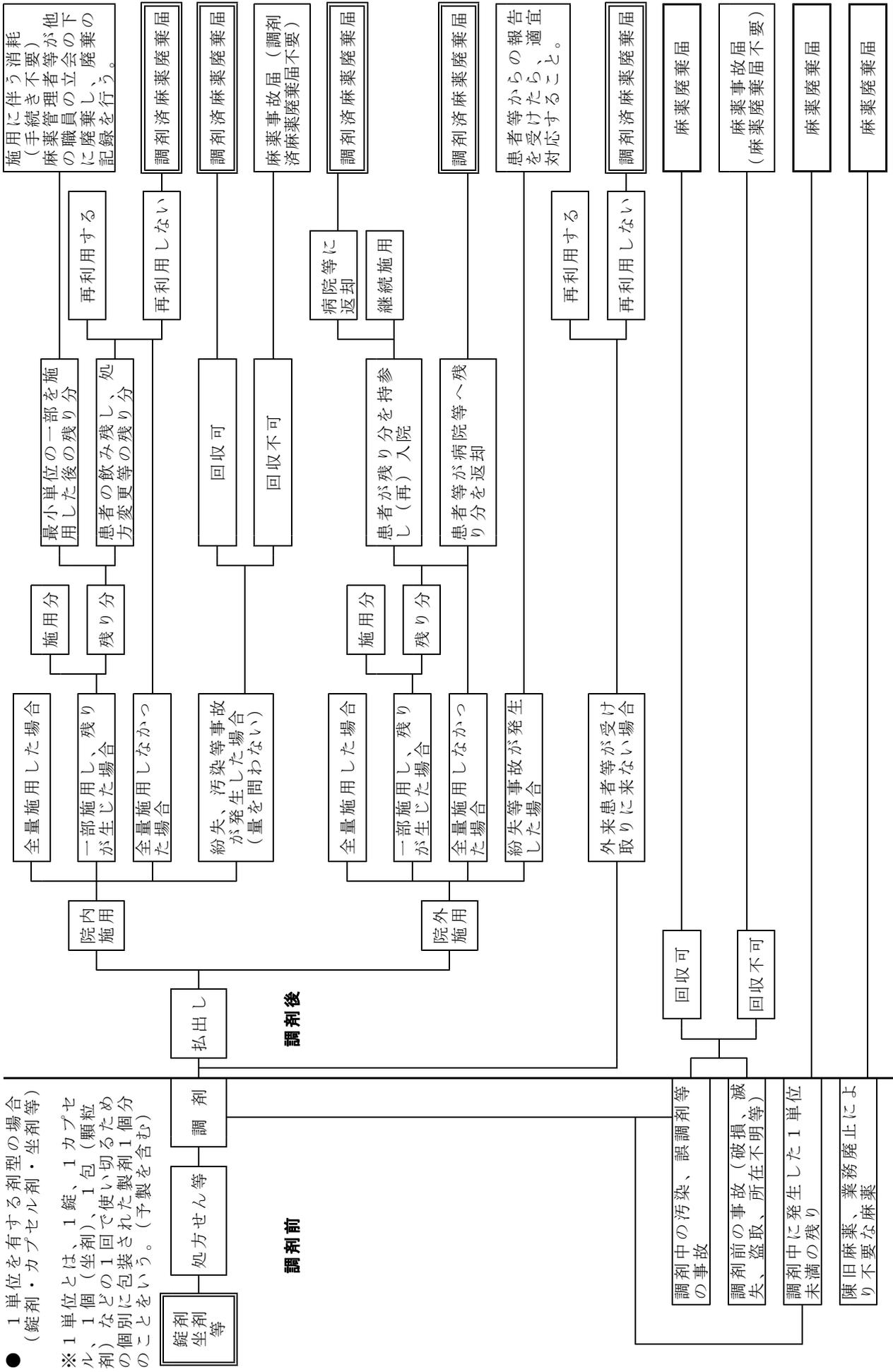
令和4年7月現在

品名	成分
アブストラル舌下錠100・200・400 μ g	フェンタニルクエン酸塩
アヘン末	アヘン末
アヘン散	アヘン末
アヘンチンキ	モルヒネ
アルチバ静注用2・5mg	レミフェンタニル塩酸塩
アンペック坐剤10・20・30mg	モルヒネ塩酸塩水和物
イーフェンバツカル錠50・100・200・400・600・800 μ g	フェンタニルクエン酸塩
エチルモルヒネ塩酸塩	エチルモルヒネ塩酸塩水和物
MSコンチン錠10・30・60mg	モルヒネ硫酸塩水和物
MSツワイスロンカプセル10・30・60mg	モルヒネ硫酸塩水和物
オキシコドン錠2.5・5・10・20mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコドン錠NX2.5・5・10・20mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコドン徐放カプセル5・10・20・40mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコドン徐放錠5・10・20・40mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコドン徐放錠NX5・10・20・40mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコドン内服液2.5・5・10・20mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコドン注射液10・50mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコンチン錠5・10・20・40mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキシコンチンTR錠5・10・20・40mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキノーム散2.5・5・10・20mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オキファスト注10・50mg	オキシコドン塩酸塩水和物
オプソ内服液5・10mg	モルヒネ塩酸塩水和物
カディアンカプセル20・30・60mg	モルヒネ硫酸塩水和物
カディアンスティック30・60・120mg	モルヒネ硫酸塩水和物
ケタラル筋注用500mg	ケタミン塩酸塩
ケタラル静注用50・200mg	ケタミン塩酸塩
コカイン塩酸塩	コカイン塩酸塩
コデインリン酸塩水和物	コデインリン酸塩水和物
コデインリン酸塩酸10%	コデインリン酸塩水和物
コデインリン酸塩錠	コデインリン酸塩水和物
ジヒドロコデインリン酸塩	ジヒドロコデインリン酸塩
ジヒドロコデインリン酸酸10%	ジヒドロコデインリン酸塩
弱パンスコ注射液	アヘンアルカロイド塩酸塩・スコポラミン臭化水素酸塩水和物
弱ペチロルファン注射液	ペチジン塩酸塩・レバロルファン酒石酸塩
タペンタ錠25・50・100mg	タペンタドール塩酸塩
タラモナル静注	フェンタニルクエン酸塩・ドロペリドール
デュロテップMTパッチ2.1・4.2・8.4・12.6・16.8mg	フェンタニル
ドーフル散	アヘン末・トコン末
ナルサス錠2・6・12・24mg	ヒドロモルフォン塩酸塩
ナルベイン注2・20mg	ヒドロモルフォン塩酸塩
ナルラビド錠1・2・4mg	ヒドロモルフォン塩酸塩
パシーフカプセル30・60・120mg	モルヒネ塩酸塩水和物
パピナル注	オキシコドン塩酸塩水和物・ヒドロコタルニン塩酸塩水和物
パピナル・アトロピン注	オキシコドン塩酸塩水和物・ヒドロコタルニン塩酸塩水和物 ・アトロピン硫酸塩水和物
パンアト注射液	アヘンアルカロイド塩酸塩・アトロピン硫酸塩水和物
パンオピン	アヘンアルカロイド塩酸塩
パンオピン皮下注	アヘンアルカロイド塩酸塩
パンスコ注射液	アヘンアルカロイド塩酸塩・スコポラミン臭化水素酸塩水和物
ピーガード錠20・30・60・120mg	モルヒネ硫酸塩水和物
ヒドロモルフォン塩酸塩	ヒドロモルフォン塩酸塩
フェンタニル注射液0.1・0.25・0.5mg	フェンタニルクエン酸塩
フェンタニル1日用テープ0.84・1.7・3.4・5・6.7mg	フェンタニル
フェンタニル3日用テープ2.1・4.2・8.4・12.6・16.8mg	フェンタニル
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ0.5・1・2・4・6・8mg	フェンタニルクエン酸塩
フェントステープ0.5・1・2・4・6・8mg	フェンタニルクエン酸塩

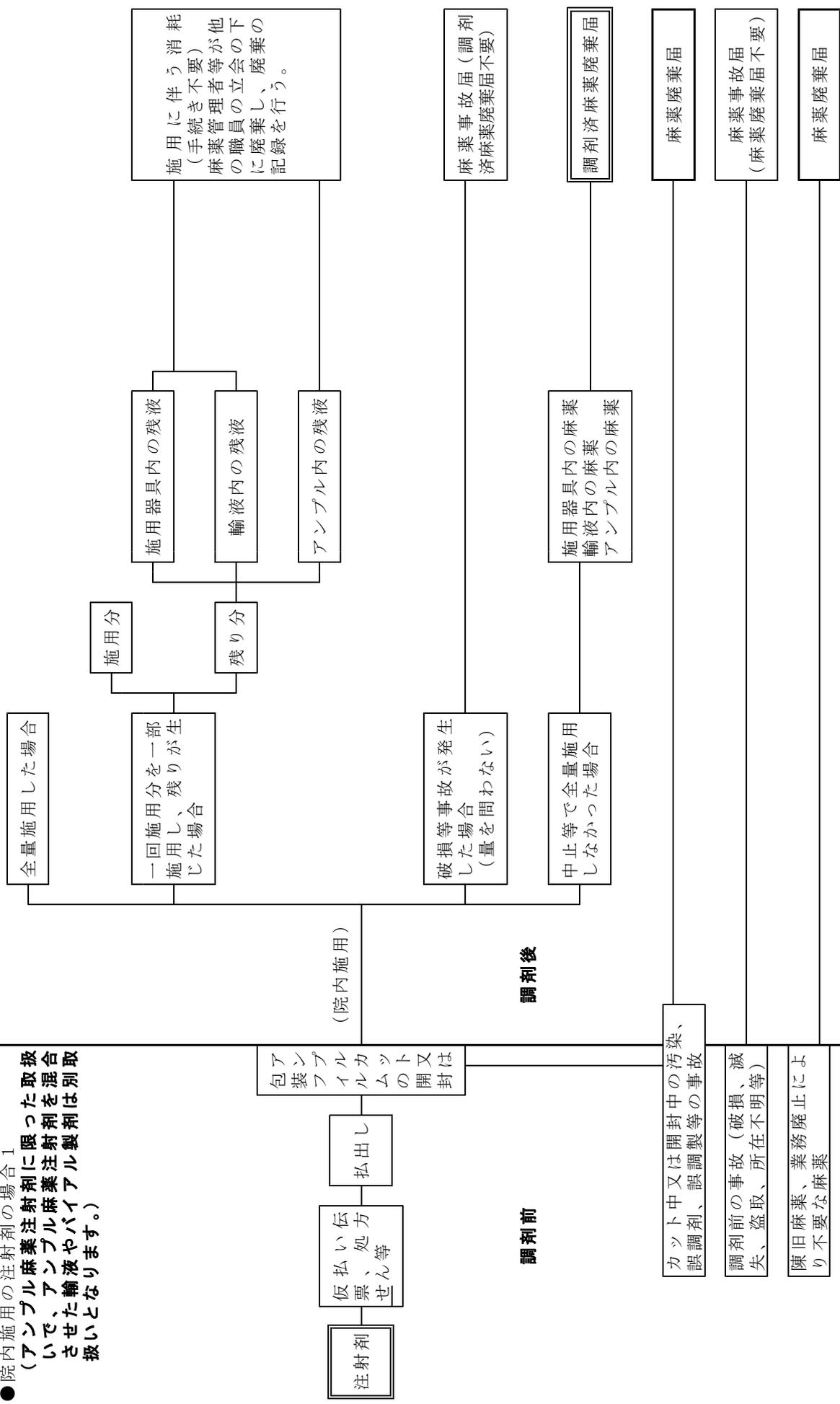
プレペノン50・100m g シリンジ	モルヒネ塩酸塩水和物
ペチジン塩酸塩	ペチジン塩酸塩
ペチジン塩酸塩注射液35・50m g	ペチジン塩酸塩
ペチロルファン注射液	ペチジン塩酸塩・レバロルファン酒石酸塩
メサベイン錠5・10m g	メサドン塩酸塩
メテバニール錠2m g	オキシメテバニール
モヒアト注射液	モルヒネ塩酸塩水和物・アトロピン硫酸塩水和物
モルヒネ塩酸塩	モルヒネ塩酸塩水和物
モルヒネ塩酸塩錠	モルヒネ塩酸塩水和物
モルヒネ塩酸塩注10・50・100m g シリンジ ・200m g	モルヒネ塩酸塩水和物
モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包10・30 m g	モルヒネ硫酸塩水和物
モルペス細粒2%・6%	モルヒネ硫酸塩水和物
ラフェンタテープ1.38・2.75・5.5・8.25・ 11m g	フェンタニル
リン酸コデイン	コデインリン酸塩水和物
リン酸コデイン散10%	コデインリン酸塩水和物
リン酸コデイン錠	コデインリン酸塩水和物
リン酸ジヒドロコデイン	ジヒドロコデインリン酸塩
リン酸ジヒドロコデイン散10%	ジヒドロコデインリン酸塩
レミフェンタニル静注用2・5m g	レミフェンタニル塩酸塩
ワンデュロパッチ0.84・1.7・3.4・5・6.7 m g	フェンタニル

● 1 単位を有する剤型の場合等
(錠剤・カプセル剤・坐剤等)

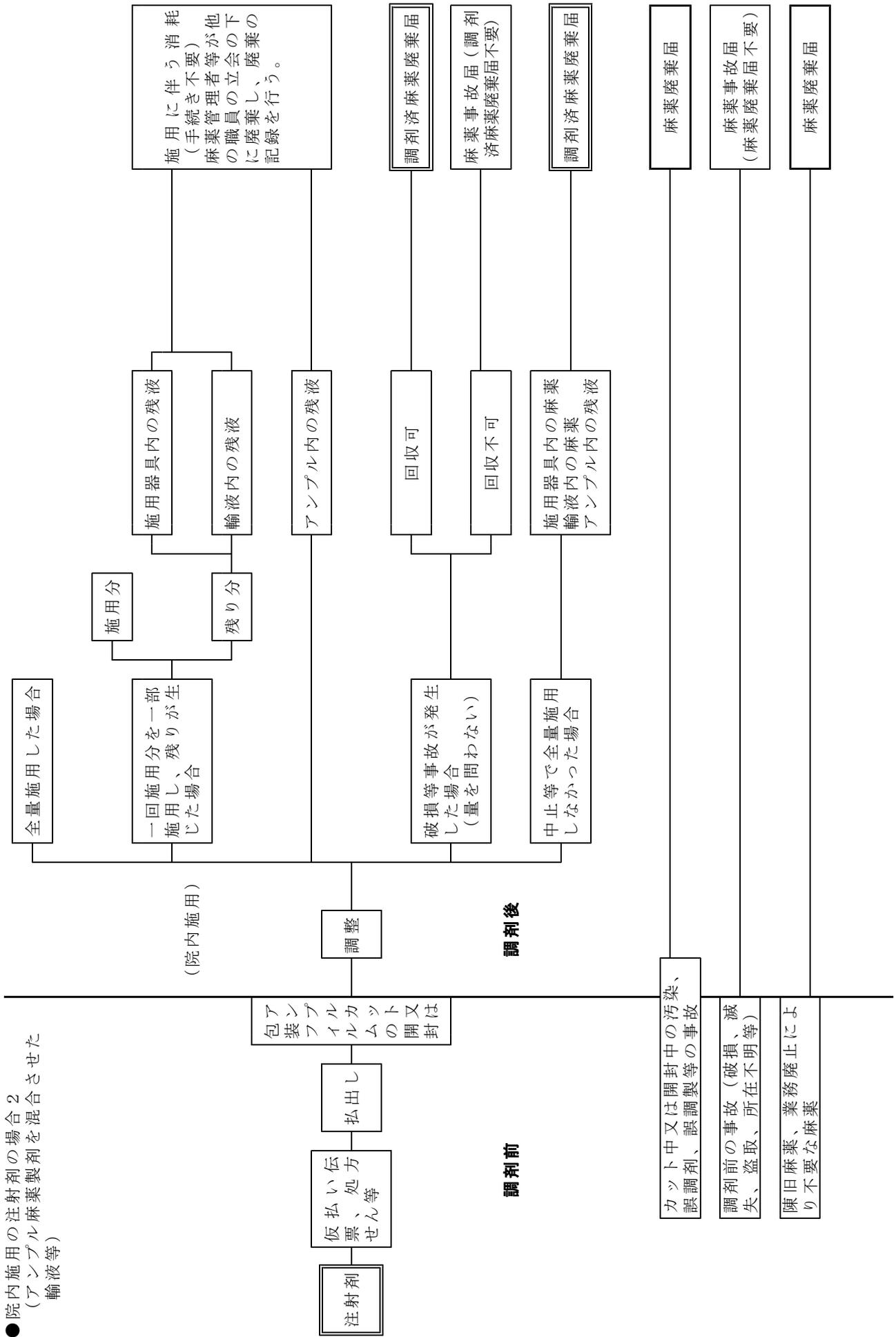
※ 1 単位とは、1 錠、1 カプセル、1 個 (坐剤)、1 包 (顆粒剤) などの 1 回で使い切るための個別に包装された製剤 1 個分のことをいう。(予製を含む)



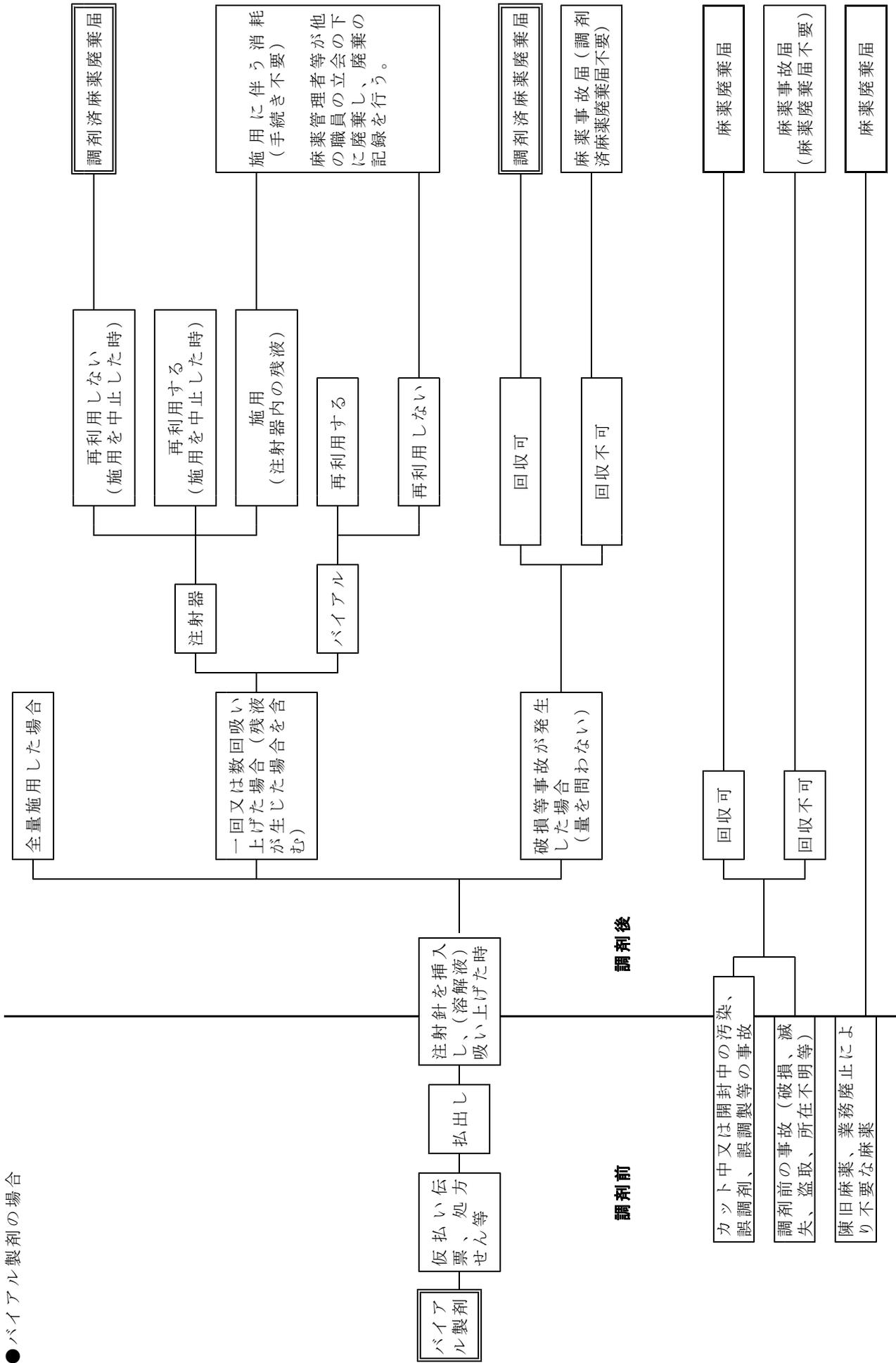
● 院内施用の注射剤の場合1
 (アンプル麻薬注射剤に限った取扱
 いで、アンプル麻薬注射剤を混合
 させた輸液やバイアル製剤は別取
 扱いと なります。)



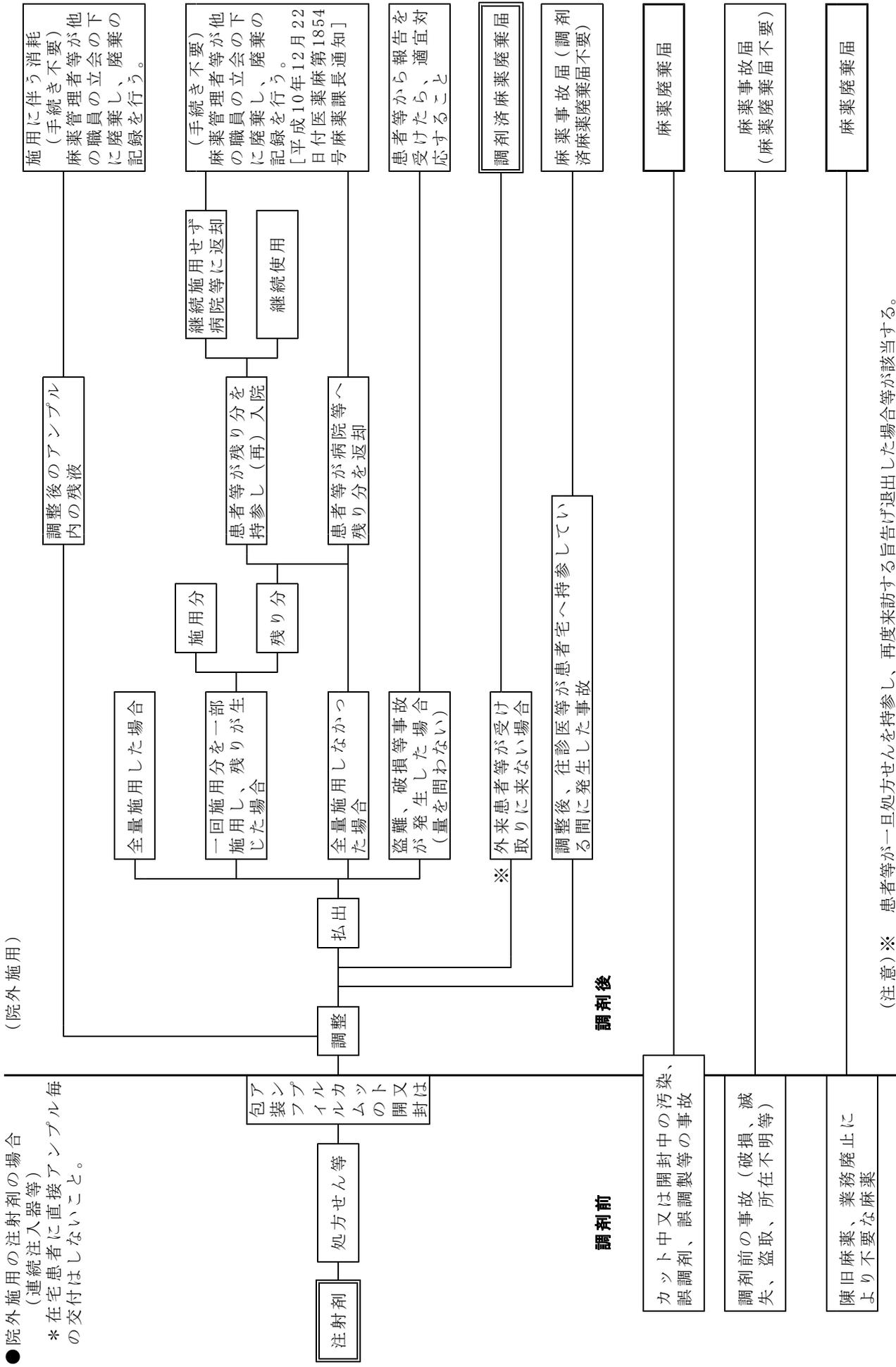
● 院内施用の注射剤の場合 2
(アンプル麻薬製剤を混合させた
輸液等)



● バイアル製剤の場合

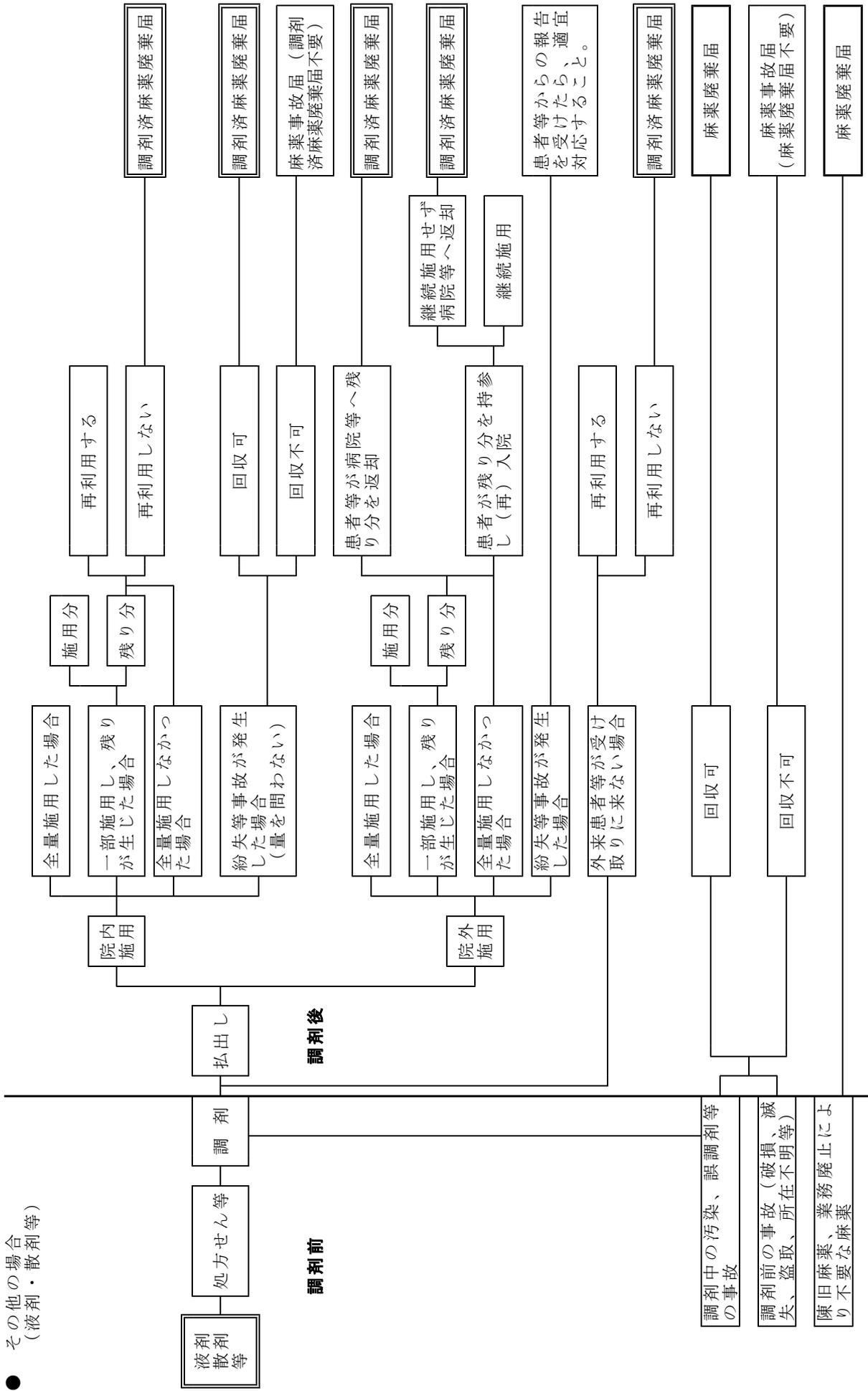


- 院外施用の注射剤の場合
(連続注入器等)
* 在宅患者に直接アンプル毎
の交付はしないこと。



(注意)※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨告げ退出した場合等が該当する。

● その他の場合
(液剤・散剤等)



【内服】

品 名	廃 棄 方 法
アヘン末	水とともに下水に放流する。
アヘン散	水とともに下水に放流する。
アヘンチンキ	水とともに下水に放流する。
アヘン・トコン散（ドーフル散）	水とともに下水に放流する。
アヘンアルカロイド塩酸塩（オピアル）	水とともに下水に放流する。
モルヒネ塩酸塩水和物（塩酸モルヒネ）	水とともに下水に放流する。
モルヒネ塩酸塩錠（塩酸モルヒネ）	粉碎して水とともに下水に放流する。
パシーフカプセル30/60/120m g	水やお湯に入れカプセルが溶解したら、顆粒を乳鉢等ですり潰し、水とともに下水に放流する。
オプソ内服液5/10m g	水とともに下水に放流する。
MSコンチン錠10/30/60m g	熱水中に錠剤を入れ30秒間放置した後、棒状の物で錠剤を潰し攪拌する。次いで、この中に水を入れて冷却し、錠剤の溶解、崩壊を確認したのち、下水に放流する。 * MSコンチン錠の場合、熱水（60℃以上）で素錠は溶けるが、コーティング皮膜の方は熱水には溶けず、水に溶ける。 このため、熱水中で一旦コーティング皮膜を棒状のもので壊し、素錠をほどほどに溶解または崩壊させた後、熱水を冷却してコーティング皮膜を溶解し廃棄する。
ピーガード錠20/30/60/120m g	1 錠剤を37℃以上の温水（10ml/1錠）中に入れ、乳棒で2～3分軽く粉碎しながらかき混ぜる。 2 錠剤溶解後、約5倍量の水を加えて上澄みを注意深く下水に放流した後、コーティング皮膜を廃棄する。
カディアンカプセル20/30/60m g	[大量の場合] PTPシートからカプセルを取り出し粉碎機で処理後、水とともに下水に放流する。 [少量の場合] 1 カプセル剤を37℃以上の温水（10ml/1cap）中に入れ、崩壊するまで放置する。 2 内容物の放出が認められたら、カプセルが溶解するまでときどき攪拌する。 3 カプセルが溶解後、液を除去し、残留物（粒状）に5倍量のエタノール（95%）を加え、5～10分間攪拌する。 * エタノールがない場合には、50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉碎し、最終的に製剤（粒）1gあたり10mlの温水を加えて乳棒で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号篩（目開き：850μm）で除去できる。 * 粒のままでは、乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の場合も粉碎し難い。 4 白濁液に50～60℃の温水をエタノール量の4倍量加え、残存した粒が溶解するまで攪拌する。 * 以上の手順により、カプセル剤は液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解している。なお、ゼラチンカプセルの水に対する溶解性は、36℃以下で30分以上要するため、37℃以上の温水を用いる必要がある。消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。 5 下水に放流する。
カディアンスティック30/60/120m g	[大量の場合] スティックから粒を出し粉碎機で処理後、水とともに下水に放流する。

	<p>[少量の場合]</p> <p>1 エタノールがある場合</p> <p>(1) ペレット重量に対して5倍量のエタノール(95%)に、ペレットを添加し、5～10分間攪拌する。</p> <p>(2) 攪拌後の白濁した液に50～60℃の温水をエタノール量の3倍量加え、残存したペレットが溶解するまで攪拌する。</p> <p>* 以上の手順により、ペレットは液状となり、液は白濁しているが、硫酸モルヒネは完全溶解している。消毒用エタノールを用いる場合は、95%の1.5倍量必要。</p> <p>2 エタノールがない場合</p> <p>50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢粉砕し、最終的に製剤(粒)1gあたり10m lの温水を加えて乳棒で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号篩(目開き:850μm)で除去できる。</p> <p>* 粒のままでは乳棒により粒がはじき飛ばされる現象が生じるため注意を要する。また、多量の場合も粉砕し難い。</p> <p>1 若しくは2の処理後、下水に放流する。</p>
モルペス細粒2%/6%	細粒をすりつぶして水とともに下水に放流する。
モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包10mg/30mg	細粒をすりつぶして水とともに下水に放流する。
MSツイスロンカプセル10/30/60mg	カプセル剤を水中に入れ、5分程(目安)放置し崩壊させた後、内容物の下流の放出が認められたならば、乳鉢ですり潰して、水と共に下水に放流。
エチルモルヒネ塩酸塩水和物	水とともに下水に放流する。
コデインリン酸塩散10%	水とともに下水に放流する。
コデインリン酸塩錠	粉砕して水とともに下水に放流する。
ジヒドロコデインリン酸塩	水とともに下水に放流する。
ジヒドロコデインリン酸塩散10%	水とともに下水に放流する。
オキノーム散2.5/5/10/20mg	水とともに下水に放流する。
オキシコンチン錠5/10/20/40mg	<p>1 焼却する。</p> <p>2 熱水中に錠剤を約30秒間放置し、棒状の物で錠剤を細かく潰し攪拌し、この中に水を入れて冷却し、錠剤の崩壊を確認後、水とともに下水に放流する。</p> <p>* オキシコンチン錠の場合、アクリル系の高分子を使用しているため、熱水でも全てが溶解せず複数個の比較的大きな塊が残留する。また冷却水添加はコーティング皮膜を溶解させるための処置である。</p>
オキシコンチンTR錠5/10/20/40mg	<p>1 錠剤を焼却する。</p> <p>2 粘着力の強いガムテープなどで錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして、通常の医薬品と同様に廃棄する。</p> <p>または、それ以外の回収困難な方法で廃棄する。</p> <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乱用防止を目的とした製剤のため、水性溶媒中(水、エタノール、酸性又はアルカリ性水溶液)ではpHに関わらずゲル状になるため、溶解による廃棄は行わない。 ・硬い製剤で破砕は困難なため、ミキサーを使用した廃棄は行わない(刃を傷めることがある)。
オキシコドン徐放錠5/10/20/40mg	<p>1 焼却する</p> <p>2 乳鉢等で粉末状になるまですりつぶし、熱水を加えて棒状のもので攪拌して懸濁させ、下水に放流する。</p>
オキシコドン徐放錠NX5/10/20/40mg	<p>1 焼却する</p> <p>2 乳鉢等で粉末状になるまですりつぶし、熱水を加えて棒状のもので攪拌して懸濁させ、下水に放流する。</p>
オキシコドン錠2.5/5/10/20mg	錠剤を水に溶かして水とともに下水に放流する。
オキシコドン錠NX2.5/5/10/20mg	錠剤を水に溶かして水とともに下水に放流する。
オキシコドン徐放状カプセル5/10/20/40mg	カプセル剤を水中に入れ、5分程(目安)放置し、

0mg	崩壊させた後、内容物の顆粒の放出が認められたならば、乳鉢ですり潰して、水とともに下水に放流する。
オキシコドン内服液2.5/5/10/20mg	水とともに下水に放流する。
メテバニール錠2mg	粉砕して水とともに下水に放流する。
ナルサス錠2/6/12/24mg	1 焼却する。 2 乳鉢等で粉末状になるまですりつぶし、熱水を加えて棒状のもので攪拌して懸濁させ、下水に放流する。
ナルラピド錠1/2/4mg	錠剤を水に溶かして水とともに下水に放流する。
ペチジン塩酸塩	水とともに下水に放流する。
イーフェンバツカル錠100/200/400/600/800 μg	水で錠剤を溶解させた後、下水に放流する。 なお、廃棄する際には粉砕などの処理は行わないこと。 * イーフェンバツカル錠は、発砲しながら溶解する。
アブストラル舌下錠100/200/400/ μg	水に溶解後、下水に放流する。
メサペイン錠5/10mg	水で錠剤を溶解・崩壊させたのち下水に放流する。
タペンタ25/50/100mg	1 錠剤を焼却する。 2 粘着力の強いガムテープなどで錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして、通常の医薬品と同様に廃棄する。 [注意] ・TRF製剤（改変防止製剤）のため、水性溶媒中（水、エタノール、酸性水溶液など）では粘性ゲルトなり、溶解による廃棄は困難。 ・粉砕は困難なため、ミキサーを使用した廃棄は行わない。（刃を傷めることがあります。）

【注射】

品 名	廃 棄 方 法
アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
モルヒネ塩酸塩注射液10/50/200mg	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
プレペノン注50/100mgシリンジ	プランジャー（押し子）を完全に押し切って、シリンジ内の残液を下水に放流する。
モルヒネ塩酸塩注100mgシリンジ	プランジャー（押し子）を完全に押し切って、シリンジ内の残液を下水に放流する。
複方オキシコドン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
複方オキシコドン・アトロピン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
オキファスト注10/50mg	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
オキシコドン注射液10/50mg	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
ナルベイン注2/20mg	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
ペチジン塩酸塩注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
弱ペチロルファン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
ペチロルファン注射液	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
フェンタニル注射液0.1/0.25/0.5mg	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
タラモナール静注	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
アルチバ静注用2/5mg	バイアル内に残った注射液は注射針で抜き取り、下水へ放流する。 施用器具（シリンジなど）内に残った注射液は、下水に放流する。
レミフェンタニル静注用2/5mg	バイアル内に残った注射液は注射針で抜き取り、下水へ放流する。 施用器具（シリンジなど）内に残った注射液は、下水に放流する。
ケタラール静注用50mg	アンプルをカットして注射液を下水に放流する。
ケタラール静注用200/500mg	バイアル内に残った注射液は注射針で抜き取り、下水へ放流する。 施用器具（シリンジなど）内に残った注射液は、下水に放流する。

【外用薬】

品名	廃棄方法
アンペック坐剤10/20/30mg	<p>目安：アンペック坐剤1個＋温水量100ml以上＋家庭用液体台所洗剤1ml/温水100ml</p> <p>実例：アンペック坐剤5個を50～60℃の温水約500mlに入れ、これに家庭用液体台所洗剤約3mlを加えて、十分かき混ぜると坐剤は乳化状態になるので、流しに廃棄し、その後、十分な量の温水を流す。</p>
<p>コカイン塩酸塩</p> <p>デュロテップMTパッチ2.1/4.2/8.4/12.6/16.8mg (デュロテップパッチ2.5/5/7.5/10mg)</p>	<p>水とともに下水に放流する。</p> <p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>1 未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ゴム手袋を必ず着用し、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミを用いて切れ目を入れるなどし、内容物(ゲル)を放流の上、パッチ本体は通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>* シュレッダーを使用した廃棄は行わない。</p> <p>* 万が一、内容物(ゲル)が皮膚等に付着した場合には、その部分を流水で十分に洗い流す。なお、その時には、石けん、アルコール、ローション等は使用しない。</p> <p>* 院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。</p> <p>2 使用済み製品の廃棄 (施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>* シュレッダーを使用した廃棄は行わない。</p>
<p>フェンタニル3日用テープ2.1/4.2/8.4/12.6/16.8mg</p>	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>1 未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミなどを用いて細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>* シュレッダーを使用した廃棄は行わない。</p> <p>* 院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。</p> <p>2 使用済み製品の廃棄 (施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 <p>* シュレッダーを使用した廃棄は行わない。</p>
<p>ラフェンタテープ138/2.75/5.5/8.25/11mg</p>	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>1 未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミなどを用

	<p>いて細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。 * 院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。 <p>2 使用済み製品の廃棄 (施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。
フェントステープ0.5/1/2/4/6/8mg	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>1 未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミなどを用いて細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。 * 院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。 <p>2 使用済み製品の廃棄 (施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ0.5/1/2/4/6/8	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>1 未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミなどを用いて細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。 * 院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。 <p>2 使用済み製品の廃棄 (施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。
ワンデュロパッチ0.84/1.7/3.4/5/6.7mg	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>1 未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミなどを用いて細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。 * 院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう

	<p>患者等に指導する。なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。</p> <p>2 使用済み製品の廃棄 (施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。
<p>フェンタニル 1 日用テープ 0.84/1.7/3.4/5/6.7mg</p>	<p>使用済み、未使用製剤とも麻薬管理者がすべて回収する。</p> <p>1 未使用製剤の廃棄 (ライナーから剥がすのに失敗した場合等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチを焼却する。 ・焼却できない場合は、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミなどを用いて細断し、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。 * 院外施用の場合は病院・薬局へ返却するよう患者等に指導する。なお、返却された場合は上記方法により廃棄する。 <p>2 使用済み製品の廃棄 (施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッチの粘着面を内側にして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄する。 * シュレッダーを使用した廃棄は行わない。

別記第1号様式（第1条関係）

麻薬施用者免許申請書

麻薬業務所	所在地	宮崎市霧島〇丁目〇〇-〇		
	名称	医療法人〇〇会 〇〇病院		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	宮崎郡〇〇町大字木原〇〇〇	* 施設が2カ所以上の場合は記載すること。 * 該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。	
	名称	医療法人社団 △△会 △△医院		
許可又は免許の番号		第11452号 * 医師、歯科医師、又は獣医師の免許証番号を記載すること。	許可又は免許の年月日	昭和60年4月30日
申請資格者（行項） 法う 人役 に員 あを っ含 てむ は。 そ の	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし	* 該当がない場合	
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし		
備 考		* 免許証の種類（医師免許等）を記載してください。 * 継続申請の場合、現に有する麻薬免許証番号を記載してください。		
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 令和4年9月22日 * 申請日を記入すること。 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 宮崎市霧島〇丁目〇〇-〇 * 業務所住所でもかまいません。 氏名（法人にあっては、名称） 竹〇 正〇 * 個人の申請です。 宮崎県知事 殿				

* 当該業務所の麻薬施用者数がこの申請を含めて二人以上の場合は、麻薬管理者の設置が必要となりますので、麻薬管理者のいない業務所は、併せて麻薬管理者免許申請も行うこと。

麻薬施用者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第04-1234号 * 麻薬免許証の番号を記載すること。	免許年月日	令和4年1月1日 * 有効期間の始期を記入すること。
変更すべき事項		麻薬業務所の変更及び従たる施設の追加	
変更前	麻薬業務所	所在地	宮崎市北高松町〇〇
		名称	県立〇〇病院
	住所		宮崎市北高松町〇〇 * 麻薬免許証の住所を記載すること。
	氏名		山〇 浩〇
	従たる施設	所在地	なし
		名称	なし
変更後	麻薬業務所	所在地	清武町大字木原〇〇
		名称	〇〇大学医学部附属病院
	住所		宮崎郡清武町大字木原〇〇 * 麻薬業務所住所でもかまいません。
	氏名		山〇 浩〇
	従たる施設 * 麻薬管理者がいる医療機関であることが必要です。	所在地	宮崎市大字島之内〇〇
		名称	医療法人社団〇〇会 〇〇クリニック
変更の事由及びその年月日		転勤のため 令和4年10月1日	
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>令和4年10月8日 * 届出日を記入すること、ただし、変更日から15日以内です。</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 宮崎郡清武町大字木原〇〇 * 麻薬業務所住所でもかまいません。</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称） 山〇 浩〇</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p>			

麻薬施用者免許証再交付申請書

免許証の番号	第04-0120号	免許年月日	令和4年1月1日
麻薬業務所	所在地	宮崎市霧島〇丁目〇〇番地	
	名称	医療法人 〇〇会 〇〇病院	
氏名	猪〇 博〇		
再交付の事由 及びその年月日	紛失のため 令和4年9月1日 * 紛失理由書を添付すること。		
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>令和4年9月10日 * 申請日を記入すること、ただし、事由が生じた日から15日以内です。</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 宮崎市霧島〇丁目〇〇番地</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、名称） 猪〇 博〇</p> <p>宮崎県知事 殿</p>			

別記第11号様式（第10条関係）

麻薬廃棄届

免許証の番号	第04-4321号 * 麻薬免許証の番号を記載すること。	免許年月日	令和4年1月1日 * 有効期間の始期を記入すること。
免許の種類	麻薬管理者 * 麻薬免許の種類を記載すること。 * 麻薬施用者が一人の場合は、施用者を記入すること。	氏名	甲○ 清○
麻薬業務所	所在地	日向市春原町○丁目○-○○	
	名称	医療法人○○○会 ○○病院	
廃棄しようとする麻薬	品名	数 量	
	MSコンチン錠10mg	9 2 T	
	コデインリン酸塩散10%	3 5 g	
	フェンタニル注射液0.5mg	2 2 A	
	以下余白 * 空欄がある場合は、必ず「以下余白」と記載するか、斜線を入れてください。		
廃棄の年月日	* 届け出の際に、保健所で立会の日時を調整します。		
廃棄の場所	業務所に同じ		
廃棄の方法	放流 * 実際に行う方法で記載すること。		
廃棄の理由	* 業務廃止の場合は業務廃止と記載してください。 古くなり使用しないため		
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>* 開設者の届出となるので、住所・氏名は、麻薬施用者又は麻薬管理者ではなく、開設者について記載すること。（麻薬の所有権は開設者にあるため、廃棄届出者は、麻薬管理者ではなく、診療所の開設者となります。）</p> <p>令和4年11月19日</p> <p style="text-align: right;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 日向市春原町○丁目○-○○</p> <p style="text-align: right;">届出義務者続柄 * 開設者死亡又は法人解散の場合、届け出た方が続柄を記載すること。</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあっては、名称） 医療法人○○○会 ○○病院 理事長 川○ 常○</p> <p>宮崎県知事 殿</p>			

麻薬事故届

*** アンプル入り注射剤の場合のみの記載例**

免許証の番号	第04-6789号	免許年月日	令和4年1月1日
免許の種類	麻薬管理者 * 麻薬施用者が一人の医療機関は「麻薬施用者」と記載すること。		
麻薬業務所	所在地	都城市上川東〇丁目〇〇-〇	
	名称	医療法人〇〇会 〇〇病院	
事故が生じた麻薬	品名	数 量	
	モルヒネ塩酸塩注射液10mg	5 A	
	以下余白 * 空欄がある場合は、必ず「以下余白」と記載するか、斜線を入れてください。		
事故発生の状況 〔 事故発生年月日 〕 〔 場所、事故の種類 〕	令和4年6月10日午後3時10分ごろ、入院患者に払い出したモルヒネ塩酸塩注射液10mg 10Aのうち、未施用分の8Aが薬局に返納されたため、薬剤師の田〇一〇が調剤室内の麻薬保管庫へ戻そうとしたところ手をすべらせ、誤って5Aを落とし破損させた。直ちに、注射筒を使用し、3mlは回収できたが、床に残った2mlは回収不可能であったため、布で拭き取り、流水で洗い流した。また回収した3mlは副薬剤部長（〇岐〇祐）立会の下、薬局内の流しで放流した。 * アンプル入り注射剤の場合のみ、事故の状況を詳細に記すことによって、回収した分を、麻薬廃棄届無しに廃棄することができます。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 * 麻薬免許を有する者の届出となるので、住所・氏名は、開設者ではなく、麻薬管理者若しくは、麻薬施用者について記載すること。 令和4年6月11日 * 速やかに届け出て、届出日を記載すること。 <div style="text-align: right;"> 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 都城市上川東〇丁目〇〇-〇 氏名（法人にあっては、名称） 〇田 〇昭 * 開設者が法人でも麻薬管理者（麻薬管理者が居ない施設は麻薬施用者）の個人名を記載して下さい。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 宮崎県知事 殿 </div>			

麻薬事故届

免許証の番号	第04-6789号	免許年月日	令和4年3月10日
免許の種類	麻薬管理者 * 麻薬施用者が一人の医療機関は「麻薬施用者」と記載すること。		
麻薬業務所	所在地	小林市細野〇〇-〇	
	名称	医療法人〇〇会 〇〇病院	
事故が生じた麻薬	品名	数量	
		コデインリン酸塩散10%	0.6g
		以下余白 * 空欄がある場合は、必ず「以下余白」と記載するか、斜線を入れてください。	
事故発生の状況	令和4年8月10日午後1時15分ごろ、薬局において、薬剤師の山〇浩〇が調剤中に、コデインリン酸塩散10%を4.2gを誤って床にこぼしてしまった。ただちに、薬剤長の猪〇博〇とともに回収したが3.6gしか回収できず、0.6gが回収不能であった。（3.6gは廃棄届を提出予定）		
〔 事故発生年月日 〕 〔 場所、事故の種類 〕	* 麻薬事故届における事故とは、上記の場合、こぼした事実ではなく、こぼした事により回収不能となった事実をいいます。例えば、4.2gこぼしたが、全量回収できた場合は、麻薬事故届ではなく、廃棄届を提出し、保健所職員立会の下、廃棄することになります。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 * 麻薬免許を有する者の届出となるので、住所・氏名は、開設者ではなく、麻薬管理者若しくは、麻薬施用者について記載すること。 令和4年8月11日 * 速やかに届け出て、届出日を記載すること。 <div style="text-align: right;"> 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 小林市細野〇〇-〇 氏名（法人にあっては、名称） 猪〇 博〇 * 開設者が法人でも麻薬管理者（麻薬管理者が居ない施設は麻薬施用者）の個人名を記載してください。 殿 </div> 宮崎県知事			

調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第04-5311号 * 麻薬免許証の番号を記載すること。	免許年月日	令和4年1月1日 * 有効期間の始期を記入すること。	
免許の種類	麻薬施用者 * 麻薬免許の種類を記載すること。 * 麻薬管理者がいる場合は管理者を記入すること。	氏名	岡○ 美○	
麻薬業務所	所在地	延岡市北小路○○○○		
	名称	医療法人社団 ○○会 ○○医院		
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	MS コンチン錠10mg	5 T	令和4年7月8日	○○○男
	アソパック坐剤10mg	3 個	令和4年7月9日	○○○子
	以下余白 * 空欄がある場合は、必ず「以下余白」と記載するか、斜線を入れてください。			
廃棄の方法	粉碎及び溶解後放流			
廃棄の理由	患者死亡のため			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p>* 開設者の届出となるので、住所・氏名は、麻薬施用者又は麻薬管理者ではなく、開設者について記載すること。</p> <p>令和4年7月30日</p> <p style="text-align: right;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 延岡市北小路○○○○</p> <p style="text-align: right;">届出義務者続柄 * 開設者死亡又は法人解散の場合、届け出た方が続柄を記載すること。</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあっては、名称） 医療法人社団○○会 ○○医院 理事長 大○ 祐○ * 開設者氏名を記載して下さい。</p>				
宮崎県知事	殿			

様式第2号

* 届出日を記入すること。ただし、業務廃止日から15日以内です。

残余麻薬届

令和4年4月10日

宮崎県知事 殿

* 開設者の届出となるので、住所・氏名は、麻薬施用者又は麻薬管理者ではなく、開設者について記載すること。

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地 日南市〇町1丁目1-1

* 開設者死亡又は法人解散の場合、届け出た方が続柄を記載すること。
届出義務者続柄

氏名 (法人にあつては、名称) 宮崎 太郎

* 開設者が法人の場合は、法人の名称及び理事長名を記載すること。

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻薬取扱者	免許の種類	麻薬施用者 * 麻薬免許の種類を記載すること。		
	免許番号	第04-1111号 * 麻薬免許証の番号を記載すること。		
	氏名 (法人にあつては、名称)	宮崎 太郎		
	麻薬業務所	所在地	日南市〇町1丁目1-1	
名称		医療法人社団 〇〇クリニック		
業務(研究)の廃止又は免許の失効年月日		令和4年4月1日		
届出の理由		<input checked="" type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 ()		
残余麻薬の品名及び数量	品名	数量	備考	
	MSコンチン30mg	100錠		
	以下余白			
	* 空欄がある場合は、以下余白と記入するか、斜線をひくこと。			
残余麻薬の処置	① 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 ② 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 ③ その他(具体的に記入すること) * ①の場合は麻薬譲渡届、②の場合は麻薬廃棄届の提出が必要です			

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

* 届出日を記入すること。ただし、
譲渡日から15日以内、業務廃止日から65日以内です。

令和4年5月1日

宮崎県知事 殿

* 開設者の届出となるので、住所・氏名は、麻薬施用者又は麻薬管理者ではなく、開設者について記載すること。

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 日南市〇町〇丁目〇〇

* 開設者死亡又は法人解散の場合、届け出た方が続柄等を記載すること。
届出義務者続柄

氏名 (法人にあつては、名称) 医療法人社団〇〇クリニック
理事長 宮崎 太郎

* 開設者が法人の場合は、法人の名称及び理事長名を記載すること。

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡者	麻薬取扱者	免許の種類		麻薬施用者 * 麻薬免許の種類を記載すること。
		免許番号		第04-9999号 * 麻薬免許証の番号を記載すること。
		氏名 (法人にあつては、名称)		宮崎 太郎
		麻薬業務	所在地	日南市〇町〇丁目〇〇
			名称	医療法人社団 〇〇クリニック
		業務 (研究) の廃止又は免許の失効年月日		令和4年4月1日
残余麻薬届出年月日		令和4年4月10日		
譲受者	麻薬営業者, 麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	日南市△町△丁目△△	
		氏名 (法人にあつては、名称)	医療法人 〇〇会 理事長 宮崎 花子 * 開設者が法人の場合は、法人の名称及び理事長名を記載すること	
	麻薬取扱者	免許の種類		麻薬管理者 * 麻薬免許の種類を記載すること。
		免許番号		第04-9998号 * 麻薬免許証の番号を記載すること。
麻薬業務所	氏名 (法人にあつては、名称)		日南 次郎	
	所在地	日南市△町△丁目△△		
麻薬業務所	名称		医療法人 〇〇会 〇〇病院	
	譲渡年月日			令和4年4月30日 * 業務廃止日から50日以内です。
譲渡した麻薬の品名及び数量	品名		数量	備考
	モルヒネ塩酸塩注10mg		100A	
	以下余白			
	* 品目が多い場合は、欄を増やすか、別紙のとおりと記入し、別紙により提出すること。			
	* 空欄がある場合は、以下余白と記入するか、斜線を引くこと。			

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

麻薬年間届 宮崎県知事 殿

* 届出日を記入すること。11月30日までに届け出ること。

宮崎県知事 殿

殿

麻薬業務所在地 宮崎市〇〇町〇丁目〇〇〇
 麻薬業務所名称 医療法人 〇〇会 〇〇病院
 免許の種類 麻薬管理者
 免許番号 第04-1234号
 氏名(法人にあつては、名称) 宮崎 太郎

* 麻薬管理者がいる施設は麻薬管理者の免許を記入すること。

麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。

品名	単位	前年	前年10月1日から本年9月30日までの		本年 9月30日 在庫数量	備考
		10月1日 在庫数量	受入数量	払出数量		
MSコンチン錠30mg	錠	30	100 (10)	60	80	再利用10錠
モルヒネ塩酸塩注10mg	A	34	100	48	86	麻薬廃棄届1A(令和4年4月1日提出)
以下余白						
		* 昨年提出した年間届の数と一致すること		* 廃棄届けや事故届を提出した場合は、備考欄に記載すること		
* 本年9月30日の在庫数量は、(前年10月1日在庫数量+受入数量-払出数量)と一致するか確認すること。						
* 複数の規格があるものは、品名の欄に規格も記入すること。						
* 空欄がある場合は、以下余白と記載するか、斜線を引くこと。						
* 届出期間中に麻薬を所有していなかった場合も、「所有なし」と届出する必要があります。						
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。						

別記第16号様式（第12条関係）

* 該当する免許の種類を囲んでください。

* 麻薬診療施設の場合は、記載の必要なし。

麻薬譲受証		令和4年12月3日		
譲受人の免許証の番号	第号	譲受人の免許の種類		
譲受人の氏名（法人にあっては名称）	医療法人 ○○会 ○○医院 理事長	○ ○ ○ ○ ○ ○	* 理事長印 → ㊟	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬 研究施設の設置者の場合は、当該施設に おいて麻薬を管理する 麻薬管理者 、 麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	氏名	中○ 直○ * 個人印 → ㊟	
麻薬業務所 所在地	延岡市○○町1-22			
名称	医療法人 ○○会 ○○医院			
品名	容量	筒数	数量	備考
M S コンチン錠 10 m g	100錠	5	500錠	P-10100~P-10105

(注意) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 余白には、斜線を引くこと。

麻 薬 引 継 確 認 書

令和 4 年 4 月 1 5 日

麻薬診療施設開設者住所 都城市〇〇町 1 - 1

氏名 医療法人〇〇会
理事長 前〇 〇一郎

* 印鑑は不要です。

下記の麻薬引継を確認しました。

記

麻薬診療施設名称		医療法人〇〇会 〇〇病院					
麻薬診療施設住所		都城市〇〇町 1 - 1					
麻薬管理者 変更の理由		前麻薬管理者退職のため					
引 継 者	麻薬免許証番号	0 4 - 〇〇〇〇		免許の種類	麻薬管理者		
	麻薬免許年月日	令和 4 年 1 月 1 日					
	業務廃止年月日	令和 4 年 3 月 3 1 日					
	氏 名	岩〇 恭〇					
引 受 者	麻薬免許証番号	0 4 - 〇〇〇〇		免許の種類	麻薬管理者		
	麻薬免許年月日	令和 4 年 4 月 1 日					
	氏 名	日〇 政〇					
引 継 い だ 麻 薬 の 品 名 ・ 数 量	品 名	単 位	数 量	品 名	単 位	数 量	
	MS コンチン錠 ペチジン塩酸塩注射液 以下余白	10mg 35mg	167 48				

* 本手続きは法令等の規定はありませんが、麻薬管理者を変更した場合、現有する麻薬を円滑に引継ぐとともに、適正な麻薬の管理を行う為に、提出をお願いします。

I 向精神薬とは

中枢神経に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品としては抗不安薬、催眠鎮静薬、鎮痛薬等が該当します。）であって、麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）及び政令で定めるものをいいます。

向精神薬は、その乱用の危険性及び医療上の有用性の程度により第一種から第三種までの3種類に分類され、それぞれ規制内容が異なります。

なお、対象品目は、その容器及び直接の被包に「**向**」の表示があります。

～向精神薬盗難等事故について～

近年、向精神薬取扱者からの向精神薬事故届数が増加しており、中でも盗難と詐取が増加傾向にあります。

盗難の主な手口は、次のとおりです。

- ・ 夜間、無人の診療所等のドアや窓を破壊したり、かぎをこじ開けたりして盗取する。
- ・ 無人の調剤室等に侵入して盗取する。
- ・ 保管設備（ロッカー等）のかぎを壊して盗取する。
- ・ 医療機関内部の職員又は内部の事情に詳しい者が持ち出す。

また、詐取については、病院・診療所で交付された処方せんを変造・偽造して複数の薬局に持ち込み、向精神薬をだまし取るケースがあります。これらは薬物乱用の疑いが強いものであり、具体的な手口としては、

- ・ 交付された処方せんの記載事項（用法用量、日付など）を書き換える。
- ・ 交付された処方せんをカラーコピーする。
- ・ 診療所等から盗取した未記載の処方せん用紙に日付、処方等を書き込む。

などがあります。

これらの事故に遭った場合は、速やかに管轄の保健所に事故届を提出するとともに最寄りの警察署に通報し、薬剤師会等へも情報提供を行ってください。

また、向精神薬や処方せんの保管等に日ごろから十分注意するなど適切な管理を行うようにしてください。

Q 1 偽造向精神薬処方せんに基づき向精神薬を交付した場合は、事故届の対象となりますか。

A 1 向精神薬事故届の対象となります。

平成2年8月22日付け薬発852号薬務局長通知により、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合は、麻向法施行規則第41条第1項に規定する数量以下であっても届け出てください。

II 向精神薬を取り扱う場合の注意事項

1 譲受（法第50条の16）

向精神薬は、免許を受けた向精神薬卸売業者（薬局開設者及び医薬品卸売販売業者）から譲り受けてください。

また、次の場合にも譲り受けることができます。

- (1) 同一法人の他の病院・診療所から譲り受ける場合（左記以外の場合は、各病院、診療所間の向精神薬の貸し借りもできません。）
- (2) 患者に交付したものの返却を受ける場合
- (3) 臨床試験に用いる治験薬を、登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合

- (4) 業務を廃止した向精神薬取扱者（移転前の病院等、開設者変更前の病院等を含む。）から、当該向精神薬取扱者が肺指示に所有していた向精神薬を廃止後50日以内に譲り受ける場合
- (5) 災害時に地方公共団体の長から譲り受ける場合

※ リタリン錠、コンサータ錠、モディオダール錠は薬局間で譲渡・譲受できません。

2 譲渡（法第50条の16）

向精神薬の譲渡は原則として患者に交付する場合に限られます。

ただし、次の場合は譲り渡すことができます。

- (1) 向精神薬卸売業者に返品する場合
- (2) 同一法人の他の病院・診療所に譲り渡す場合
- (3) 治験薬を向精神薬試験研究施設又はその施設と同一法人の向精神薬卸売業者に戻す場合
- (4) 病院等を廃止（移転、開設者の変更又は開設者の死亡・解散した場合を含む。）した病院等の開設者（開設者が死亡・解散した場合は、相続人等届出義務者）が、廃止後50日以内に、他の向精神薬取扱者（移転後の病院等、開設者変更後の病院等を含む。）に、廃止時に所有していた向精神薬を譲り渡す場合

※ リタリン錠、コンサータ錠、モディオダール錠は薬局間で譲渡・譲受できません。

3 保管（法第50条の21）

譲り受けた向精神薬は、次のように保管しなければなりません。

- (1) 病院・診療所・薬局の施設内に保管すること。
- (2) 保管は、盗難防止の注意が十分払われている場合を除き、かぎをかけた設備内で行うこと。

【具体例】

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合
夜間、休日等で保管場所に注意を払う者がいないときは、その出入口にかぎをかけること。
日中、医療従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけること。
- ② ロッカーや引き出しに入れて保管する場合
夜間、休日等で保管場所に注意を払う者がいないときは、ロッカーや引き出し、あるいはその部屋の出入口にかぎをかけること。
- ③ 病棟のナースステーションに保管する場合
常時看護師等が必要な注意をしている場合以外は、向精神薬を保管するロッカーや引き出しにかぎをかけること。

4 廃棄（法第50条の21）

向精神薬を廃棄するときは、焼却、酸・アルカリ等による分解、希釈等、回収が困難な方法によらなければなりません。

第一種又は第二種向精神薬を廃棄したときは、廃棄した向精神薬の品名、数量、廃棄年月日を記録し、2年間保存しなければなりません。（記録については、「6 記録」参照）

なお、届出の必要はありません。

5 事故の届出（法第50条の22）

次の数量以上の盗難、紛失等が判明したときは、向精神薬事故届（別紙）により、速やかに宮崎県知事に届け出なければなりません。

ただし、盗難、強奪、脅取又は詐欺であることが明らかな場合には、これらの数量

未満でも届け出てください。

提出書類：向精神薬事故届

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

届出先：管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

* 向精神薬の譲り受けた数量、譲り渡した数量、在庫数量の把握などを適時行うことにより保管管理状況を確認し、不審な点が生じた場合には必要な調査を行ってください。

【事件事例】

- ① 診療所の窓ガラスが割られ、何者かに向精神薬が盗取された。
- ② 検査室の金庫に保管していた向精神薬の在庫を確認したところ、注射液の数が不足していた。室内を調査したが発見できず、盗難にあった可能性が高い。
- ③ 病棟の薬品棚に定数保管していた注射液が所在不明となった。定数全数がなくなったことから、盗難にあった可能性が高い。

6 記録（法第50条の23）

第一種及び第二種向精神薬を譲り受け、譲り渡し（患者に交付した分を除く。）又は廃棄したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。

- (1) 向精神薬の品名（販売名）・数量
- (2) 年月日
- (3) 譲受又は譲渡の相手方の営業所等の名称・所在地

【具体的な記録の方法例】

次のいずれかの方法により行ってください。

- ① 帳簿を用意し、上記事項を記録する。
- ② 伝票をつづる。ただし、伝票に上記事項が記載されている必要があります。また、他の伝票とは別につづってください。

* 患者へ向精神薬を交付したとき又は施用したとき、患者から向精神薬の返却を受けたとき又は返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。

* 同一法人の病院・診療所との間で譲受又は譲渡があった場合には、記録する必要があります。

* 譲受又は譲渡の相手方の本社の名称・所在地ではなく、営業所の名称・所在地を記録してください。

【帳簿記載例】（第一種及び第二種向精神薬）

品名	ソセゴン注射液 15mg		単位	A
年月日	数量	譲受・譲渡・廃棄の別	譲受又は譲渡した相手方の営業所の名称・所在地	
4. 1. 21	10	廃棄	陳旧化のため	
4. 1. 26	50	譲受	(株)〇〇薬品日南営業所 日南市大字戸高〇-〇-〇	

〔第一種及び第二種向精神薬で市販されているもの〕 ※ジェネリック医薬品は除く

種別	一般的名称	医薬品の販売名
第一種	セコバルビタール	注射用アイオナール・ナトリウム
	メチルフェニデート	リタリン錠 / コンサータ錠
	モダフィニル	モディオダール錠
第二種	アモバルビタール	イソミタール原末
	ブプレノルフィン	レペタン注・坐剤 / ノルスパンテープ
	フルニトラゼパム	サイレース錠・静注
	ペンタゾシン	ソセゴン錠・注射液
	ペントバルビタール	ラボナ錠

7 立入検査（法第50条の38）

(1) 立入検査の目的

立入検査は、向精神薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

(2) 立入検査証の確認

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

8 携帯輸入、携帯輸出（法第50条の8、第50条の11）

原則として向精神薬を輸出又は輸入することはできません。

ただし、患者は、自己の疾病の治療の目的で1か月分以内の量の向精神薬（注射剤を除く。）を携帯して出国又は入国することができます。

なお、処方せんの写し又は患者の氏名及び住所並びに携帯する向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書があれば、1か月分の量を超える数量や注射剤も携帯して出入国することができます。

* 出国の場合は、持ち込めるか相手国の法規制を御確認ください。

9 塩酸メチルフェニデート製剤の流通管理

塩酸メチルフェニデート製剤（販売名：リタリン錠及び（以下、「リタリン」という。）コンサータ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg（以下、「コンサータ」という。））については、厚生労働省が医薬品医療機器等法第79条に基づく承認条件を付し、各製造販売業者に適正な流通管理の実施を義務付けています。

（参考：承認条件）

本剤の投与が、リタリンにあつては、ナルコレプシー（コンサータにあつては注意欠陥／多動性障害）の診断、治療に精通し、薬物依存を含む本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ行われるとともに、それら薬局においては、調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

(1) 流通管理の基本（通知に基づく）

- ① 有識者（医師・薬剤師・法律の専門家等）からなる第三者委員会を設置。
- ② 医師・医療機関・薬局ごとに適正使用がなされるか否か同委員会で検討し、リスト化。
- ③ 販売は、リスト化された医師・医療機関・薬局に限定。
- ④ 薬局は調剤前に処方せん発行医師・医療機関がリストに掲示されているか確認。リストに無い場合は、調剤を拒否して、製造販売業者へ連絡。

(2) 医師、医療機関の登録

医師、医療機関が塩酸メチルフェニデート製剤を取り扱う場合は、あらかじめ、流通管理委員会（下記参照）に申請し、登録を受ける必要があります。登録を受けた医療機関でなければこの製剤の供給が受けられません。

流通管理基準や申請手続き等については、下記ホームページに掲載されています。

- リタリンを取り扱う場合（リタリン流通管理委員会事務局ホームページ）
<http://www.ritalin-ryutsukanri.jp>
- コンサータを取り扱う場合（ADHD適正流通管理システムホームページ）
<https://www.adhd-vcdfs.jp>

(3) 適正使用に係る留意事項

リタリン又はコンサータの使用にあたっては、その効能効果、用法用量、添付文書の使用上の注意等を踏まえ、リタリンにあつてはナルコレプシー、コンサータにあつては注意欠陥／多動性障害の適切な診断等を行った上で適正に処方等を行ってください。

特に薬物依存の発現について十分なリスク管理を行ってください。

〔対象となる製剤一覧〕

一般的名称	医薬品の販売名 (製造販売業者名)	効能効果
塩酸メチルフェニデート (第一種向精神薬)	リタリン錠 (ノバルティスファーマ株式会社)	ナルコレプシー
	コンサータ錠18mg コンサータ錠27mg (ヤンセンファーマ株式会社)	注意欠陥／多動性障害 (AD／HD)

【根拠通知】

- 塩酸メチルフェニデート（リタリン）その他向精神薬の適正使用、処方せんに係る疑義照会の徹底等について（H19/9/21薬食発第0921003号）
- 塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について（H19/10/26薬食総発第1026001号、薬食審査発第1026002号、薬食安発第1026001号、薬食監麻発第1026003号）
- 「塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について」の一部改正について（H25/12/20薬食総発1220第1号、薬食審査発1220第17号、薬食安発1220第10号、薬食監麻発1220第9号）
- メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg）の使用にあたっての留意事項について（R1/9/4薬食総発0904第1号、薬生薬審発0904第3号、薬生安発0904第1号、薬生監麻発0904第1号）

10 モダフィニル製剤の流通管理

モダフィニル製剤（商品名：モディオダール錠）については、厚生労働省が医薬品医療機器等法第79条に基づく承認条件を付し、各製造販売業者に適正な流通管理の実施を義務付けています。

（参考：承認条件）

1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
2. 特発性過眠症について、国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤の使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。
3. 本剤が、睡眠障害の診断、治療に精通した医師・医療機関のもとでのみ処方されるとともに、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。なお、令和3年3月31日までは従前の例によることができる。

(1) 医師、医療機関の登録

モディオダールを取り扱う場合、あらかじめ、適正使用委員会に申請し、登録を受ける必要があります。

また、登録を受けた医療機関でなければ、供給が受けられません。

医療機関の登録、適正使用等については、以下のホームページに掲載されています。

- モディオダール錠を取り扱う場合（モディオダール適正使用委員会）

<http://modiodal-tekiseishiyou.jp>

〔対象となる製剤〕

一般的名称	医薬品の販売名 (製造販売業者名)	効能効果
モダフィニル (第一種向精神薬)	モディオダール錠100mg (アルフレッサファーマ株式会社)	ナルコレプシー 特発性過眠症 持続陽圧呼吸(CPAP)療法 等による気道閉塞に対す る治療を実施中の閉塞性 睡眠時無呼吸症候群

【根拠通知】

- モダフィニル製剤（モディオダール錠100mg）の使用に当たっての留意事項について（R2/2/21薬生総発0221第1号、薬生薬審発02213第5号、薬生安発0221第1号、薬生監麻発0221第1号）
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤（モディオダール錠100mg）の経過措置期間の延長について（R2/7/30薬生総発0730第1号、薬生薬審発0730第9号、薬生安発0730第1号、薬生監麻発0730第10号）

11 ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の流通管理

ブプレノルフィン経皮吸収型製剤（商品名：ノルспанテープ）については、厚生労働省が医薬品医療機器等法第79条に基づく承認条件を付し、各製造販売業者に適正な流通管理の実施を義務付けています。

（参考：承認条件）

変形性関節症及び腰痛症に伴う慢性疼痛の診断、治療に精通した医師によってのみ処方・使用されるとともに、本剤のリスク等についても十分に管理・説明できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ用いられ、それら薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

(1) 医師、医療機関の登録

ノルспанテープを取り扱う場合、あらかじめ、流通管理事務局に申請し、登録を受ける必要があります。

また、登録を受けた医療機関でなければ、供給が受けられません。

医療機関の登録、適正使用等については、以下のホームページに掲載されています。

- ノルспанテープを取り扱う場合（ノルспанテープ適正使用推進WEBサイト）
<https://norspan.jp>

(2) 適正使用に係る留意事項

本剤を処方する場合は、本剤が麻薬及び向精神薬取締法上の向精神薬であること、添付文書の使用上の注意等を踏まえ、適正に処方・説明等を行うこと。また、原因となる器質的病変、心理的・社会的要因、依存リスクを含めた包括的な診断を行い、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。

〔対象となる製剤〕

一般的名称	医薬品の販売名 (製造販売業者名)	効能効果
ブプレノルフィン (第二種向精神薬)	ノルспанテープ5mg ノルспанテープ10mg ノルспанテープ20mg (ムンディファーマ株式会社)	非オピオイド鎮痛剤で治療困難な「変形性関節症」及び「腰痛症」に伴う慢性疼痛における鎮痛

【根拠通知】

- ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の使用に当たっての留意事項について
(H23/2/23薬食審査発0223第7号、薬食監麻発0223第1号)

Ⅲ 向精神薬一覽

(令和2年10月現在)

	物質名	薬理作用			物質名	薬理作用	
第一種	ジペプロロール	鎮咳		第	デロラゼパム	中枢抑制	
	セコバルビタール	中枢抑制	○		トリアゾラム	中枢抑制	○
	フェネチリン	中枢興奮			ニトラゼパム	中枢抑制	○
	フェンメトラジン	中枢興奮			ニメタゼパム	中枢抑制	
	メクロカロン	中枢抑制			ノルダゼパム	中枢抑制	
	メタカロン	中枢抑制			ハラゼパム	中枢抑制	
	メチルフェニデート	中枢興奮	○		バルビタール	中枢抑制	○
	モダフィニル	中枢興奮	○		ハロキサゾラム	中枢抑制	○
第二種	アモバルビタール	中枢抑制	○	第	ピナゼパム	中枢抑制	
	カチン	中枢興奮			ビニルビタール	中枢抑制	
	グルテチミド	中枢抑制			ピプラドロール	中枢興奮	
	シクロバルビタール	中枢抑制			ピロバレロン	中枢興奮	
	ブタルビタール	中枢抑制			フェナゼパム	中枢抑制	
	ブプレノルフィン	鎮痛	○		フェノバルビタール	中枢抑制	○
	フルニトラゼパム	中枢抑制	○		フェンカンファミン	中枢興奮	
	ペンタゾシン	鎮痛	○		フェンジメトラジン	中枢興奮	
第三種	ペントバルビタール	中枢抑制	○	三	フェンテルミン	中枢興奮	
	アミノレクス	中枢興奮			フェンプロボレクス	中枢興奮	
	アルプラゾラム	中枢抑制	○		ブトバルビタール	中枢抑制	
	アロバルビタール	中枢抑制	○		プラゼパム	中枢抑制	
	アンフェプラモン	中枢興奮			フルアルプラゾアム	中枢抑制	
	エスクロルビノール	中枢抑制			フルジアゼパム	中枢抑制	○
	エスタゾラム	中枢抑制	○		フルラゼパム	中枢抑制	○
	エチゾラム	中枢抑制	○		ブロチゾラム	中枢抑制	○
第三種	エチナメート	中枢抑制		種	プロピルヘキセドリン	中枢興奮	
	エチランフェタミン	中枢興奮			ブロマゼパム	中枢抑制	○
	オキサゼパム	中枢抑制			ペモリン	中枢興奮	○
	オキサゾラム	中枢抑制	○		ベンツフェタミン	中枢興奮	
	カマゼパム	中枢抑制			マジンドール	食欲抑制	○
	クアゼパム	中枢抑制	○		ミダゾラム	中枢抑制	○
	クロキサゾラム	中枢抑制	○		メソカルブ	中枢興奮	
	クロチアゼパム	中枢抑制	○		メダゼパム	中枢抑制	○
第三種	クロナゼパム	抗てんかん	○	メチプリロン	中枢抑制		
	クロバザム	抗てんかん	○	メチルフェノバルビタール	中枢抑制		
	クロラゼブ酸	中枢抑制	○	メフェノレクス	中枢興奮		
	クロルジアゼポキシド	中枢抑制	○	メプロバメート	中枢抑制		
	ケタゾラム	中枢抑制		レフェタミン	鎮痛		
	ジアゼパム	中枢抑制	○	レミマゾラム	中枢抑制	○	
	セクブタバルビタール	中枢抑制		ロフラゼブ酸エチル	中枢抑制	○	
	ゾピクロン	中枢抑制	○	ロプラゾラム	中枢抑制		
第三種	ゾルピデム	中枢抑制	○	ロラゼパム	中枢抑制	○	
	テトラゼパム	中枢抑制		ロルメタゼパム	中枢抑制	○	
	テマゼパム	中枢抑制					

注1) それぞれの物質の塩類及びそれらを含むものを含む。

注2) ○印は、我が国で医薬品として流通しているものを示す。

向精神薬成分名（商品名：例示）一覧表
（令和4年4月現在）

第一種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名
セコバルビタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム（0.2）（日医工）
塩酸メチルフェニデート	コンサータ錠18mg・錠27mg・錠36mg（ヤンセン） リタリン錠10mg（ノバルティスファーマ）
モダフィニル	モディオダール錠100mg（アルフレッサファーマー田辺三菱）

第二種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名
アモバルビタール	イソミタール原末（日本新薬）
塩酸ペンタゾシン	ソセゴン錠25mg（丸石）
ブプレノルフィン	ノルスパンテープ5mg、テープ10mg、テープ20mg（ムンディファーマ）
ブプレノルフィン塩酸塩	レベタン注0.2mg・注0.3mg・坐剤0.2mg・坐剤0.4mg（大塚） ブプレノルフィン注0.2mg・0.3mg（日新製薬）
フルニトラゼパム	サイレース錠1mg・錠2mg・静注2mg（エーザイ） フルニトラゼパム錠1mg「J G」・錠2mg「J G」（日本ジェネリック） フルニトラゼパム錠1mg「T C K」・錠2mg「T C K」（辰巳） フルニトラゼパム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」（共和薬品）
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg・注射液30mg（丸石） ペンタゾシン注15mg「K N」・30mg「K N」
ペントバルビタールカルシウム	ラボナ錠50mg（田辺三菱）

第三種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名
アルプラゾラム	コンスタン0.4mg錠・0.8mg錠（武田テバ薬品ー武田薬品） ソラナックス0.4mg錠・0.8mg錠（ヴィアトリス） アルプラゾラム錠0.4mg「アメル」（共和薬品、日本ジェネリック） アルプラゾラム錠0.8mg「アメル」（共和薬品） アルプラゾラム錠0.4mg、錠0.8mg「サワイ」（沢井） アルプラゾラム錠0.4mg、錠0.8mg「トーワ」（東和薬品）
エスタゾラム	ユーロジン散1%・1mg錠・2mg錠（武田テバ薬品ー武田薬品） エスタゾラム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」（共和薬品ー日医工）

物質名	商品名
エチゾラム	デパス細粒1%・錠0.25mg・錠0.5mg・錠1mg (田辺三菱) エチゾラム錠0.25mg「EMEC」・錠0.5mg「EMEC」 ・錠1mg「EMEC」(日医工) エチゾラム細粒1%「JG」・錠0.25mg「JG」・錠0.5mg 「JG」・錠1mg「JG」(日本ジェネリック) エチゾラム錠0.25mg「NP」・錠0.5mg「NP」・錠1mg 「NP」(ニプロ) エチゾラム錠0.25mg「SW」・錠0.5mg「SW」・錠1mg 「SW」(沢井) エチゾラム錠0.25mg「TCK」・錠0.5mg「TCK」・錠 1mg「TCK」(辰巳) エチゾラム錠0.25mg「アメル」・錠0.5mg「アメル」・錠 1mg「アメル」(日医工) エチゾラム錠0.25mg「オーハラ」・錠0.5mg「オーハラ」 ・錠1mg「オーハラ」(大原) エチゾラム錠0.25mg「クニヒロ」・錠0.5mg「クニヒロ」 ・錠1mg「クニヒロ」(皇漢堂) エチゾラム錠0.25mg「武田テバ」・錠0.5mg「武田テバ」 ・錠1mg「武田テバ」(武田テバ薬品-武田) エチゾラム錠0.25mg「ツルハラ」・錠0.5mg「ツルハラ」 ・錠1mg「ツルハラ」(鶴原) エチゾラム錠0.25mg「トーワ」・錠0.5mg「トーワ」・錠 1mg「トーワ」(東和薬品) エチゾラム錠0.25mg「日医工」・錠0.5mg「日医工」・錠 1mg「日医工」(日医工) エチゾラム錠0.25mg「日新」・錠0.5mg「日新」・錠1mg 「日新」(日新製薬) エチゾラム錠0.25mg「フジナガ」・錠0.5mg「フジナガ」 ・錠1mg「フジナガ」(第一三共)
オキサゾラム	セレナール散10%・錠5・錠10 (アルフレッサファーマ)
クアゼパム	ドラール錠15・錠20 (久光) クアゼパム錠15mg「MNP」・錠20mg「MNP」(日新-MeijiSeika) クアゼパム錠15mg「YD」・錠20mg「YD」(陽進堂-日本ジェネリック) クアゼパム錠15mg「アメル」・錠20mg「アメル」(共和薬品) クアゼパム錠15mg「サワイ」・錠20mg「サワイ」(沢井) クアゼパム錠15mg「トーワ」・錠20mg「トーワ」(東和薬品) クアゼパム錠15mg「日医工」・錠20mg「日医工」(日医工)
クロキサゾラム	セパゾン散1%・錠1・錠2 (アルフレッサファーマ)
クロチアゼパム	リーゼ顆粒10%・錠5mg・錠10mg (田辺三菱) クロチアゼパム錠5mg「サワイ」・錠10mg「サワイ」(沢井) クロチアゼパム錠5mg「ツルハラ」・錠10mg「ツルハラ」(鶴 原) クロチアゼパム錠5mg「トーワ」・錠10mg「トーワ」(東和薬 品) クロチアゼパム錠5mg「日医工」・錠10mg「日医工」(日医工)
クロナゼパム	ランドセン細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg (住友ファーマ) リボトリール細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg (太陽ファルマ)

物 質 名	商 品 名
クロバザム	マイスタン錠5mg・錠10mg・細粒1% (住友ファーマーアルフレッサファーマ)
クロラゼブ酸ニカリウム	メンドン7カプセル7.5mg (マイランEPD)
クロルジアゼポキシド	クロルジアゼポキシド散1%「ツルハラ」・錠5mg「ツルハラ」・錠10mg「ツルハラ」 コントロール散1%・散10%・5mg・10mgコントロール錠 (武田薬品) バランス散10%・錠5mg・錠10mg (丸石)
ジアゼパム	セルシン散1%・シロップ0.1%・注射液5mg・注射液10mg 2mg・5mg・10mgセルシン錠 (武田薬品) ホリゾン散1%・錠2mg・錠5mg・注射液10mg (丸石) ジアゼパム散1%「アメル」(共和薬品) ジアゼパム錠2mg「アメル」・錠5mg「アメル」(共和薬品、日本ジェネリック) ジアゼパム錠2「サワイ」(沢井) ジアゼパム錠2mg「タイホウ」・錠5mg「タイホウ」(大鵬薬品) ジアゼパム錠2mg「ツルハラ」・錠5mg「ツルハラ」・錠10mg「ツルハラ」(鶴原) ジアゼパム錠2「トーワ」・錠5「トーワ」(東和製品) ジアゼパム注射液5mg「タイヨー」・10mg「タイヨー」(大洋薬品) ダイアップ坐剤4・坐剤6・坐剤10 (高田)
ゾピクロン	アモバン錠7.5・錠10 (日医工) ゾピクロン錠7.5mg「杏林」・錠10mg「杏林」(キョーリンリメドイ) ゾピクロン錠7.5mg「サワイ」・錠10mg「サワイ」(沢井) ゾピクロン錠7.5mg「トーワ」・錠10mg「トーワ」(東和)
ゾルピデム	マイスリー錠5mg・錠10mg (アステラス) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「AFP」・錠10mg「AFP」(アルフレッサファーマ) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「DK」・錠10mg「DK」(三和化学) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「DSEP」・錠10mg「DSEP」(第一三共エスファ) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「EE」・錠10mg「EE」・0D錠5mg「EE」・0D錠10mg「EE」(日医工) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「JG」・錠10mg「JG」(日本ジェネリック) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「KMP」・錠10mg「KMP」(共創未来ファーマ) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「KN」・錠10mg「KN」・0D錠5mg「KN」・0D錠10mg「KN」(小林化工) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「NP」・錠10mg「NP」(ニプロ) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「NPI」・錠10mg「NPI」(日本薬工) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「TCK」・錠10mg「TCK」(辰巳) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「YD」・錠10mg「YD」(陽進堂) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「ZE」・錠10mg「ZE」(金星) ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「アメル」・錠10mg「アメル」(共

	<p>和薬品)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「オーハラ」・錠10mg「オーハラ」 (エッセンシャル、大原)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「杏林」・錠10mg「杏林」(キョーリン リメディオ)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「クニヒロ」・錠10mg「クニヒロ」 (皇漢堂)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「ケミファ」・錠10mg「ケミファ」 (ケミファ、日本薬工)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「サワイ」・錠10mg「サワイ」・0 D錠5mg「サワイ」・0D錠10mg「サワイ」(沢井)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「サンド」・錠10mg「サンド」(サ ンド)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「タカタ」・錠10mg「タカタ」・ 内用液5mg「タカタ」・内用液10mg「タカタ」(高田)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「テバ」・錠10mg「テバ」(武田 テバ薬品-武田)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「トーワ」・錠10mg「トーワ」・0 D錠5mg「トーワ」・0D錠10mg「トーワ」(東和薬品)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「日医工」・錠10mg「日医工」・0 D錠5mg「日医工」・0D錠10mg「日医工」(日医工)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「日新」・錠10mg「日新」(科研、 日新製薬)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「ファイザー」・錠10mg「ファイ ザー」(ファイザー)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩錠錠5mg「明治」・錠10mg「明治」(Meiji Seika)</p> <p>ゾルピデム酒石酸塩0Dフィルム5mg「モチダ」・0Dフィルム10m g「モチダ」(持田)</p>
トリアゾラム	<p>ハルシオン0.125mg錠・0.25mg錠 (ファイザー)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「CH」・錠0.25mg「CH」(日本ジ ェネリック)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「EMEC」・錠0.25mg「EMEC」 (日医工)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「FY」・錠0.25mg「FY」(共和薬 品)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「JG」・錠0.25mg「JG」(大興)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「KN」・錠0.25mg「KN」(小林化 工)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「TCK」・錠0.25mg「TCK」(辰 巳)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「テバ」・錠0.25mg「テバ」(武田テ バファーマー武田)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「日医工」・錠0.25mg「日医工」(日 医工)</p> <p>トリアゾラム錠0.125mg「日新」・錠0.25mg「日新」(日新製 薬)</p>

物 質 名	商 品 名
ニトラゼパム	ネルボン散1%・錠5mg・錠10mg (アルフレッサファーマ) ベンザリン細粒1%・錠2・錠5・錠10 (協和薬品) ニトラゼパム錠5mg「JG」・錠10mg「JG」(日本ジェネリック) ニトラゼパム細粒1%「TCK」・錠5mg「TCK」・錠10mg「TCK」(辰巳) ニトラゼパム錠5mg「ツルハラ」・錠10mg「ツルハラ」(鶴原) ニトラゼパム錠5mg「テバ」(武田テバファーマー武田) ニトラゼパム錠5mg「トーワ」(東和)
ハロキサゾラム	ソメリン細粒1%・錠5mg・錠10mg (アルフレッサファーマ)
フェニトイン、フェノバルビタール	複合アレビアチン配合錠 (住友ファーマ)
フェニトイン、フェノバルビタール、安息香酸ナトリウムカフェイン	ヒダントールD配合錠・E配合錠・F配合錠 (第一三共)
フェノバルビタール	フェノバル原末・散10%・錠30mg・エリキシル0.4% (第一三共) フェノバルビタール散10%「シオエ」(日本新薬) フェノバルビタール「ホエイ」原末・散10%「ホエイ」(ファイザー) フェノバルビタール散10%「マルイシ」(丸石、吉田製薬) フェノバル注射液100mg (第一三共)
フェノバルビタールナトリウム	ノーベルパール静注用250mg (ノーベル) ルピアール坐剤25・坐剤50・坐剤100 (久光) ワコビタール坐剤15・坐剤30・坐剤50・坐剤100 (高田)
フルジアゼパム	エリスパン錠0.25mg (住友ファーマ)
フルラゼパム	ダルメートカプセル15 (共和薬品)
プロチゾラム	レンドルミン錠0.25mg・D錠0.25mg (日本ベーリンガー) プロチゾラム錠0.25mg「AFP」(アルフレッサファーマ) プロチゾラム錠0.25mg「CH」(日本ジェネリック) プロチゾラム錠0.25mg「EMEC」(日医工) プロチゾラム錠0.25mg「YD」(陽進堂) プロチゾラム錠0.25mg「アメル」・OD錠0.25mg「アメル」(共和薬品) プロチゾラム錠0.25mg「オーハラ」(大原) プロチゾラム錠0.25mg「サワイ」・OD錠0.25mg「サワイ」(沢井) プロチゾラム錠0.25mg「テバ」・OD錠0.25mg「テバ」(武田テバファーマー武田) プロチゾラム錠0.25mg「トーワ」(東和薬品) プロチゾラム錠0.25mg「日医工」(日医工) プロチゾラム錠0.25mg「日新」(第一三共エスファ、日新製薬) プロチゾラム錠0.25mg「ヨシトミ」(田辺三菱) プロチゾラムOD錠0.25mg「JG」(日本ジェネリック)
プロマゼパム	レキソタン細粒1%・錠1・錠2・錠5 (サンド) プロマゼパム細粒1%・錠1mg・3mg「サンド」(サンド) プロマゼパム錠2mg・錠5mg「サンド」(サンド、日本ジェネリック) プロマゼパム坐剤3mg「サンド」(サンド)
ペモリン	ベタナミン錠10mg・錠25mg・錠50mg (三和化学)
マジンドール	サノレックス錠0.5mg (富士フィルム富士化学)

物 質 名	商 品 名
ミダゾラム	ドルミカム注射液10mg (丸石) ミダゾラム注10mg「サンド」(サンドー富士製薬) ミダゾラム注射液10mg「テバ」(武田テバファーマー武田) ミダフレッサ注射液0.1% (アルフレッサファーマ) ブコラム口腔用液2.5mg・口腔用液5mg・口腔用液7.5mg・口腔用液10mg (武田)
メダゼパム	レスミット錠2・錠5 (共和薬品) メダゼパム錠2 (ツルハラ)・錠5 (ツルハラ) (鶴原)
メペンゾラート臭化物、フェノバルビタール	トランコロンP配合錠 (アステラス)
レミマゾラムベシル酸塩	アネレム静注用50mg (ムンディファーマ)
ロフラゼプ酸エチル	メイラックス細粒1%・錠1mg・錠2mg (MeijiSeika) ロフラゼプ酸エチル錠1mg「SN」・錠2mg「SN」(シオノ、日医工ー武田、ファイザー) ロフラゼプ酸エチル錠1mg「サワイ」・錠2mg「サワイ」(沢井) ロフラゼプ酸エチル錠1mg「トーワ」・錠2mg「トーワ」(東和薬品) ロフラゼプ酸エチル錠1mg「日医工」・錠2mg「日医工」(日医工)
ロラゼパム	ワイパックス錠0.5・錠1.0 (ファイザー) ロラゼパム錠0.5mg「サワイ」(沢井、日本ジェネリック) ロラゼパム錠1mg「サワイ」(沢井) ロラピタ静注2mg (ファイザー)
ロルメタゼパム	エバミール錠1.0 (バイエル薬品) ロラメット錠1.0 (あすか製薬ー武田)

※ 会社名の表記

(A) A社 製造販売業者

(A-B) A社 製造販売業者、
B社 販売元、発売元等

I 医薬品である覚醒剤原料とは

覚醒剤取締法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品に該当するものをいいます。令和4年4月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

法律の規定名	別名	商品名	濃度規制	規定条項
N, α -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン	セレギリン、 デプレニル	エフピーOD錠 2.5 セレギリン塩 酸塩錠2.5mg 「アメル」、同 「タイヨー」	なし	覚醒剤原料を指定する政令第1号
2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサジアミド	リスデキサ ンフェタミン	ビバンセカプ セル20mg、同3 0mg	なし	覚醒剤原料を指定する政令第3号

*以下の物質については覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されているもの。

【含有量10%以下であれば除外されるもの】

- 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1（エフェドリン）
〈法別表第1号〉
- 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1（メチルエフェドリン）
〈法別表第3号〉

【含有量50%以下であれば除外されるもの】

- エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）〈覚醒剤原料を指定する政令第2号〉

医療機関では、次の2つの条件を満たす場合に限り、覚醒剤原料を取扱うことができます。（法第2条、30条の7、覚醒剤原料を指定する政令）

- ・ 施用のために交付するものであること
- ・ 医薬品である覚醒剤原料であること

医療機関で取扱える覚醒剤原料の例としては、次のようなものがあります。

- ・ エフピーOD錠2.5
- ・ セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメル」
- ・ セレギリン塩酸塩錠2.5mg「タイヨー」
- ・ ビバンセカプセル20mg
- ・ ビバンセカプセル30mg

II 覚醒剤原料に関する禁止及び制限事項

医療機関は、その業務のため、指定を受けずに覚醒剤原料を取り扱うことができますが、次の事項について、法で規制されています。

1 譲受（法第30条の9）

病院、診療所又は飼育動物診療施設（以下、「病院等」という。）の開設者は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けた者から覚醒剤原料を譲り受けることができます。

覚醒剤原料取扱者等以外では、以下の者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

- ① 医薬品等覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。
- ② 医薬品等覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（以下「相続人等」）から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。
* 病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られます。

患者、相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を宮崎県知事に提出しなければなりません。

提出書類：交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書・・・1部

届出期限：速やかに

届出先：管轄保健所（宮崎市内は県の中央保健所）

- ③ 業務を廃止した病院・薬局等の開設者から30日以内に譲り受けることができます。

2 譲渡（法第30条の9）

病院等で覚醒剤原料を譲渡できるのは、施用のため医薬品である覚醒剤原料を当該患者及び当該患者の看護に当る者に交付する場合のみです。

そのため、譲り受けた覚醒剤原料の「覚醒剤原料取扱者」への返品、交換、賃借はできません。

* 他の病院等（同一法人を含む）及び薬局との賃借は、絶対できません。

ただし、以下の場合は譲り渡すことができます。

- ① 病院等の開設者が業務廃止等に伴い譲渡する場合
病院等が業務を廃止した場合、所有する覚醒剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます（Ⅲ 覚醒剤原料を取り扱う場合の注意事項 5 医療機関を廃止した場合等の手続参照）
- ② 病院等の開設者が覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合
次のいずれかに該当する覚醒剤原料に限り、事前に九州厚生局長の許可を受けて覚醒剤原料取扱者等に譲渡することができます。
ア 全部又は一部が不潔な物質若しくは変質した物質から成っているもの
イ 異物が混入し、又は付着しているもの
ウ その容器又は包装に破損が生じているもの
エ 覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの
オ 治験又は臨床研究において使用する予定であった覚醒剤原料のうち、当該

- 治験又は臨床研究に使用する必要がなくなったもの
- ③ 病院等の開設者が覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者に譲渡する場合
事前に九州厚生局長の許可を受けて、医薬品覚醒剤原料を患者の試験検査のために譲り渡すことができます。

3 所持（法第30条の7）

病院等で覚醒剤原料を所持できるのは、次のような場合に限りです。

- (1) 病院等の開設者及び診療施設において診療に従事する医師・歯科医師、獣医師（以下「医師等」）がその業務のために覚醒剤原料を所持する場合
- (2) 病院等において調剤に従事する薬剤師がその業務のため覚醒剤原料を所持する場合
- (3) 上記(1)と(2)に規定する者の業務上の補助者（看護師・事務職員等）がその業務のため覚醒剤原料を所持する場合
- (4) 病院等において診療に従事する医師等から施用のため覚醒剤原料の交付を受けた者が、当該覚醒剤原料を所持する場合及び交付を受ける者の看護に当たる者がその者のために当該覚醒剤原料を所持する場合。
- (5) 医師等の処方せんの交付を受けた者が、当該処方せんにより薬剤師が調剤した覚醒剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護にあたる者がその者のために当該処方せんにより薬剤師が調剤した覚醒剤原料を所持する場合
- (6) 医師等から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受け、又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続財産を管理する者が管理する場合

4 使用（法第30条の11）

病院等において覚醒剤原料を使用できるのは、次の場合に限られています。

- (1) 病院等において診療に従事する医師等若しくは調剤に従事する薬剤師がその業務のため覚醒剤原料を施用し、又は調剤のために使用する場合
- (2) 病院等において診療に従事する医師等から施用のため覚醒剤原料の交付を受けた者が使用する場合
- (3) 医師等の処方せんの交付を受けた者が、当該処方せんにより薬局開設者又は病院等の開設者から譲り受けて使用する場合

Ⅲ 覚醒剤原料を取り扱う場合の注意事項

病院等で覚醒剤原料を取り扱う場合、譲渡、譲受の際の手続き、保管、廃棄、事故等について次のとおり規制されています。

1 譲渡及び譲受（法第30条の10）

覚醒剤原料取扱者から覚醒剤原料を譲り受ける場合は、以下の手続きが必要です。

- ① 譲受証に必要事項を記載・押印し、覚醒剤原料取扱者に交付する。
- ② 覚醒剤原料取扱者から、譲渡証の交付を受け、覚醒剤原料を譲り受ける。
- ③ 譲渡証を譲受の日から2年間保存する。

- * 譲受証の交付は次のいずれかの時期に行い、譲り受けた後に譲受証を交付することはできません。
 - ・ 譲渡証及び覚醒剤原料の交付を受ける前に譲受証を交付する。
 - ・ 譲渡証及び覚醒剤原料と譲受証を同時に交換する。
 - ・ 業務廃止等に伴い覚醒剤原料を譲渡(受)する場合にあっても、譲渡(受)証の交付は必要です。
 - ・ 業務廃止等の際、覚醒剤原料を譲渡するに当たっては、相手方が覚醒剤原料の取扱いができる者であることを必ず確認してください。
開設者を法人化する場合や施設の建替え等による廃止の場合にも該当します。
- * 医薬品である覚醒剤原料を施用のため患者等に交付する場合には譲受証及び譲渡証の交付は不要です。

2 保管（法第30条の12）

覚醒剤原料は、医療機関内の鍵のかかる場所に保管してください。

なお、保管設備の例としては次のようなものがあります。

- ① 施錠設備のある倉庫、薬品庫、ロッカー
- ② 覚醒剤原料専用金庫（重量金庫）
- ③ 床にボルトなどで固定され容易に持ち運びできない保管庫
- ④ 調剤所の鍵のかかる引出し

- * 麻薬保管庫、毒劇物保管庫には保管できません。

3 廃棄（法第30条の13）

覚醒剤原料の廃棄は、事前に「覚醒剤原料廃棄届出書」により 管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）に届け出て、保健所の覚醒剤監視員の立会いのもとに廃棄しなければなりません。

古くなった覚醒剤原料、調剤ミスなどで使えなくなった覚醒剤原料を廃棄する場合も廃棄届出が必要です。

ただし、病院等の開設者が、医師等が施用のために交付した医薬品覚醒剤原料又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合には、保健所の覚醒剤監視員の立会いは不要ですが、廃棄後30日以内に宮崎県知事に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」により届け出なければなりません。

具体的には、次の点に注意してください。

- (1) 自らの病院等で交付した医薬品覚醒剤原料について、患者が不要になり、患者から譲り受けた場合、患者の死亡により相続人等から譲り受けた場合、再入院、転入院の際に患者が持参し、施用する必要がなくなった場合には、病院等の開設者は、他の職員の立会の下に廃棄し、廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を提出してください。
なお、患者、相続人等から譲り受けた場合は、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」の提出も必要になります。
- (2) 他の病院等で交付を受けた医薬品である覚醒剤原料を持参し入院した場合は、患

者又はその家族等が管理し継続して施用する場合は問題ありません。しかし、処方変更等により施用を中止する場合は、患者又はその家族等の責任の下で管理してもらうか、患者又はその家族等で廃棄するよう指導してください。なお、廃棄を補助することは差し支えありません。

4 事故の届出（法第30条の14）

所有する覚醒剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となったときは、「覚醒剤原料事故届」により、速やかにその覚醒剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）に届け出なければなりません。

なお、盗難等が疑われる場合には、所管の警察署へも届け出てください。

5 病院等を廃止した場合等の手続き（法第30条の15）

病院等の開設者が病院等を廃止し、若しくは医療法第29条第1項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定によりその病院等の開設の許可を取り消された際に、医薬品覚醒剤原料を所有し、又は所持していた場合は次の手続きが必要です。

なお、現に医薬品覚醒剤を所持していない場合にあっても報告する必要があります。

(1) 所有数量報告

15日以内に、所有する覚醒剤原料の品名及び数量を「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」により、管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）に報告しなければなりません。

(2) 譲渡報告

30日以内であれば、所有する覚醒剤原料を、病院等の開設者、薬局開設者、覚醒剤原料取扱者等に譲り渡すことができます。（譲渡証・譲受証の交付が必要です。）

譲り渡したときは、その覚醒剤原料の品名、数量、譲受人の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」により、管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）に報告しなければなりません。

(3) 廃棄処分

所有する覚醒剤原料を30日以内に譲り渡すことができなかった場合は、「業務廃止に伴う覚醒剤原料処分届出書」により、管轄の保健所（宮崎市内は県の中央保健所）願い出て、速やかに保健所の覚醒剤監視員の立会いを求め、廃棄等の処分を行わなければなりません。

* 上記(1)から(3)の手続きは、病院等の開設者が死亡した場合には、その相続人が、法人が解散した場合にはその清算人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人が行ってください。

病院等の開設者及びその相続人、清算人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人並びにこれらの者の業務上の補助者については、当該覚醒剤原料の譲渡、廃棄その他の処分をするまでの間は、所持の禁止（法第30条の7）の規定は適用されません。また、譲渡については、譲渡及び譲受の制限及び禁止（法第30条の9）の規定は適用されません。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">覚醒剤原料譲渡証</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">譲渡年月日 譲 渡 人</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">指定の種類及び番号</p>				
譲 受 人	住 所			
	氏 名			
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

別記第十四号様式(第十六条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">覚醒剤原料譲受証</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">譲受年月日 譲 受 人</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">指定の種類及び番号</p>				
譲 渡 人	住 所			
	氏 名			
使 用 の 目 的				
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

備考 用紙及び記載上の注意は、別記第13号様式に準ずること。

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

宮崎県知事 殿

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

宮崎県知事 殿

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

宮崎県知事 殿

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時(予定)		
廃棄の場所(予定)		
廃棄の方法(予定)		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記（第30条の14関係）

覚醒剤原料事故届出書

覚醒剤取締法第30条の14の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

宮崎県知事

殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名	数 量	事 故 の 状 況	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

参考

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所
報告義務者続柄
氏 名

宮崎県知事 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及びその事由の発生日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

参考

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所
報告義務者続柄
氏 名

宮崎県知事 殿

業 態					
業務所	所在地				
	名 称				
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第30条の7 による区分及び 業種名	指定証の 番号	
報告の事由及びその 事由の発生日					

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

参考

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住 所
届出義務者続柄
氏 名

宮崎県知事 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
届出の事由及びその事由の発生年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態(病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別)を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

麻薬施用者免許申請書

麻薬業務所	所在地			
	名称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名称			
許可又は免許の番号	第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日	
申請者(含む。法人にあつては、その業務を行う役員)	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。		
	(5)	(4)に規定する者に事業活動を支配されていること。		
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p>				

麻薬管理者免許申請書

麻薬業務所	所在地			
	名称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名称			
許可又は免許の番号	第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日	
申請者(含む。法人にあつては、その業務を行う役員)	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。		
	(5)	(4)に規定する者に事業活動を支配されていること。		
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p>				

診 断 書

氏 名		性 別	男	女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	年 齡	才	
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1 精神機能の障害 (□にチェックを付けること)</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による診断が必要 </p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。（注1））</p> </div> <p>2 麻薬又は覚醒剤の中毒 (□にチェックを付けること)</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり </p>				
診断年月日	令和 年 月 日			
<p>病院、診療所又は介護老人保健施設等の</p> <p style="margin-left: 40px;">名 称</p> <p style="margin-left: 40px;">所 在 地</p> <p style="margin-left: 180px;">TEL () (注2)</p> <p style="margin-left: 40px;">医師氏名</p>				

(注1) 精神機能の障害程度・内容により、許可（登録、免許、指定、届出）された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書きください。

(注2) 必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障害の程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載してください。

麻 薬 者 業 務 廃 止 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
氏 名				
業務廃止の事由 及びその年月日				
<p>上記のとおり、業務を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p>				

麻 薬 者 免 許 証 返 納 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
	名 称		
氏 名			
免 許 証 返 納 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p>			

麻薬施用者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項				
変 更 前	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
更 前	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
	氏名（法人にあっては、名称）			
前	従たる施設	所在地		
		名 称		
変 更 後	麻薬業務所	所在地		
		名 称		
更 後	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
	氏名（法人にあっては、名称）			
後	従たる施設	所在地		
		名 称		
変更の事由及びその年月日				
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>宮崎県知事 殿</p>				

麻 薬 者 免 許 証 再 交 付 申 請 書

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
	名 称		
氏 名			
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">宮崎県知事 殿</p>			

別記第11号様式(第十条関係)

麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免許年月日	年 月 日
免 許 の 種 類		氏 名	
麻薬業務所又は 麻薬の所在場所	所 在 地		
	名 称		
廃 棄 し よ う と す る 麻 薬	品 名	数	量
廃 棄 の 年 月 日			
廃 棄 の 場 所			
廃 棄 の 方 法			
廃 棄 の 理 由			
<p>上記のとおり、廃棄したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名(法人にあつては、名称)</p> <p>宮崎県知事 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日
			患者の氏名
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあっては、名称）</p> <p style="text-align: left;">宮崎県知事</p> <p style="text-align: right;">殿</p>			

残 余 麻 薬 届

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出義務者続柄

氏 名 (法人にあつては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻薬取扱者	免許の種類			
	免許番号			
	氏 名 (法人にあつては、名称)			
	麻薬業務所	所在地		
名 称				
業務(研究)の廃止又は免許の失効年月日		年	月	日
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 ()		
残余麻薬の品名及び数量	品 名	数 量	備 考	
残余麻薬の処置	1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他(具体的に記入すること。)			

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

残 余 麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出義務者続柄

氏 名 (法人にあつては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡者	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		業務(研究)の廃止又は免許の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日		
譲受者	麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
		氏 名 (法人にあつては、名称)		
	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
麻薬業務所	氏 名 (法人にあつては、名称)			
	所在地			
		名 称		
譲 渡 年 月 日			年 月 日	
譲渡した麻薬の品名及び数量	品 名		数 量	備 考

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第16号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証				年 月 日	
譲 受 人 の 免 許 証 の 番 号	第 号	譲 受 人 の 免 許 の 種 類			
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)				㊦	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免 許 証 の 番 号	第 号	氏 名	㊦	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所 在 地				
品 名	容 量	箇 数	数	備 考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 渡 証				年 月 日	
譲渡人の免許証の番号	第 号	譲渡人の免許の種類			
譲渡人の氏名(法人にあつては、名称)		㊟			
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所名	所 在 地				
	名 称				
品 名	容 量	筒 数	数 量	備 考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻 薬 引 継 確 認 書

年 月 日

麻薬診療施設開設者住所

氏名

下記の麻薬引継を確認しました。

記

麻薬診療施設名称						
麻薬診療施設住所						
麻薬管理者 変更の理由						
引 継 者	麻薬免許証番号			免許の種類		
	麻薬免許年月日					
	業務廃止年月日					
	氏 名					
引 受 者	麻薬免許証番号			免許の種類		
	麻薬免許年月日					
	氏 名					
引 継 い だ 麻 薬 の 品 名 ・ 数 量	品 名	単 位	数 量	品 名	単 位	数 量

* 本手続きは法令等の規定は無いが、麻薬管理者を変更した場合、現有する麻薬を円滑に引継ぐとともに、適正な麻薬の管理を行う為に、提出をお願いします。